

第1章 総 則

第1節 計画の方針

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、千歳市防災会議が作成する計画であり、千歳市の地域に係る防災に関し、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり防災関係各機関が、その機能の全てをあげて市民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から保護するため、次の事項を定め本市防災の万全を期すること、並びに市域外の大規模災害時における被災地支援や被災者受入等に係る対策等の基本的な事項を定めることを目的とする。

- 1 千歳市、千歳市の区域を管轄し、若しくは、区域内に所在する指定地方行政機関、北海道、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な防災の組織に関すること
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること
- 5 災害復旧・復興に関すること
- 6 被災地への支援対策、被災者受入対策等に関すること
- 7 防災訓練に関すること
- 8 防災思想の普及に関すること

なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール1、5、11、13、17の達成に資するものである。



※ 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下により具体的な169のターゲットがある。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

第2 計画の推進

本計画は、「災害や危険から暮らしを守るまち」、「災害に強いまち、ひとづくり」を目標に、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の回復を

図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

2 自助（市民及び事業者が自らの安全を自ら守ることをいう。）、共助（市民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（市及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。

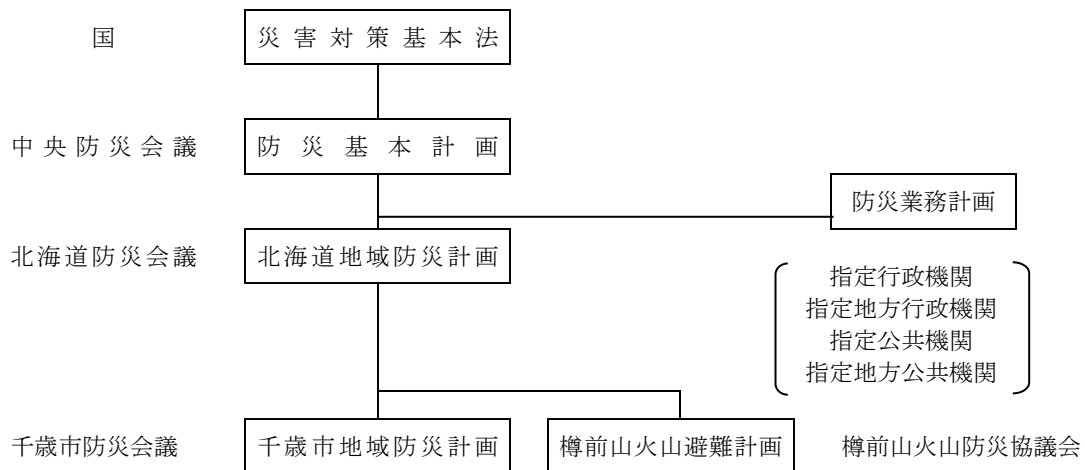
3 災害発生時は市民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自ら守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。

4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。

5 各種感染症の発生を踏まえ、災害対応にあたる職員等の感染症対策や、避難所における避難者の過密抑制など各種感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

第3 計画の位置付け

千歳市地域防災計画は、「災害対策基本法」のほか、国の防災指針を定めた「防災基本計画」（中央防災会議）、「北海道地域防災計画」（北海道防災会議）、「防災業務計画」（指定行政機関・指定公共機関等）、「樽前山火山避難計画」（樽前山火山防災協議会）と密接な整合性・関連性を有している。



第4 計画の修正要領

千歳市防災会議は、災害対策基本法第42条に定めるところにより千歳市地域防災計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこ

れを修正する。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき
- 2 市域内・外において発生した災害の教訓等を計画に反映させる必要が生じたとき
- 3 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき
- 4 新たな計画を必要とするとき
- 5 防災基本計画及び北海道地域防災計画の修正が行われたとき
- 6 その他市防災会議会長が必要と認めたとき

前各号に掲げる事項については、計画の部分的な修正についても同様とする。

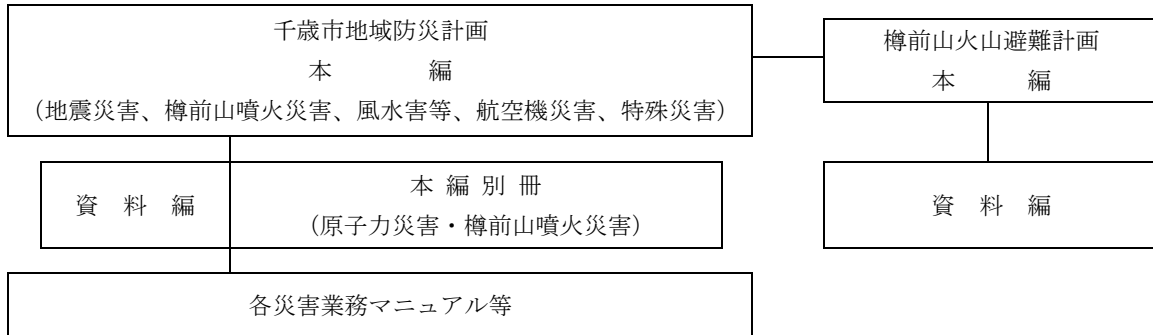
第5 計画の周知

この計画は、防災関係機関の職員に周知を図るとともに、計画のうち、必要な事項については、災害対策基本法第42条第5項に定める公表のほか、市民に周知を図る。

第2節 計画の構成と概要

第1 計画の構成

この計画は、千歳市の防災計画の全体像や業務の流れが判りやすいように基本的事項をまとめている。



千歳市地域防災計画の全体像

種 類		内 容
本 編		千歳市の防災に対する取組みや災害発生時の対応を判りやすく記載
資 料 編		本編に関連した各種資料を分類して記載
本 編 別 冊	原子力災害時における避難者受入に関するマニュアル	泊発電所における原子力災害に伴い避難する住民等の受入れや支援等について記載
	樽前山噴火災害対策支笏湖地区避難計画	樽前山噴火災害対策編に示す支笏湖地区住民等の避難について具体的な要領を記載
各災害業務マニュアル等 (別冊)	危機管理指針	・危機管理の態勢、事前対策、応急対策、事後対策等危機管理に関する基本的事項を記載
	各対策部マニュアル	地域防災計画に基づく各対策部が行う災害業務について具体的な動員体制・活動など記載
	災害対策本部設置・運営マニュアル	大規模災害時等において災害対策本部を設置・運営する場合の要領について記載
	大規模停電対応マニュアル	大規模停電に備え取り組む事項や大規模停電発生時に取り組む具体的な対策等について記載
	非常通信対応マニュアル	非常事態や災害発生時において通信の確保や円滑な通信情報活動を行うための具体的な対策について記載
	避難情報の発令判断・伝達マニュアル (洪水編・土砂災害編)	水害や土砂災害が発生するおそれがある場合、あるいは発生した場合において必要な避難情報の発令判断基準や伝達方法等について記載
	避難所開設・運営マニュアル	避難所開設・運営における必要な業務と留意事項等について記載
千歳市避難行動要支援者避難支援プラン		災害発生時において避難行動要支援者の避難支援等を適切かつ円滑に行うための体制や要領等について記載

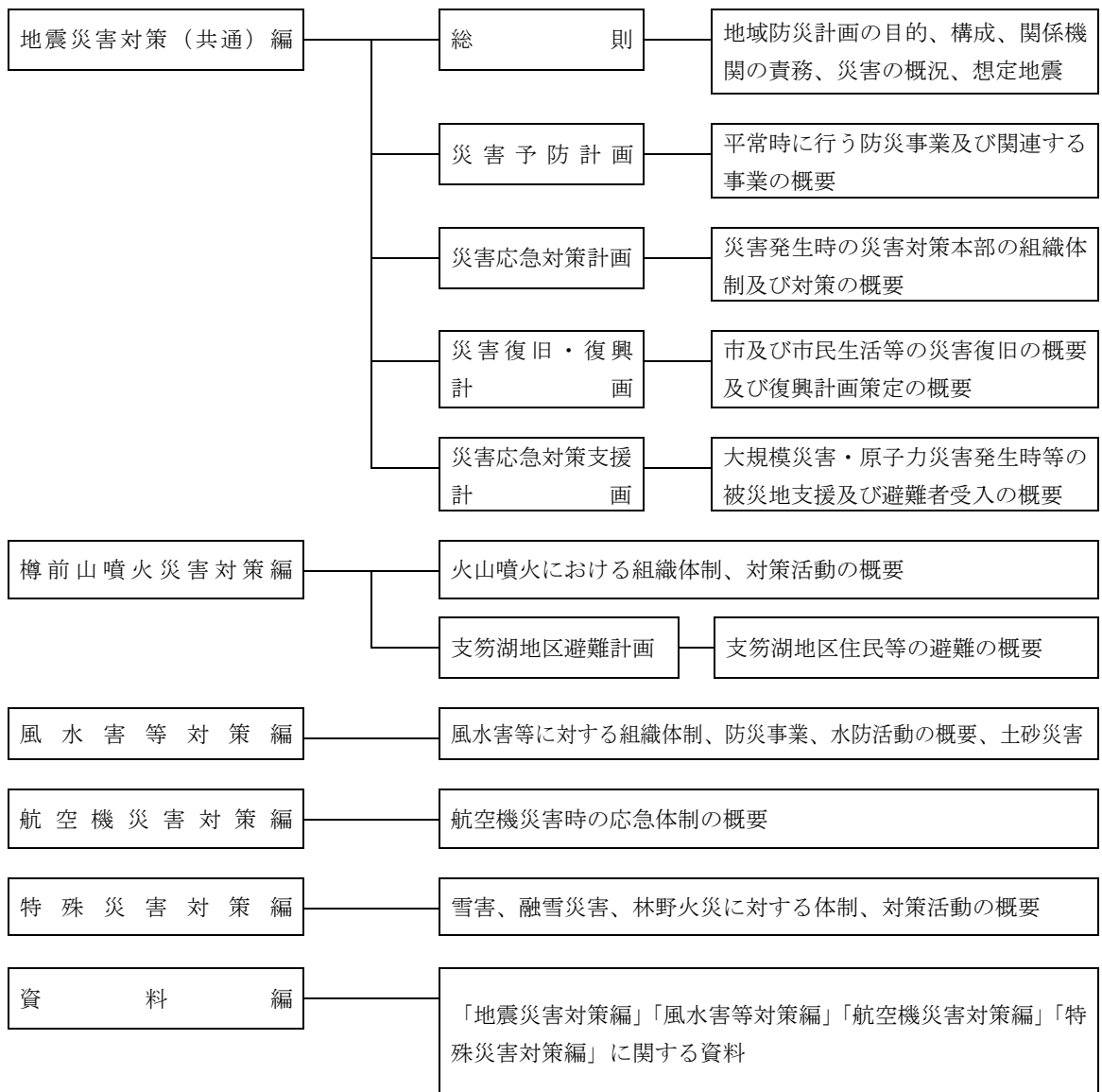
	航空機災害時における搬送計画	航空機災害発生時において、自力で避難施設に移動することが困難な住民を避難施設まで搬送するための要領について記載
--	----------------	---

樽前山火山避難計画の全体像

種 類	内 容
本 編	樽前山の火山災害に対し、樽前山火山防災協議会を構成する3市4町の自治体、防災関係機関及び住民などが平常時から災害発生時に行うべき対策を記載
資 料 編	本編に関連した各種資料を分類して記載

第2 計画の概要

この計画は、全市をあげた防災体制が必要な地震災害に対応する「地震災害対策（共通）編」を中心とし策定している。よって、共通的な事項は「地震災害対策（共通）編」に定めており、局地的で事前の警戒や準備が可能な「樽前山噴火災害対策編」「風水害等対策編」「航空機災害対策編」「特殊災害対策編」は、「地震災害対策（共通）編」に準じた内容としている。



第3節 千歳市の特性及び災害の概況

第1 位置及び地勢等

本市の位置は、東端は東経141° 52′、西端は東経141° 10′、南端は北緯42° 40′、北端は北緯42° 57′に位置し、札幌市から南約40km、苫小牧市から北へ28kmの地点にあり、4市（札幌、苫小牧、恵庭、伊達）、4町（由仁、長沼、白老、安平）に接している。

市の面積は594.50km²、周囲は182km、東西の距離は57.2km、南北は30.4kmであり、市役所が所在する位置の標高は13.6757mとなっている。

このように本市は、北海道の中南部に位置し、石狩平野の南端にあり、東西に細長く、地形なども地域によって異なっている。

地域別に分けてみると、全体の約70%が国有林等で占められた緑の多いまちであり、西部は高台、山岳、湖沼となっている。また、西部にある支笏湖を源とする千歳川は本市の中央部を流れ、発電、さけ・ますふ化、かんがい用水に活用され、石狩川に注いでいる。中央部は、平坦な地勢で市街地、空港、自衛隊駐屯地、基地、農耕地に利用され、東部の丘陵地帯のほとんどは農耕地となっている。

千歳市の位置



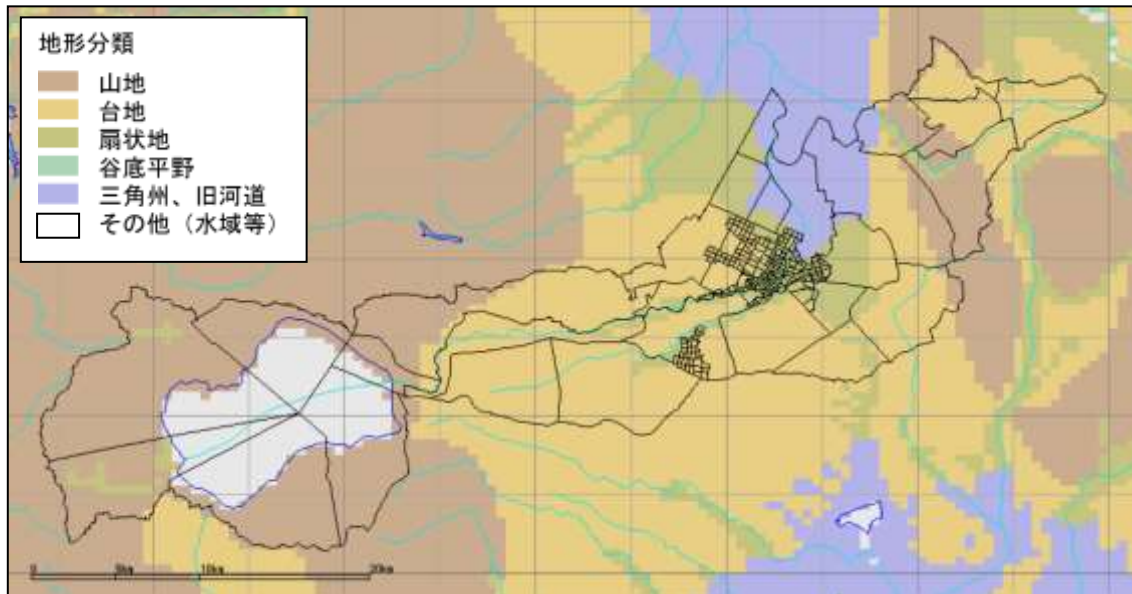
（出典：国土地理院）

第2 地 質

本市の地質は、樽前山火山系で、大別して風積土、水積土に区分される。風積土は、4層に区分され、降灰年代は、樽前山火山灰 a 層（1739年）、b 層（1667年）、c 層（約3000年前）、d 層（約9000年）

前)であり、恵庭岳火山灰の層(約13000年前)は更に古い。水積土は、千歳川流域の平坦な低地をなしている沖積層に区分される。集積層は、低位泥炭、中間泥炭、高位泥炭に区分され、本市の場合長都原野を中心に周辺丘陵地帯まで広がっている。

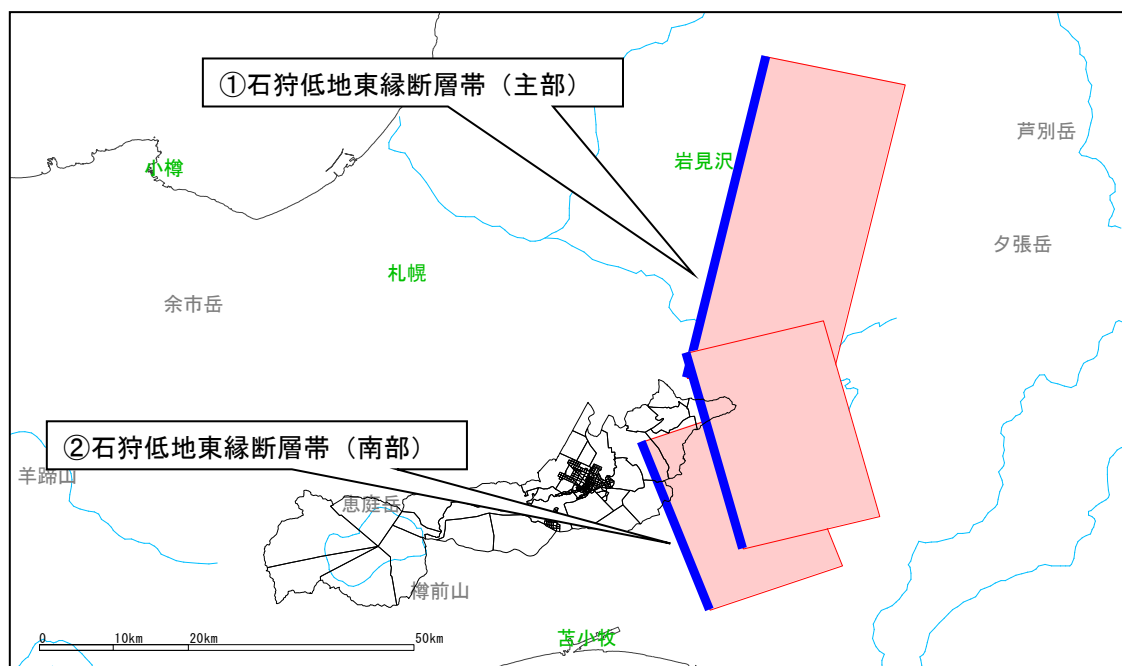
千歳市の地形分類



(出典：国土地理院)

また、本市の東部には石狩低地東縁断層帯主部と南部の存在が確認されており、断層全体が1つの活動区域として活動した場合、主部はマグニチュード7.9程度、南部はマグニチュード7.7程度以上の地震が発生する可能性があるが、主部と南部が連動して活動した場合はマグニチュード8.2以上の地震が発生すると推定されている。

石狩低地東縁断層帯（主部・南部）の概略位置



なお、この断層帯の詳細については資料編「北海道周辺で発生する地震」に示す。

資 料 編 ○北海道周辺で発生する地震

第3 気 象

本市は地理的条件により、気候的には太平洋側と日本海側両方の特性を持ち合わせており、風は夏には南風、秋から冬には北風がそれぞれ卓越している。

降水量は山間部を除けば道内の他の地方とほぼ同じ、降雪量は山間部を除けば比較的少なく、長期積雪のはじまりも遅い。春、秋は比較的晴れる日が多く、月平均気温は、盛夏期で20度位、厳寒期で氷点下6度位、最高気温は30度以上になることが少なく、最低気温も氷点下25度以下になることはまれで、しのぎ易い気候である。

気象庁の2003年からの統計によるこれまでの極値は、最高気温34.2度（平成23年）、最低気温氷点下25.4度（令和4年、平成31年）である。

第4 特 性

本市は北海道における「陸・海・空」をジョイントする一大交通拠点となっている。特に、市街地南部には北海道の空の玄関と呼ばれる新千歳空港が所在し、56の航空路線（海外：25路線、国内：31路線：令和5年1月現在）が就航し、年間約2,400万人を超える乗降客数（令和元年：約2,460万人）を有するなど北海道における国際航空の拠点となっており、外国人を含む多くの人々が当市を訪問している。

また、国道36号及び道央自動車道は札幌などの道央主要都市と特定重要港湾がある苫小牧、室蘭を結ぶ主要幹線道路となっている。

市域内は、東部の農耕地帯、西部の支笏洞爺国立公園に属する支笏湖を含む森林地帯及び中心部の市街地で構成されており、市街地は、JR千歳線で南北に、支笏湖を源流とする千歳川で東西に区分されているほか、市街地に隣接した西南地区には工業団地や住宅地を有する向陽台地区が存在している。

令和6年3月現在における市人口は、97,784人（男：49,669人、女：48,115人、世帯：52,107戸）であり、そのうち約98%が市街地（向陽台地区を含む）に集中している。

また、市街地に隣接する東・北・南部には、大規模災害時に最も頼りとなる陸上自衛隊及び航空自衛隊の駐屯地・基地が所在し、約9,200人の自衛官が勤務している。

更に、新千歳空港や支笏湖等が所在していることから、国や道の機関等が配置されている。

第5 災害の概況

- 1 本市の災害の発生は、暴風雨（低気圧、台風等）による被害が最も多く、以下火災、雪害、冷害、霜害が主なものであるが、北海道の気象の特性等により発生する本市の暴風雨災害等の状況は次のとおりである。また、平成30年9月6日に「平成30年北海道胆振東部地震」が発生し、本市において統計上初めて震度6弱を観測、道内全域の停電（ブラックアウト）が発生したことにより、大きな混乱に見舞われた。

（1）融雪出水災害

融雪出水は山地が融雪期に入る3月下旬から4月中旬にかけて多く発生するが、その要因となるのは、土地が水で飽和され出水の素地がつくられた状態のところに山腹の積雪がとけ急速に注ぎ込むことにより、平地の融雪によって貯えられた水とともに河川、排水溝の流れを活発にして一挙に出水するところによるものである。

（2）雪害

冬の降水量は、本道では気温が低いめほとんど雪となる。本市において積雪の深さが最も多いのは美笛地区であり、2mを超えることもある。

本道の雪質の特徴は、密度が小さく、乾雪が多いと言われており、寒冷な気温との関係もあって降雪が継続し根雪期間が長いことから、吹雪、雪崩、電線着雪等により、交通、電気、通信等に大きな被害を与えることがある。

なお、本市において暴風雪や大雪により被害が発生した状況は、次のとおりである。

・平成20年2月23日～24日の状況

23日は日本海中部にある低気圧が急速に発達しながら東に進み、24日朝には三陸沖に進んだ。この影響で、2月23日夜遅くから24日昼前にかけて市域内において平均風速14～15m/s（最大20m/s）の風と約40cmの降雪を伴う暴風雪が発生した。この影響で「ホワイトアウト現象」が生じたほか、郊外の道路上に1mを超える吹き溜まりが随所に発生し、200台を超える車両が立ち往生したほか、多くの人が車両内に閉じ込められる事態が発生した。

このため、市は「暴風雪に係る千歳市災害対策本部」を設置し、災害対応を行うとともに、北海道知事に自衛隊の災害派遣を要請し、第7師団から人員約170名、大型雪上車など35両、ヘリコプター2機が派遣され、吹き溜まりからの救出及び救助活動を行った結果、人的被害は皆無であった。

また、暴風雪の影響で新千歳空港では、全264便中136便が欠航し、2,500人余の乗客が空港ロビー等で一夜を過ごした。

・令和4年2月22日～23日の状況

発達した低気圧が千島近海を東に進み、23日にかけて強い冬型の気圧配置が続いた。22日の積雪差日合計47cmの大雪により、23日には積雪の深さ123cmを観測した。いずれも統計開始以来1位の記録となった。路線バスの全面運休やごみ収集の休止など、人流・物流にも大きな影響を与えた。

（3）風水害

風水害は前線や台風によるものが多い。台風は1年間に約25発生するといわれているが、月別にみると7月から10月の間に多く、北海道に影響するものは8月、9月に多いといわれている。

なお、本市においては、昭和56年8月に大雨による災害が発生したが、その概況は、次のとおりである。

8月3日午後にサハリン南部を通過した低気圧から南西に延びる寒冷前線は、3日昼過ぎから夜半にかけて北海道北部を南下し、4日夕方まで北海道中央部を北東から南西に横切って停滞した。この寒冷前線の南下に伴って、雨は3日昼過ぎ宗谷管内から降り始め、各管内に広がり、特に空知から千歳・苫小牧方面にかけては150mmから260mmにも達し、今回の大雨の前半部を形成した。

その後、5日、日中に北海道西岸における気圧の谷の南下に伴い低気圧が発生し、その中心から温暖前線が東に、また寒冷前線が南東に延びて日高地方を横切る状態となった。

一方、関東の南東海上を北上して来た台風第12号の外縁部の雨雲が4日夜半から北海道に流入

し、前線の雨雲と合流したため、4日夜半から5日夜半にかけて再び強い雨が降り続き、この間の降水量は120mmから180mm、多い所では200mmから300mmにも達し、今回の大雨の後半部を形成した。

台風第12号は、その後三陸沖を北上し徐々に勢力が弱まり、6日、3時には釧路南沖で温帯低気圧に変わり、根釧原野を横切って6日9時オホーツク海南部に抜け、6日午後からは天気も回復して、4日間にわたり各地に大きな災害をもたらした大雨はようやく終息した。

（4）大雨特別警報発表

気象庁は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災における大津波警報発表や同年8月25日に発生した台風第12号時の大雨警報発表が、迅速な住民避難や市町村長の避難勧告・避難指示等の発令に結びつかなかったことなどの教訓を踏まえ、平成25年8月30日から、重大な災害への危険性が著しく高まっている場合に発表する「特別警報」の運用を開始した。平成26年9月11日、気象庁（札幌管区气象台、室蘭地方气象台）は、この特別警報の運用開始後、北海道で初めてとなる「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」を北海道（石狩地方、空知地方、胆振地方）に発表し、最大級の警戒を呼びかけた。これを受け、市は、平成13年4月1日に施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に係る法律（土砂災害防止法）」に基づき北海道が「土砂災害警戒区域」に指定した市域内の住民等に対し、平成26年9月11日、初めて「避難勧告」を発令した。

その概況は、次のとおりである。

平成26年9月9日から12日にかけて、北海道は、北海道の西海上にある低気圧を含む気圧の谷の中に入った状態が続いた。また、北海道上空約5,500メートルには氷点下15度以下の寒気が入り大気の状態が非常に不安定となった。このため、石狩地方では局地的に猛烈な雨が観測され、1時間降水量、24時間降水量等が観測史上1位を更新するなど記録的な大雨となった。

この事例について、気象庁（札幌管区气象台）は、9月11日午前5時35分に石狩地方に、北海道では初めてとなる「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」を発表した。

市は、平成26年9月10日午後10時42分、「大雨警報（土砂災害）」の発表に伴い、「大雨警報に伴う千歳市警戒本部」を設置し、24時間体制で情報収集及び警戒を行っていたが、午後11時40分「土砂災害警戒情報第1号」、翌11日午前4時19分「記録的短時間大雨情報第1号」、午前5時35分「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」が相次いで発表され、災害発生のおそれが生じたことから、午前5時40分「大雨特別警報に係る千歳市災害対策本部」に体制を移行し、警戒・対応体制を強化した。その後、市域内の土砂災害危険箇所（46カ所）を重点に現地確認等を行っていたが、午前5時50分「記録的短時間大雨情報第2号」が発表され、特に、支笏湖地区において猛烈な大雨が降っていたことから、午前6時2分、同地区に対し「避難勧告（屋内避難）」を、市街地にある桂木、大和、新星、蘭越の土砂災害危険箇所に対し「避難準備情報」を発令した。また、支笏湖地区のキャンパー避難のため、支笏湖支所（支笏湖市民センター）に避難所を開設したほか、午前6時30分「市内小中学校休校宣言」を表明した。その後も猛烈な雨は降り続き「土砂災害発生の危険性がある」と判断されたことから、午前8時50分、市街地の土砂災害危険箇所138世帯に対し「避難勧告」を発令、千歳公民館に避難所を開設（住民の一部は、土砂災害指定緊急避難場所としている「桂木町内会館や蘭越生活館」に自主避難）し、住民を避難させた。その後、特別警報等の解除に伴い、すべての避難勧告等を解除したが、午後6時56分「大雨警報（土砂災害、浸水害）」、午後7時10分「土砂災害警戒情報第1号」、午後7時21分「記録的短時間大雨情報第4号」が再び発表されたことから、引き続き支笏湖地区を重点に警戒・対応体制を強化した。なお、翌12日午前10時59分「大雨警報の解除」で全ての警報が解除されたことから、12時45分に警戒体制を解除したが、この大雨によ

り、支笏湖地区を中心に土砂崩れや道路の崩落など大きな被害が発生した。

（5）平成30年北海道胆振東部地震

平成30年9月6日03時07分に、胆振地方中東部を震源とするマグニチュード(M)6.7の地震が発生し、北海道では厚真町で震度7、安平町、むかわ町で震度6強を観測したほか、道内ほぼ全域で震度6弱～1を観測した。気象庁ではこの地震に対して、最初の地震波の検知から7.3秒後の03時08分12.6秒に緊急地震速報（警報）を発表した。

この地震は陸のプレート内で発生し、発震機構は東北東－西南西方向に圧力軸を持つ逆断層型で、その後、震源周辺では地震活動が活発になり、最大震度1以上を観測する地震は平成31年3月31日までに344回発生した（最大震度6弱：1回、最大震度5弱：2回、最大震度4：21回、最大震度3：38回、最大震度2：89回、最大震度1：193回）。

また、死者44人（災害関連死3人を含む）、負傷者785人、住家全壊491棟、住家半壊1,816棟、一部損壊47,105棟などの被害を生じた（令和2年9月1日現在）。

さらには、震源地に近い全道の電力需要の約半分を供給していた北海道電力(株)苫東厚真火力発電所の発電設備が破損等の停止や送電線事故に伴う水力発電所の脱落等複合的な要因により、電力の周波数を制御する能力が失われたため、道内全域の停電（ブラックアウト）が発生、断水などのライフラインの寸断により、産業被害が拡大するなど、道内の暮らしや経済社会活動に大きな影響を及ぼした。

その中、停電や余震への不安から、市民の一部が自主避難を開始するとともに、空港の閉鎖により、行き場を失った観光客が市内に滞留する状況となり、市内「47か所」の指定避難所などを開設した。

千歳市の被害状況は、負傷者（軽傷）11名、住宅全壊1棟、住宅半壊1棟、一部損壊506棟（令和2年9月1日現在）であった。

2 本市で発生した災害の記録は、資料編に掲載のとおりである。

資 料 編 ○千歳市の風水害発生記録

第4節 地震被害の想定

第1 被害評価と防災対策

本節における地震被害の想定は、本市で発生しうる地震で、最大の被害をもたらす地震を設定し、その地震から想定される被害をまとめたものである。

したがって、本想定は、地震を予知し、被害の予測をしたものではなく、地域防災計画策定のための一つの参考資料として、市及び各機関が地震被害における市民生活への被害や発生する事態など災害イメージを把握し、災害への備えや実災害発生時の対応の指針及び対応の概要等を定めるため設定するものである。

第2 想定地震

北海道で警戒を必要とする地震は、大きく2つに分類される。

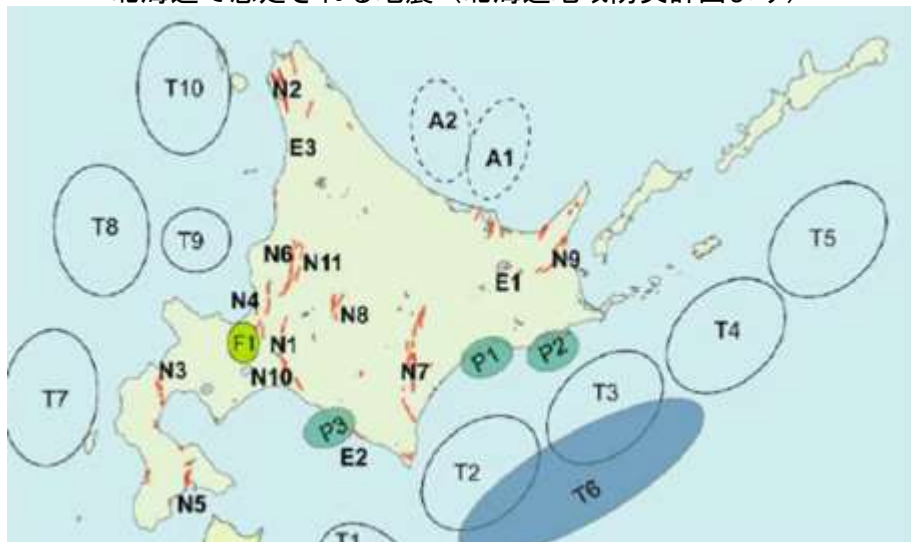
1つ目は、千島海溝や日本海溝から陸側へ潜り込むプレート付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震で、千島海溝南部、日本海溝北部は、数十年から100年程度の周期で大地震が繰り返し発生しているものであり、昭和27年（1952年）の十勝沖の地震（M8.2）や「平成15年（2003年）十勝沖地震（M8.0）」があげられる。また、平成23年3月11日に発生した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」は東北地方の太平洋沖を震源とするM9.0の巨大地震であり、太平洋沿岸を中心に高い津波を観測したほか、東京電力福島原子力発電所の建物に被害を与えるなど東北地方を中心に甚大な被害をもたらしている。

日本海東縁部で発生した地震で、昭和15年（1940年）の積丹半島沖の地震（M7.5）や「平成5年（1993年）北海道南西沖地震（M7.8）」があげられる。

2つ目は、陸域の浅い所で発生する地震では、プレート同士の衝突により岩盤の中に蓄えられたひずみにより、断層を境に岩盤が急速に動くことで発生する。陸域の浅い地震は、プレート境界から離れた場所でも起こる可能性がある。この地震が都市の直下で発生した場合、「平成7年（1995年）兵庫県南部地震」や「平成16年（2004年）新潟中越地震」のように大きな被害をもたらす場合がある。

国内の陸域及び沿岸域に主要な活断層は114ヶ所あり、道内にも9ヶ所存在する。中でも千歳市の東部に存在する石狩低地東縁断層帯は、美瑛市から勇払郡安平町に至る約66kmからなる主部と、千歳市から日高町沖合に至る54km以上からなる南部があり、数千年から数万年に1回の周期で活動すると考えられている。

北海道で想定される地震（北海道地域防災計画より）



地 震	断層モデル*	例(発生年)	位置	マグニ チュード	長さkm
海溝型地震					
(千島海溝/日本海溝)					
T1	三陸沖北部	地震本部/中防	1968年	既知	8.0 ---
T2	十勝沖	地震本部/中防	2003年	既知	8.1 ---
T3	根室沖	地震本部/中防	1894年	既知	7.9 ---
T4	色丹島沖	地震本部/中防	1969年	既知	7.8 ---
T5	択捉島沖	地震本部/中防	1963年	既知	8.1 ---
T6	500年間隔地震	地震本部/中防	未知	推定	8.6 ---
(日本海東縁部)					
T7	北海道南西沖	---	1993年	既知	7.8 ---
T8	積丹半島沖	---	1940年	既知	7.8 ---
T9	留萌沖	---	1947年	既知	7.5 ---
T10	北海道北西沖	地震本部/中防	未知	推定	7.8 ---
(プレート内)					
P1	釧路直下	---	1993年	既知	7.5 ---
P2	厚岸直下	---	1993年型	推定	7.2 ---
P3	日高西部	---	1993年型	推定	7.2 ---
内陸型地震					
(活断層帯)					
N1	石狩低地東縁主部	地震本部		既知	7.9 68
	主部北側				7.5 42
	主部南側				7.2 26
N2	サロベツ	地震本部		既知	7.6 44
N3	黒松内低地	地震本部		既知	7.3 34
N4	当別	地震本部		既知	7.0 22
N5	函館平野西縁	地震本部		既知	7.0-7.5 25
N6	増毛山地東縁	地震本部		既知	7.8 64
N7	十勝平野	地震本部		既知	
	主部				8.0 88
	光地園				7.2 28
N8	富良野	地震本部		既知	
	西部				7.2 28
	東部				7.2 28
N9	標津	地震本部		既知	7.7以上 56
N10	石狩低地東縁南部	地震本部		既知	7.7以上 54以上
N11	沼田-砂川付近	地震本部		既知	7.5 40
(伏在断層)					
F1	札幌市直下	札幌市	未知	推定	6.7-7.5 ---
(既往の内陸地震)					
E1	弟子屈地域	---	1938年	推定	6.5 ---
E2	浦河周辺	---	1982年	推定	7.1 ---
E3	道北地域	---	1874年	推定	6.5 ---
(オホーツク海)					
A1	網走沖	---	未知	推定	7.8 60
A2	紋別沖(紋別構造線)	---	未知	推定	7.9 70

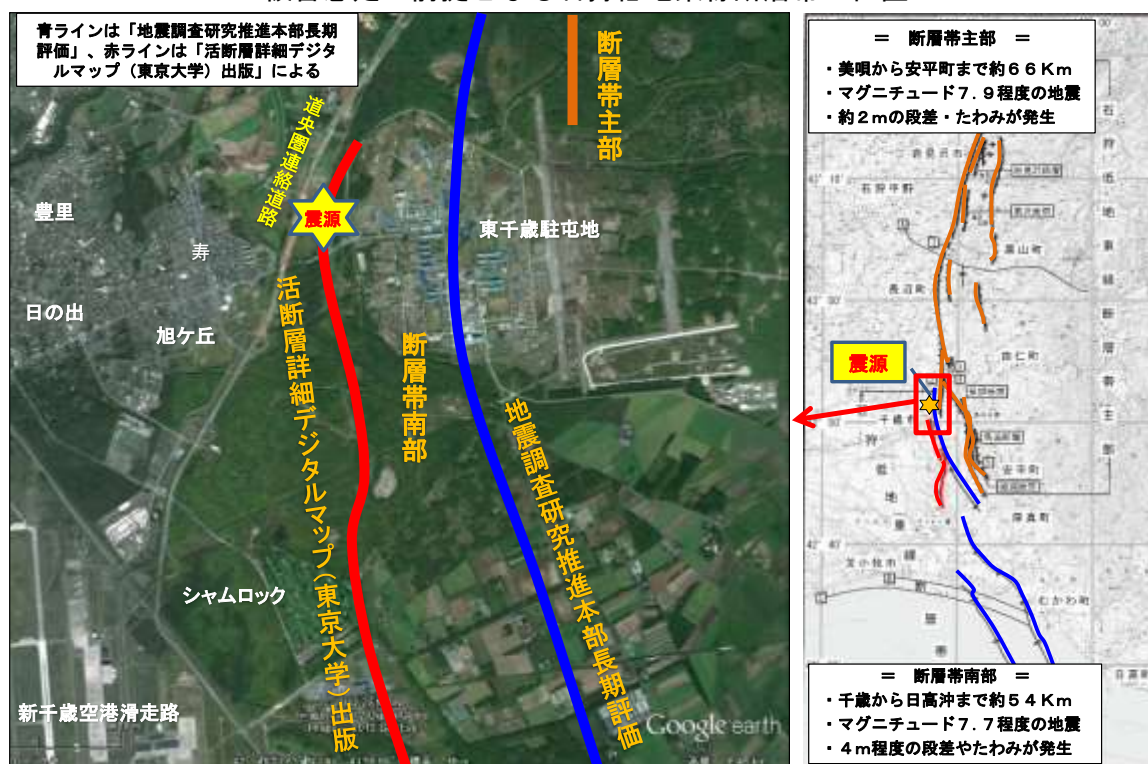
*断層モデルを公表している機関。地震本部：地震調査研究推進本部，中防：中央防災会議。

石狩低地東縁断層帯の評価については、「石狩低地東縁断層帯の長期評価の一部改訂」（平成22年8月26日・地震調査委員会）により変更が行われている。その内容は、0.05%～6%もしくはそれ以下とされていた主部における地震発生確率(30年以内)がほぼ0%とされたが、地震発生確率(30年以内)が不明とされていた南部が0.2%以下の地震発生確率(30年以内)に上がり、断層の長さも23km以上から54km以上に、想定される地震の規模についてもM7.1程度以上からM7.7程度以上と引き上げられ、我が国の主な活断層の中では発生確率がやや高いグループに属しているとされている。

また、「石狩低地東縁断層帯主部と石狩低地東縁断層帯南部は、並走する区間において地下で収れんしている可能性があり、両者が同時に活動するケースも考慮する必要がある。この場合、全体の長さは108km以上となり、マグニチュード8.2もしくはそれ以上の地震が発生する可能性がある」とされている。

このことから、千歳市地域防災計画において想定する地震は、被害が最も大きいと考えられる石狩低地東縁断層帯南部が活動し、その活動に主部が連動する石狩低地東縁断層帯主部と南部の連動型地震とし、次の条件を設定し、被害を想定する。

被害想定的前提となる石狩低地東縁断層帯の位置



被害想定的前提となる条件設定

想定する地震	想定する地震の条件設定規模及び準拠
石狩低地東縁断層帯主部と南部が連動する地震	・ 断層の長さ：108 km（地震調査研究推進本部の長期評価一部改定（平成22年8月26日）） ・ マグニチュード：8.2（地震調査研究推進本部の長期評価一部改定（平成22年8月26日）） ・ 震源位置：祝梅付近（北海道立総合研究機構の評価及び意見）「石狩低地東縁断層帯南部の北端付近」 ・ 震源の深さ：3 km（北海道立総合研究機構の評価及び意見） ・ 発生時期：10月（北海道における年月別地震回数を基準） ・ 発生時期：午前6時（災害被害を想定するため在宅・火気使用） ・ 発生時の風速：3.6 m/s（新千歳航空測候所の計測資料から10月の平均値） ・ 発生時の湿度：78%（新千歳航空測候所計測資料から10月の平均値）

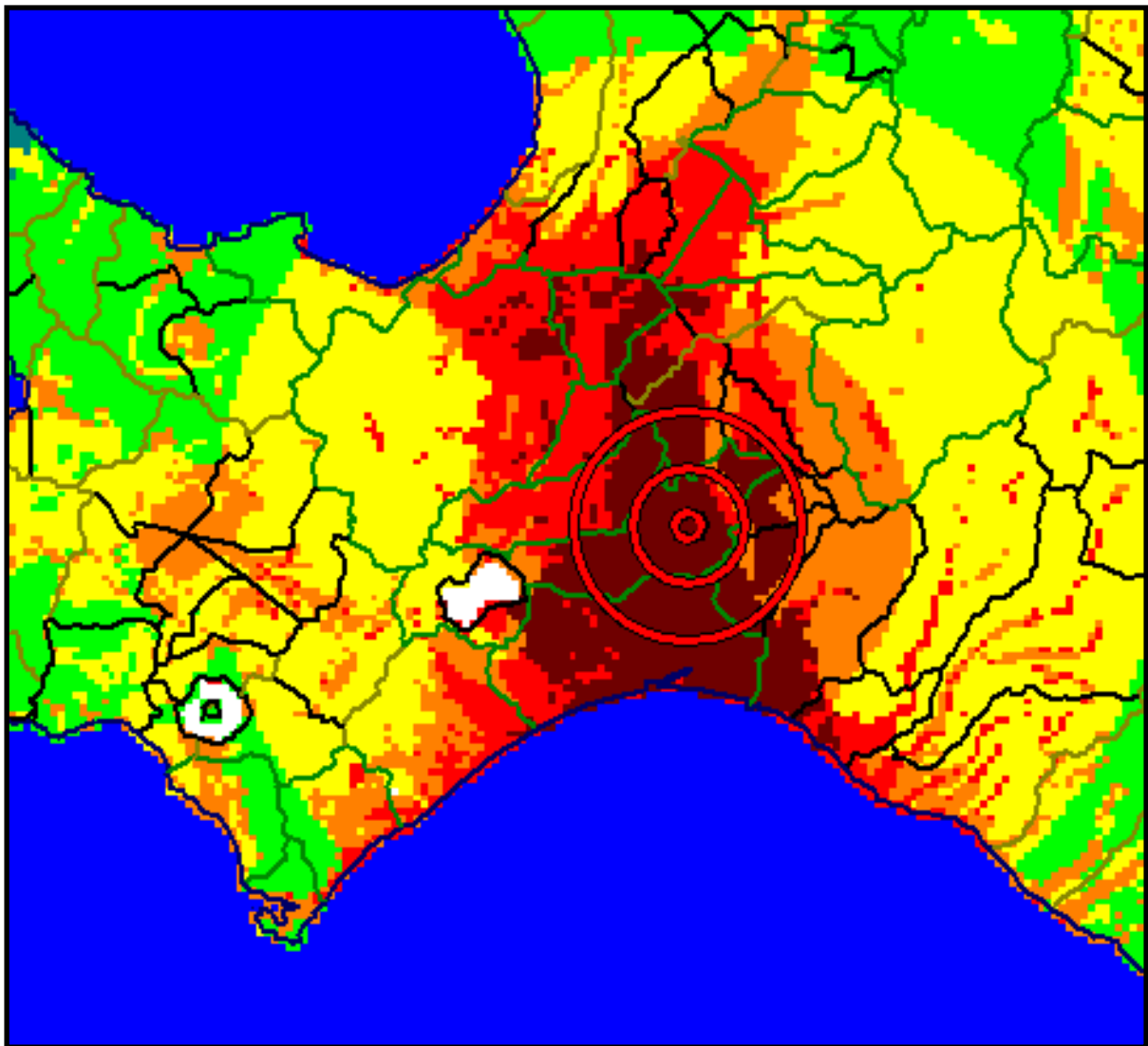
なお、本想定は内閣府において作製された「地震被害想定支援ツール」を用いて試算した。また、市域内の特性、すなわち地形や人口分布、建造物等の種類や数、道路・橋梁、水道等のライフラインなど基礎的な資料については、市及び市水道局等のものを使用したほか、関係機関等から資料の提供をうけ、算定した。この際、前提とする市人口については、平成24年3月末現在のものを使用した。

第3 被害評価及び算定

1 被害の評価

石狩低地東縁断層帯主部と南部が連動する地震が発生した場合、下の図のような震度分布が予想され、千歳市域内では、最大震度7の地震動が発生するものと考えられる。

石狩低地東縁断層帯主部・南部連動時の震度分布



消防庁 消防大学校 消防研究センター簡易型地震被害想定システム

—凡例—

- ⇒震度7
- ⇒震度6強
- ⇒震度6弱
- ⇒震度5強
- ⇒震度5弱

2 被害の算定

(1) 被害算定の地区区分

被害の算定にあたっては、地形の特性及び災害対応の容易性等を考慮し、市域内を7つの地区に区分した。大きくは市街地と郊外に区分し、更に市街地は鉄道路線（JR）と千歳川で区分した。なお、7つの区分は、下の図のとおりである。



地区別町字名

番 号	1	2	3	4	5	6	7
地区名称	鉄南・川南	鉄南・川北	鉄北・川北	鉄北・川南	向陽台	支笏湖	東千歳
町字名	朝日町	春日町	あずさ	青葉	泉沢	奥潭	泉郷
	東雲町	桂木	稲穂	青葉丘	里美	支寒内	柏台
	真町	上長都	長都	旭ヶ丘	白樺	支笏湖	柏台南
	美々	北栄	長都駅前	梅ヶ丘	柏陽	支笏湖温泉	協和
	平和	幸町	釜加	寿	福住	西森	駒里
	本町	栄町	北信濃	祝梅	文京	美笛	新川
	真々地	桜木	北光	住吉	若草	藤の沢	中央
		信濃	幸福	東郊		幌美内	東丘
		清水町	末広	豊里		水明郷	幌加
		自由ヶ丘	清流	根志越		モラップ	
		新星	高台	日の出		紋別	
		新富	富丘	日の出丘			
		千代田町	花園	弥生			
		錦町	北陽	流通			
		富士	都				
		北斗	勇舞				
		緑町	みどり台北				
		大和	みどり台南				
		蘭越					
小計	7	19	18	14	7	11	9
合計	85						

（２）被害算定地区の防災上の特性

ア 交通網と距離による特性

（ア） 大規模な地震が発生した場合、鉄道（ＪＲ）と千歳川により交通網が分断されるおそれがある。

（イ） 市街地から支笏湖地区（支笏湖支所）までは概ね25km以上、また、市街地から郊外の農耕地帯（東部支所）までは概ね20kmと距離が離れていることから、支援に時間を要する。

イ 被害による特性

（ア） 市街地の内、向陽台地区を含む人的被害は全体の約98.6%であり、避難者数も全体の約98.7%となっていることから市街地に被害が集中する。

（イ） 建物に占める向陽台地区を含む市街地の木造数は全体の約98.1%であり、木造全壊数も約97.4%となっていることから市街地に被害が集中する。

（ウ） 市街地の内、向陽台地区を含む被害の多い地区及び町名は、

- ① 鉄南・川南地区：朝日町、東雲町、真町、美々、平和、本町、真々地
 - ② 鉄南・川北地区：春日町、桂木、上長都、北栄、幸町、栄町、桜木、信濃、清水町、自由ヶ丘、新星、新富、千代田町、錦町、富士、北斗、緑町、大和、蘭越
 - ③ 鉄北・川北地区：あずさ、稲穂、長都、長都駅前、釜加、北信濃、北光、幸福、末広、清流、高台、富丘、花園、北陽、都、勇舞、みどり台北、みどり台南
 - ④ 鉄北・川南地区：青葉、青葉丘、旭ヶ丘、梅ヶ丘、寿、祝梅、住吉、東郊、豊里、根志越、日の出、日の出丘、弥生、流通
 - ⑤ 向陽台地区：泉沢、里美、白樺、柏陽、福住、文京、若草
- となっている。

ウ 観光客（外国人、北海道内外）等への対応による特性

新千歳空港及び支笏湖地区には、外国並びに北海道内外からの利用者が多数訪れる。

平成30年北海道胆振東部地震では、新千歳空港ターミナルビルの閉鎖により行き場を失った観光客対応が生じたことから、大規模な災害時には、国や北海道などと連携を図りながら、被害状況に応じた対策が必要である。

（３）地区別の設定項目及び被害算定

地区別の算定を行うため、それぞれの地区に基準となる地点を設定するとともに、各地区の面積、人口、地形分類、標高、主要河川からの距離、液状化の危険度、建物総数と分類、道路区分と総延長、橋梁数と設置年度、水道管の長さ等を設定し、次のとおり、被害を算定した。

（各種数値については、平成24年3月末現在のものを使用した。）

地区別の設定項目及び被害

番 号	1	2	3	4	5	6	7	総 計
地区名称	鉄南・川南	鉄南・川北	鉄北・川北	鉄北・川南	向陽台	支笏湖	東千歳	
町 数	7	19	18	14	7	11	9	85
地区別面積(km ²)	30.012	25.273	32.261	27.636	19.966	342.069	117.733	594.950
地区別人口(人)	4,749	29,040	30,063	18,203	9,949	154	1,054	93,212
基準地点	市役所	北 斗 中学校	末 広 小学校	日の出 小学校	向陽台 支 所	支笏湖 支 所	7師団 司令部	
地形分類	扇状地		扇状地	扇状地		山地		
標 高(m)	14	29	15	13	55	252	15	
河川からの距離(km)	0.1	0.1	0.1	0.1	4	0.4	4	
液状化危険度	A	A	A	A	B	B	B	
計測震度(M)	7.3	7.1	7.3	7.3	6.7	6.5	6.8	
震源距離(km)	3.6	4.1	3.5	3.2	5.6	12.7	3	
震央距離(km)	2	2.75	1.75	1	4.75	12.25	0.375	
建 物	総 数(棟)	998	7,940	7,230	4,606	3,096	96	24,468
	木 造(棟)	811	6,803	6,464	4,242	2,826	68	21,553
	非木造(棟)	187	1,137	766	364	270	28	2,915
	建坪率(%)	80	60	60	40	40	60	40
	対火造率(%)	18.7	14.3	10.6	7.9	8.7	29.2	32.5
	木造全壊数(棟)	355	2,373	1,762	1,409	698	37	6,775
	非木造全壊数(棟)	19	120	76	35	23	4	295
	建物出火数(件)	18	127	99	73	40	2	368
遊 離	避難者率(%)	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	
	避難者数(人)	712	4,356	4,509	2,730	1,492	23	13,980
死 傷	全死者数(人)	53	267	222	166	68	2	788
	負傷者数(人)	668	4,083	4,227	2,559	1,399	22	13,106
	重症者数(人)	46	237	198	148	60	2	700
	重傷者数(人)	9	47	40	30	12	0	140
道 路・ 鉄 道	国道延長距離(km)	8,276	5,514	4,013	4,880	0	40,330	84,552
	道道延長距離(km)	8,486	10,252	12,123	1,370	3,560	50,163	107,315
	市道延長距離(km)	50.6	143.6	216.7	87.2	89.1	9.3	743.6
	国道損壊(箇所)	1	1	1	1	0	5	12
	道道損壊(箇所)	1	1	2	0	0	7	14
	市道損壊(箇所)	7	19	28	11	12	1	97
	鉄道不通率(%)	100	100	100	100	100	100	
橋	昭46年以前建立数	5	7	6	4	1	14	53
	昭47年以降建立数	15	18	41	14	3	25	184
	橋被害数(km当り)	0.495	0.684	0.663	0.402	0.099	1.335	5.322
水 道 管	総延長(km)	32,299	153,632	199,742	95,083	76,744	3,442	683,933
	上水道損壊(箇所)	398	2,037	2,301	1,067	136	7	6,400
	水供給所要数(人)	3,571	21,838	22,607	13,688	7,481	116	70,093

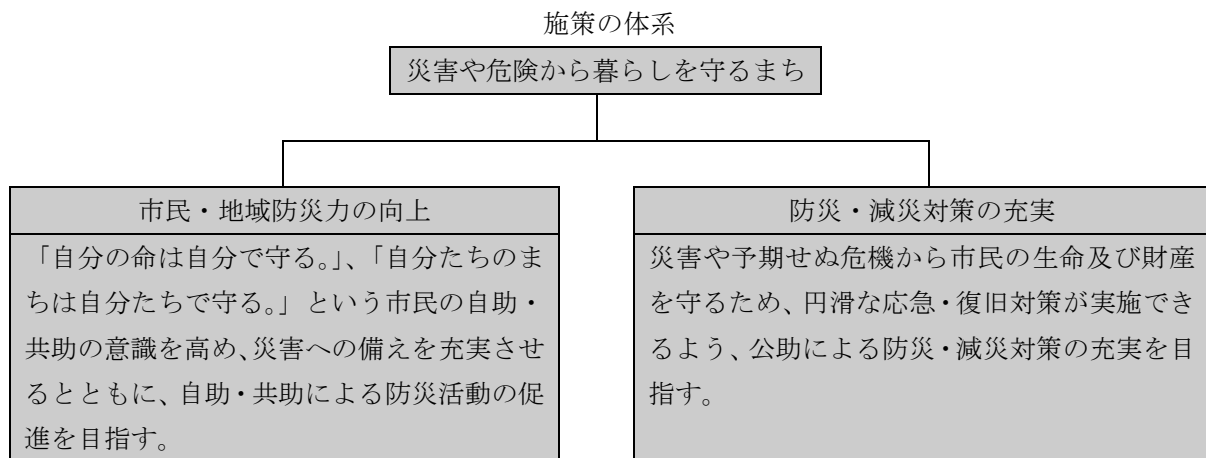
第5節 防災・減災の構想

第1 防災・減災の構想

千歳市は、第7期総合計画において、全ての市民にとって住み良く、安全で安心できる魅力的なまちの実現に向け、「あたたかさとながりを心で感じられるまち」、「豊かな自然を育み快適で住みよいまち」、「災害や危険から暮らしを守るまち」、「充実した学びと豊かな文化・スポーツのまち」、「地の利と資源を生かした産業のまち」、「暮らしやすく便利な都市基盤があるまち」、「多彩な市民とオール千歳で挑戦するまち」という7つの目標を設定している。

「災害や危険から暮らしを守るまち」では、災害への備えの意識を日頃から高め合い、安全・安心なまちづくりを着実に進め、被害を最小限に抑え、災害時もみんなで助け合い、困難を乗り越えることができる「まち」を目指している。

このことから、自助・共助による防災活動の促進や防災関係機関等との連携強化など、防災・減災対策の充実強化を図り、災害等に強いまち・ひとづくりを目指すこととする。



第2 防災・減災の目標

1 基本目標

地震、水害、火山噴火等の自然災害や航空機事故の発生による被害から、市民の生命及び財産を守るため、正確な情報の収集・整理・伝達を行うための体制や通信機器等の整備、減災のための公共施設や住宅等の耐震化の推進、防災のための資器材や避難所の整備及び生活必需品の備蓄、地域防災力の向上のための自主防災組織の育成などを図り、総合的な防災・減災対策を推進する。

この際、住民参加のまちづくり活動の活発化に伴い、住民を対象とする防災講座や、児童・生徒等を対象とする防災フェスタ等を積極的に行い、防災・減災意識を高めるほか、市民協働による男女共同を意識した防災・減災に係るまちづくり事業を積極的に行う。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の対応において、自治体と防災関係機関等との連携強化の必要性が再認識されたことから、これら関係機関等との連携強化を強力に推進する。

特に、大規模な地震発生直後の過酷な状況下における被災者の救出・救護や行方不明者の捜索、あるいは生活支援等の実施において、自衛隊の機動力・組織力(マンパワー)・自己完結能力等は必要不可欠であることから、自衛隊と共存共栄するまちづくりを行う当市としては、平常時において自

衛隊と大規模災害時における応援協定を締結するほか、防災訓練など各種の機会を通じ自衛隊との連携強化に努める。

2 減災目標

大規模な地震が発生した場合、その被害は甚大かつ深刻であることが想定されることから、平常時において市や防災関係機関、あるいは市民等が被害発生予防や軽減を図るためのさまざまな対策を行うことが極めて重要である。

このため、市としては、次に掲げる3つの視点で諸施策を推進することとし、建物等の耐震化や不燃化等の促進により建物倒壊や火災等による死傷者等の減少に努めるとともに、自主防災組織の活動カバー率を高め、地震災害時における被害を軽減させることに努める。

（1） 地域の特性に応じた防災・減災対策の推進

- ア 地形、交通網、住宅密集度・人口密度等を考慮した諸施策の推進
- イ 公共施設の耐震化、住宅等の耐震化促進・普及
- ウ ライフライン等の強靱化
- エ 市民や町内会等のニーズに応じた避難所の設置と機能強化（安全化）
- オ 避難行動要支援者マニュアルの整備や福祉避難所等の設置など災害時要配慮者施策の推進

（2） 市民力・地域力の向上による災害に強い人づくりの推進

- ア 自主防災組織の更なる育成と活動の活性化
- イ 男女共同の精神による施策の反映と活動の推進
- ウ 児童・生徒を含む市民を対象とする防災講座や訓練等による防災意識や防災力の育成強化
- エ 防災リーダーの育成と活用
- オ 防災ハンドブックの適宜修正と各戸配布による意識の向上

（3） 自助・共助・公助の推進による災害に強いまちづくりの推進

- ア 平素の会議や防災訓練等を通じた相互理解と連携の強化
- イ 情報通信の確保と危機管理体制の充実
- ウ 最大の災害対応能力等を有する自衛隊との連携強化
- エ 防災関係機関や協力機関、事業者等と大規模災害時における応援協定等の締結

第6節 千歳市の防災組織

第1 千歳市防災会議

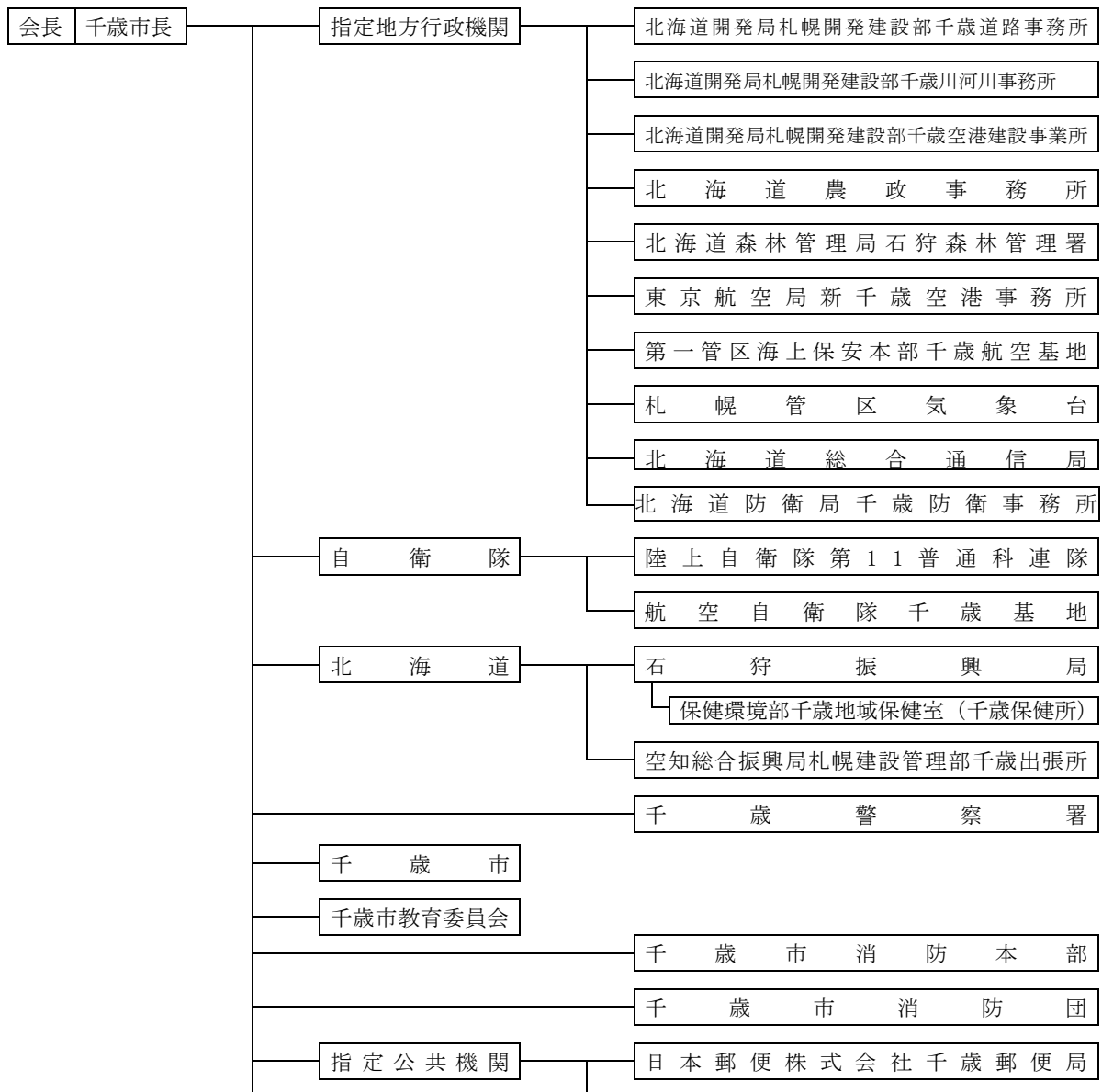
災害の予防、応急対策、復旧並びに被災地支援・被災者受入等の防災活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、千歳市防災会議を設置する。

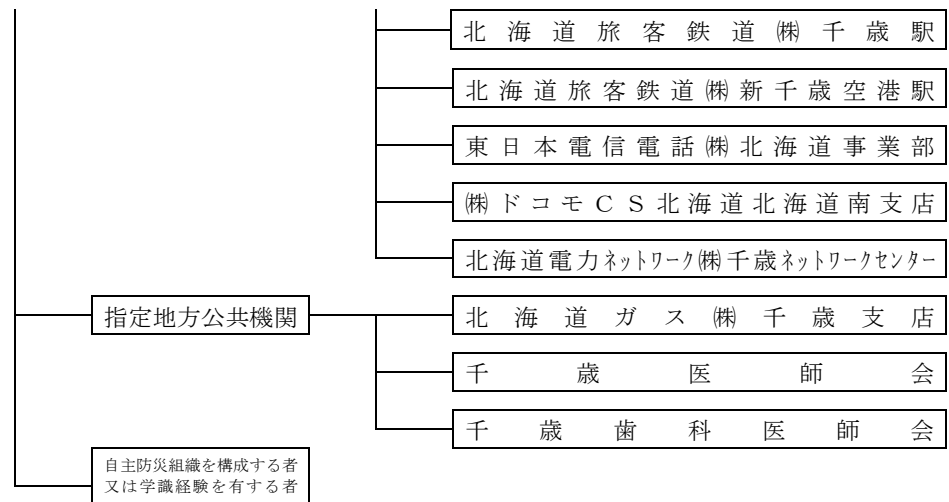
防災会議は、市長を会長とし、災害対策基本法第16条第6項の規定に基づき、千歳市防災会議条例第3条第5項各号に定める機関の長並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験を有する者等を委員として任命し組織するものとする。

防災会議の所掌事務としては、本市における防災に関する基本方針及び計画を定め、その実施の推進を図るとともに、市長の諮問に応じ市の地域に係る防災に関する重要事項を審議するほか、重要事項に関し市長に意見を述べるものとし、千歳市防災会議条例の定めにより運営する。

千歳市防災会議組織及び防災会議委員等は、別表のとおりとする。

1 防災会議組織図





2 防災会議委員等

区 分	職 名	窓 口	電 話 番 号
会長	千 歳 市 長	総務部危機管理課	(2 4) 3 1 3 1
委員	千 歳 市 副 市 長	"	"
"	千 歳 市 総 務 部 長	"	"
"	千 歳 市 公 営 企 業 管 理 者	水道局総務課	(2 4) 4 1 3 2
"	千歳市教育委員会 教育長	企画総務課	(2 4) 3 1 3 1
"	千歳市消防機関 消防長	消防本部警防課	(2 3) 0 3 2 0
"	千 歳 市 消 防 団 長	消防本部総務課	(2 3) 5 3 1 2
"	北海道開発局札幌開発建設部千歳道路事務所長	総 務 課	(2 3) 2 1 9 1
"	北海道開発局札幌開発建設部千歳川河川事務所長	庶 務 課	(2 4) 1 1 1 4
"	北海道開発局札幌開発建設部千歳空港建設事業所長	総 務 課	(2 4) 7 1 1 1
"	北海道農政事務所札幌地域拠点総括農政推進官	札幌地域拠点	011(330)-8821
"	北海道森林管理局石狩森林管理署長	総括事務管理官	011(622) 5111
"	東京航空局新千歳空港長	総 務 課	(2 3) 4 1 0 1
"	第一管区海上保安本部千歳航空基地長	通 信 科	(2 3) 9 1 1 8
"	札幌管区气象台気象防災部次長	地域防災推進課	011(611)6149
"	北海道総合通信局防災対策推進室長	防災対策推進室	011(709) 2311
"	北海道防衛局千歳防衛事務所長	業 務 係	(2 3) 3 1 4 5
"	陸上自衛隊第11普通科連隊長	第 3 科 長	(2 3) 5 1 3 1
"	航空自衛隊第2航空団司令兼千歳基地司令	防衛部防衛班	(2 3) 3 1 0 1
"	石狩振興局地域創生部地域政策課主幹	危機対策室主査 (防 災)	011(204)5818
"	石狩振興局保健環境部千歳地域保健室長	総 務 課	(2 3) 3 1 7 5
"	空知総合振興局札幌建設管理部千歳出張所長	管 理 調 整	(2 3) 4 1 9 1
"	警 察 署 長	警 備 課	(4 2) 0 1 1 0

委員		日本郵便株式会社千歳郵便局長	庶務課	(23) 2341
〃		北海道旅客鉄道(株)千歳駅長	副駅長	(23) 2040
〃	指定公共機関	北海道旅客鉄道(株)新千歳空港駅長	副駅長	(45) 7001
〃		東日本電信電話(株)北海道事業部災害対策室長	災害対策室	011(212)4466
〃		(株)ドコモCS北海道北海道南支店	ネットワーク担当	0138(86)5835
〃		北海道電力ネットワーク(株)千歳ネットワークセンター所長	お客さまサービス課	(23) 5101
〃	指定地方公共機関	北海道ガス(株)千歳支店長	営業グループ	(26) 8623
〃		千歳医師会会長	事務局	(24) 3549
〃		千歳歯科医師会会長	事務局	(40) 3333
〃	自主防災組織を構成する者又は学識経験を有する者		—	—

第2 協力要請機関及び関係機関

千歳市防災会議が行う災害の予防、応急対策、復旧並びに被災地支援・被災者受入等の防災活動に協力する機関として、千歳市防災会議構成機関のほか協力要請機関及び関係機関を設置する。

なお、協力要請機関及び関係機関は、次のとおりとする。

番号	機 関 名	電話番号	備 考
1	陸上自衛隊第7師団	(23) 5131	
2	陸上自衛隊第1特科団	(23) 2106	
3	新千歳航空測候所	(45) 7713	
4	千歳市社会福祉協議会	(27) 2525	
5	千歳市町内会連合会	(49) 7100	
6	千歳市赤十字奉仕団	(27) 2525	
7	千歳市救急法赤十字奉仕団	(24) 8423	
8	千歳市環境整備事業協同組合	(24) 1366	
9	千歳市管工事業協同組合	(23) 5590	
10	千歳建設業協会	(22) 2428	
11	千歳電業協会	(23) 1541	
12	日本航空(株)千歳空港支店	(45) 2211	
13	全日本空輸(株)千歳空港支店	(45) 5010	
14	王子製紙(株)苫小牧工場	0144(32)0111	
15	千歳相互観光バス(株)	(28) 8822	
16	北海道中央バス(株)	(23) 2171	
17	(社)隊友会千歳地区隊友会千歳支部	(27) 6870	
18	北海道エルピーガス協会石狩支部千歳分会	(22) 2887	
19	千歳地方石油業協同組合	(22) 2887	
20	千歳燃料販売同業組合	(23) 2508	
21	千歳アマチュア無線協会	(24) 9410	
22	千歳電通業協会	(22) 3560	
23	北海道エアポート(株)新千歳空港事業所	(46) 2990	

第7節 市、防災関係機関及び市民等の役割

第1 防災関係機関の業務大綱

千歳市防災会議の構成機関及び防災上重要な施設並びに危険物関係施設の管理者が防災上処理する事務と業務の大綱は、おおむね次のとおりとする。

機 関 名		事 務 と 業 務 の 大 綱
千歳市	市長部局等	1 千歳市防災会議に関する事務を行うこと。 2 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、地域内の災害予防応急対策の総合調整を講ずること。 3 市の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。
	千歳市教育委員会	1 災害時における被災児童及び生徒の救護及び応急教育の指導を行うこと。 2 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。
指定地方行政機関	北海道開発局札幌開発建設部 千歳道路事務所	管轄する道路についての計画、維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧工事に関すること。
	北海道開発局札幌開発建設部 千歳川河川事務所	千歳川、嶮淵川、漁川及び旧夕張川等の改良、維持、修繕その他の管理に関すること。
	北海道開発局札幌開発建設部 千歳空港建設事業所	新千歳空港及び札幌飛行場の土木施設の整備及び災害復旧に関すること。
	北海道農政事務所	農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。
	北海道森林管理局 石狩森林管理署	1 所轄国有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化を図ること。 2 所轄国有林の復旧治山並びに予防治山を実施すること。 3 林野火災の予防対策をたて、その未然防止を行うこと。 4 災害時に市の要請があった場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給を行うこと。
	東京航空局 新千歳空港事務所	1 航空業者の災害防止に関する指導を行うこと。 2 航空保安施設の保安管理にあたること。 3 災害時において自衛隊の災害派遣を要請すること。 4 航空機の遭難に際し捜索及び救難に係る情報収集を行うこと。
	第一管区海上保安本部 千歳航空基地	1 航空機による災害情報の収集及び被害調査に関すること。 2 航空機遭難時の捜索に関すること。
	札幌管区気象台	1 気象、地象、地震動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行うこと。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。

		5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。
	北海道総合通信局	1 災害時における通信の確保に関すること 2 非常通信の訓練、運用、管理に関すること
	北海道防衛局 千歳防衛事務所	1 災害時における地方公共団体等への所管財産（周辺財産）の使用許可に関すること。 2 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関すること。 3 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する必要な関係機関との連絡調整の協力に関すること。
自衛隊	・陸上自衛隊第11普通科連隊 ・航空自衛隊千歳基地	1 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させること。 2 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。
北海道	石狩振興局地域創生部地域政策課	1 石狩振興局地域災害対策連絡協議会に関すること。 2 防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄その他災害予防措置を講ずること。 3 災害応急対策及び災害復旧対策を実施すること。 4 災害救助法の適用に関すること。 5 市町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、総合調整を図ること。 6 自衛隊の災害派遣要請を行うこと。 7 災害時における千歳市との連絡調整に関すること。
	石狩振興局保健環境部千歳地域保健室（千歳保健所）	1 医療施設及び衛生施設等の被害調査に関すること。 2 災害時における防疫活動を行うこと。
	空知総合振興局札幌建設管理部千歳出張所	道道及び所轄河川の維持、災害復旧及びその他の管理を行うこと。
	千歳警察署	1 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。 2 災害情報の収集に関すること。 3 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 4 犯罪の予防、取締り等に関すること。 5 危険物に対する保安対策に関すること。 6 広報活動に関すること。 7 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。
指定公共機関	日本郵便株式会社 千歳郵便局	災害時における郵便の非常取扱を行うこと。
	北海道旅客鉄道株式会社千歳駅・新千歳空港駅	1 災害時における鉄道輸送の確保を行うこと。 2 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送につき関係機関の支援を行うこと。
	東日本電信電話株式会社北海道事業部	1 気象官署からの警報を市に伝達すること。 2 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
	株式会社ドコモCS 北海道北海道南支店	非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。

	北海道電力ネットワーク株式会社 千歳ネットワークセンター	1 配電線、計測器の保守、管理を行うこと。(千歳ネットワークセンター) 2 変電所施設、送電線等の保守、管理を行うこと。(札幌支店電力部) 3 災害時における電力の円滑なる供給を行うこと。
指定地方公共機関	北海道ガス株式会社 千歳支店	1 ガス供給施設の防災対策を行うこと。 2 災害時におけるガスの円滑な供給を行うよう努めること。
	千歳医師会	1 災害時における救急医療を行うこと。 2 災害発生時における医師会会員相互の連絡調整に関すること。
	千歳歯科医師会	1 災害時における歯科医療を行うこと。 2 災害発生時における歯科医師会会員相互の連絡調整に関すること。
公共的機関・団体等	日本赤十字社 北海道支部	1 災害救助法が適用された場合、北海道知事との委託協定に基づく医療、助産、遺体処理等の救助業務を実施すること。 2 防災ボランティア（民間団体及び個人）の行う救助活動連絡調整を行うこと。 3 災害義援金募集（配分）委員会の運営を行うこと。
	千歳商工会議所	災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保について協力すること。
	・道央農業協同組合 ・千歳市駒里農業協同組合 ・千歳市森林組合	1 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 2 被災組合員に対する融資及びそのあっせんを行うこと。
	・千歳市赤十字奉仕団 ・千歳市社会福祉協議会	1 災害時のボランティア活動の協力に関すること。 2 災害時避難行動要支援者（高齢者、障がい者等）保護の協力に関すること。 3 被災者に対する生活維持のための救助の協力に関すること。
	病院、医院、診療所	災害時における医療及び防疫対策について協力すること。
	北海道エアポート株式会社 新千歳空港事業所	1 災害時における航空輸送の確保を行うこと。 2 空港の保安全管理にあたること。

第2 市民及び事業所等の役割・責務

機 関 名		事 務 と 業 務 の 大 綱
市 民		1 家庭及び地域において、「自分の身の安全は自分で守る」という防災の基本に立ち、平常時から防災・減災のための備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、自らの災害に備えること。 （1）食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄 （2）防災訓練やその他の自発的な防災活動への参加 （3）防災・減災のための教訓の伝承やその他による防災への寄与 2 自発的な防災・減災活動により、被害の拡大防止及び二次災害の防止に寄与すること。 3 災害緊急事態布告時において、国から物資購入制限等の協力があつた場合、これに応じる努力をすること。
自 主 防 災 組 織		1 地域において、防災知識の普及、防災訓練の実施、災害時避難行動要支援者の把握、地域の安全点検及び防災資器材の準備等により災害に備えること。 2 災害発生時において次の防災対策活動に協力すること。 （1）地域内の災害情報の収集・伝達 （2）避難誘導、救出・救護活動等 （3）出火防止、初期消火活動等 （4）被災者に対する炊き出し及び避難所等運営の支援等
事業所等	共 通	1 防災対策の充実と従業員の安全確保に関すること。 2 地域の防災活動と連携し、地域の安全確保に協力すること。 3 災害時に必要な事業活動の継続のための事業継続計画（BCP）の策定に努めること。 4 国や地方公共団体の防災施策に協力するよう努めること。
	王子製紙株式会社 苫小牧工場	1 所管のダム施設等の防災管理を行うこと。 2 ダムの放流等に関し関係機関と連携調整を図ること。
	危険物管理施設の 管理者	災害時における危険物の保守、保安に関する措置を行うこと。
	一般輸送事業者	災害時における緊急輸送活動に協力すること。
	一般建築土木事業者	災害時における応急復旧活動に協力すること。
災害時の応援協定等締結事業者・団体等		災害時の応援協定に定めた事業等の実施・支援に関すること。

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強い都市づくり

第1 防災・減災の都市づくり

自然災害から市民の生命・財産を守り、災害が発生しても被害を最小限にとどめるため、普段から防災・減災を視点に捉えた災害に強い都市づくりを行うことが必要である。

このため、地域レベルにおける住民参加のまちづくり活動を活発化させ、市民の防災意識を高めるほか、都市の防災性を高めるため防災拠点の整備、公共施設や住宅等の耐震化、ライフライン等の強化、あるいは避難地・避難経路等の都市防災施設の基盤整備を推進し、防災体制の確立を目指す。

この際、障がい者や高齢者等の要配慮者及び女性等の意見が反映されるよう環境整備に努める。

第2 都市計画上の災害対策

1 防災・減災のための都市整備

災害に強い都市にするために、防災学習交流施設や水防センターなど防災拠点の維持・管理、道路の整備、公園・広場等の不燃空間の確保、住宅密集地域の基盤整備、建物等の耐震不燃化、電気・上下水道・ガス・通信システム等のライフラインの整備、緊急的な消火・生活用水を確保など、防災・減災のための整備や維持・管理を行う。

2 市街地の整備及び延焼防止

地震災害の発生時には、老朽木造建築物が密集し、都市基盤整備が不十分な地域においては建物の倒壊や火災等による延焼の危険性が想定される。このため、防災の観点から老朽木造密集市街地の解消や建物等の建替えによる耐震化や不燃化、緊急車両の通行などを確保するため、市道や橋梁などの適正な管理に努める。

また、大規模な宅地造成を行う際には、崩落防止措置を取るなど耐震性の確保を行うことや、工業団地など新たな建物等を建設する地域については、二次災害を防止するため、周辺部の市道の拡幅や緩衝帯となる街路樹等を整備する。

第3 強靱な都市づくり

国は、これまで数多く経験してきた災害の教訓から、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策の総合的、計画的な実施を国家的な重要課題と捉え、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進することとしており、千歳市においても、市民の生命と財産を守り、経済社会活動を安全に営むことができるまちづくりに向けて、地域の特性に合わせた国土強靱化の取組を推進するため、「千歳市強靱化計画」（令和3年3月）を策定した。

当該計画では、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定し、これらを回避するために必要な施策の取組状況や課題を分析・評価し、地域の弱点を洗い出すことで、推進すべき施策プログラム及び推進事業を設定している。当該計画と地域防災計画は、どちらも災害への対応という点で共通しており、それぞれの目的に合わせて役割分担を図りながら、本市の強靱化を推進していく。

第4 公共施設等の災害対策

1 公共施設の整備

市役所、学校など市の施設が地震により被災すると災害時の応急対策や住民の避難収容に大きな障害を生じることが想定される。

このため、昭和56年5月31日以前に建築確認申請され、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号、改正平成30年6月27日法律第67号：以下「耐震改修促進法」という。）に定める特定建築物及び指定避難所とされる公共施設等については、必要に応じて構造体の耐震改修を実施するとともに、天井材等の非構造部材の脱落防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策等の総合的な安全対策に努め、災害に強い公共施設づくりを目指す。

特に、防災拠点となる市役所庁舎、各支所、消防施設及び防災学習交流施設については、その機能を確保するため、耐震補強の他、情報通信機器及び自家発電装置の整備などに努める。

また、国は「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号、改正令和3年12月21日国土交通省告示第1537号）」において、東海、東南海・南海地震の死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標に基づき、令和12年までに耐震性が不十分な住宅を、令和7年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標としている。

さらに、北海道耐震改修促進計画においても、想定地震による道内の建築物被害を半減させるため、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を道内の状況を踏まえ、住宅の耐震化率については、令和7年度までに少なくとも95%にすることを目標とするとともに、令和12年までには耐震性の不十分な住宅を「おおむね解消」することを目指す。また、多数の者が利用する建築物、耐震診断義務付け対象建築物については、令和7年度までに耐震性が不十分な建築物を「おおむね解消」することを目標としている。

これらのことを踏まえ、本市においても千歳市耐震改修促進計画において、住宅の耐震化率については、令和7年度までに少なくとも95%にするとともに、令和12年度までには耐震性の不十分な住宅を「おおむね解消」することを目指し、また、多数の者が利用する建築物については、令和7年度までに耐震性が不十分な建築物を「おおむね解消」することを目指し、住宅等の耐震化を実施する。

2 道路・橋梁の整備

市域内には、札幌などの道央主要都市と特定重要港湾がある苫小牧、室蘭を結ぶ国道36号や道央自動車道等の主要幹線道路、あるいは住民生活に重要な影響を及ぼす各種の道路・橋梁が存在するが、道路・橋梁は、災害時の避難、救急・救助、消防活動及び緊急物資輸送などの応急活動で重要な役割を果たすほか、火災の延焼を防止するなど多様な機能を保持している。

しかしながら、地震の揺れや液状化現象によって法面や路面及び橋梁に被害を受け、災害応急活動や市民生活に大きな障害を生じることが想定されることから、「北海道耐震改修促進計画」では、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを接続する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路を「緊急輸送道路」として指定するとともに、「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画」において、これらの対象道路を「第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路及び第3次緊急輸送道路」に区分し、「地震時に通行を確保すべき道路」として指定している。

対象道路の区分	対象道路の定義
第1次緊急輸送道路	・道庁、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路
第2次緊急輸送道路	・第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点等を連絡する道路
第3次緊急輸送道路	・第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路

なお、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画において、道東及び道央自動車道、国道（36号、234号、337号、453号等）、道道（千歳インター線等）、市道（東大通、川南通等）が「第1次緊急輸送道路」として指定されているほか、道道（支笏湖公園線、早来千歳線等）及び市道（市場通、南29号等）が「第2次及び第3次緊急輸送道路」として指定されている。

このほか、千歳市では、応急対策活動上極めて重要となる防災活動拠点（公共施設の庁舎等）、生活救援物資の輸送拠点、救助物資等の備蓄拠点などの主要公共施設を結ぶ道路の機能を確保するため、道路の整備及び橋梁の補強、維持・補修に努める。細部は資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○緊急輸送道路（指定）一覧

3 河川施設の整備

石狩川水系千歳川の下流部及び同付近の支流は、地盤の軟弱な地域もあり、河川増水による越水や堤防などの破壊による浸水が予測され、住宅や田畑に被害を受けることが想定される。また、支笏湖畔においては、高波や越水により道路や湖畔の建造物等が被害を受けることが想定される。

このため、河川管理者及び湖水管理者である国及び北海道と連携を図り、総合的な治水対策に努める。なお、警戒を必要とする区域及び水防活動に関する河川管理者の協力が必要な事項については、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○重要水防箇所一覧

○北海道管理河川の災害の発生が予想される災害危険区域

○水防活動に関する河川管理者の協力が必要な事項

4 都市公園等施設の整備

都市公園等は、災害時の指定緊急避難場所としての機能だけでなく、災害発生時は延焼遮断帯としての機能を有している。

このため、都市計画づくりと連携し、防災機能を有した公園、緑地、広場等の不燃空間の確保に努める。

5 崖地等の整備

市地域には、地震や風水害等により地すべり、崖崩れ及びこれらに起因する土石流の発生が予測される場所があり、被害を受けることが想定される。

特に、多量の降雨や地震等により災害が予想され警戒を必要とする区域は資料編に掲載のとおりである。

このため、道路・河川管理者である国及び北海道と連携を図りつつ、土砂災害警戒区域については土地所有者である地権者等に対して崖地等の整備についての説明を行い意識の向上を図るとともに区域の避難体制の整備や避難訓練を行うなど、総合的な防災対策に努める。

資料編 ○土石流発陰溪流一覧 ○土砂災害警戒区域一覧

6 空港施設等の整備

大規模災害時において、行方不明者等の救出活動や医療救護等のための緊急派遣隊員（要員）の受入れ、あるいは、市民（道民）生活に直結する緊急支援物資等の受入や経済活動維持継続のための航空ネットワークの拠点となる空港の機能を維持継続することは極めて重要である。

このことから、市域内に新千歳空港を有する市としては、平素から国土交通省東京航空局、北海道開発局及び北海道エアポート(株)新千歳空港事業所等の関係機関と調整し、空港施設等の整備推進や機能確保など、新千歳空港の強靱化に努める。

第5 住宅等の耐震対策

地震による建築物の倒壊等から市民の生命・身体及び財産を保護するため、安全性の向上に関する啓発や知識等の普及を行うとともに、住宅等の耐震診断及び改修等の促進施策を行い、耐震化を促進する。

第6 ライフライン施設の災害対策

1 上下水道施設の整備

地震発生時は、地盤の隆起や陥没あるいは液状化等により、水道及び下水道施設の破損などが想定される。

このため、重要水道施設の耐震化など災害に強い施設づくりを進めるとともに、広域応援体制を含めた被災時の迅速な復旧及び代替給水等ができる体制整備に努める。

この際、石狩東部広域水道事業団からの耐震構造による入水ルートを活用し、避難所などの給水拠点や自衛隊駐屯地などの災害支援施設に対する災害時給水管の整備を検討する。

2 電力施設の整備

地震発生時は、地盤の隆起や陥没あるいは液状化等により、電力施設の破壊が想定される。

このため、北海道電力ネットワーク(株)千歳ネットワークセンター、王子発電所及び千歳電業協会等と調整し、送電系統の多重化やループ化、耐震補強対策など災害に強い施設づくりと被災時の迅速な復旧のための協力体制の整備に努める。

3 ガス施設の整備

地震発生時は、ガス管等の破壊によりガスの供給が停止されるほか、ガスの漏出などによる二次災害の発生が懸念される。

このため、北海道ガス(株)千歳支店、(社)北海道LPGガス協会石狩支部及び同協会同支部千歳分会等と調整し、施設の耐震化など災害に強い施設づくりと被災時の迅速な復旧及び供給のための協力体制の整備に努める。

4 電話施設の整備

地震発生時は、電柱の倒壊等により通信ケーブル切断による通話が不能となるほか、通話の多量化などによる輻輳（ふくそう）状態の発生が懸念される。

このため、東日本電信電話(株)北海道事業部等と調整し、施設の耐震補強対策など災害に強い施設づくりと被災時の迅速な復旧のための協力体制の整備に努める。

5 鉄道施設の整備

地震発生時には、地盤の隆起や陥没あるいは液状化等により、鉄道施設の破損などが想定されるほか、駅などでかなりの混乱が発生すると予想される。

このため、北海道旅客鉄道㈱と調整し、鉄道施設の耐震補強対策など災害に強い施設づくりと被災時の迅速な復旧のための協力体制の整備に努める。

第7 液状化対策

1 公共施設等における液状化被害の防止

公共施設の管理者及び病院、学校、ホテル、大型スーパー等多数の者が利用する施設の管理者は施設の設置の際、地震による地盤の液状化被害を防止するため、必要に応じ、地盤改良、施設の構造強化等の安全対策に努める。

特に、過去に河川及び湿地等であった地盤の弱い地域において大規模な開発等を行う場合には、液状化被害の防止に特段の配慮を行う。

2 液状化対策の知識の普及

市は、防災学習交流施設における液状化現象の展示や出前講座等を通じ、市民や事業者等に対して、液状化対策のための啓発や知識等の普及を行う。

第8 大規模盛土造成地対策

大規模盛土造成地の位置や規模を示したマップの周知を図り防災意識を高めるとともに、開発行為等により新たに盛土造成される場合は、滑動崩落対策に特段の配慮を行う。

第2節 災害に強い組織・人づくり

第1 防災・減災の組織・人づくり

大規模地震災害時において、市及び市民が的確かつ効果的な行動を行い、被害を軽減するためには、防災・減災体制の整備とあいまった災害に強い組織や人づくりによる防災及び減災能力を高めることが重要である。

このため、平常時から市民の防災・減災能力を高めるとともに自主防災組織の育成・強化に努める。

併せて、市民、自主防災組織、防災関係機関等が相互に理解し協力する体制を構築し、災害に強い組織や人づくりを推進する。

この際、平常時において市民等が災害を学び・体験し備えるための学習や、自主防災組織及び防災関係機関等が防災訓練等に活用するための拠点として、千歳市防災学習交流施設の機能を充実させる。

なお、この施設は災害時における災害対策本部の予備施設等になる災害拠点施設としても活用する。

第2 防災・減災体制の整備・強化

地震災害は、突発的に発生するほか、急激な揺れ等により建物等を損壊させることが想定される。このため、日頃から防災・減災体制を整備・強化し、危機管理機能を高めておくことが重要である。

特に、大規模な地震災害時においては、職員の参集が困難となるほか、建物等の損壊・停電等により市役所機能が著しく低下するおそれがあることから、夜間や休日における職員参集体制の整備や災害対策本部機能を維持するための体制整備を行うことが必要である。

この際、地震の発生直後から迅速かつ効果的な災害応急対策を実施するため、平常時から市職員の危機管理能力や災害対策本部機能を高めるとともに、市及び市民が協働して災害応急対策等を実施するための防災・減災体制の整備に努める。

第3 自主防災活動の推進

地震等の大規模災害が発生した場合、その被害を最小限におさえるためには、「防災関係機関の活動とあいまって、地域の中で組織的かつ統一的な防災活動をすることが極めて重要である」ということが大規模災害時の教訓として強く求められている。

このため、「自分の命は自分で守る」という自己防災の精神と、「自分たちのまちは自分たちで守る」という隣保協同の精神のもと、自主防災組織づくりの普及啓発を図り、自主防災組織の結成・育成を促進するとともにその活動を支援し、地域防災・減災能力の向上に努める。

この際、「助けられる人から助ける人へ」の気概を醸成させるとともに、男女共同による活動を促進させるため女性の参画・登用、女性リーダーの育成に努める。

1 組織の規模

自主防災組織の規模は、災害時において、初期消火活動や救助・救護等の応急活動、あるいは高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）の避難誘導等の防災活動が組織的かつ効果的に実施できる範囲が望ましく、通常は、平常時から付き合いのある地域住民で構成する町内会（自治会）や事業所等を基礎的単位とする。

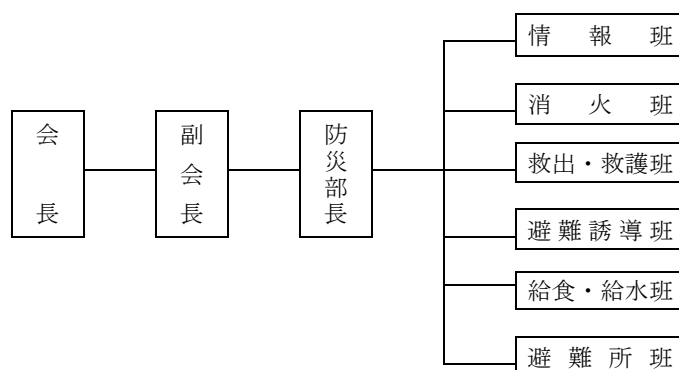
2 組織の編成

自主防災組織の活動を効果的に行うためには、既存の町内会（自治会）や事業所等組織を基本として編成し、その組織内の役割分担を明確化するとともに地域及び事業所の実情にあわせ編成する。

この際、要配慮者並びに男女共同の視点に立った防災・減災活動を行うため、会長、副会長等に女性の役員を登用することに努める。

なお、最も基本的な自主防災組織の編成は、次のとおりである。

基本的な自主防災組織の編成の一例



3 自主防災組織の果たすべき役割（活動）

（１）各班の果たすべき役割（活動）は、次のとおりとする。

班 名	平 常 時 の 活 動	災 害 発 生 時 の 活 動
情 報 班	○防災関係機関との連絡手段の確立・研修、パンフレット等による啓発・情報収集伝達訓練の実施 ○地域内の危険区域等の情報収集及び周知並びにマニュアル等の作成	○災害状況の把握及び防災関係機関との連絡調整 ○災害情報の収集と伝達
消 火 班	○火災予防の啓発 ○初期消火訓練の実施	○出火防止の広報 ○初期消火活動の実施
救出・救護班	○負傷者の救出・救護に必要な用具の調達、技術の習得 ○救出・救護訓練の実施	○救出・救護活動の実施
避難誘導班	○避難対象地区及び避難経路並びに指定緊急避難場所及び指定避難所の把握及び周知 ○要配慮者のうち、災害時に特に避難支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という）の把握及び避難計画の作成 ○避難訓練の実施	○避難経路、避難場所の安全確保 ○避難行動要支援者の搬送・介添え避難 ○避難誘導及び人員の点呼、掌握
給食・給水班	○非常持ち出し品、非常食料等の備蓄の推進及び広報 ○給食・給水用具等の確保	○炊き出し等の給食・給水活動 ○飲料水、食糧の配分支援
避難所班	○避難所運営本部の概定 ○指定避難所の特性を考慮した開設・運営マニュアルの策定 ○開設・運営訓練の実施	「千歳市避難所開設・運営マニュアル」（平成31年3月改訂）及び「新型コロナウイルス感染症対策編」（令和2年7月策定）による。

(2) 自主防災組織活動時の留意事項

ア 平常時における活動

区 分	活 動 内 容
防災知識の普及	災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとり及び事業所職員の日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、各種集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。
情報の収集・伝達	防災関係機関等との連絡手段、入手した情報を住民や事業所職員に伝達する責任者及び伝達要領等をあらかじめ定めておく。
防災訓練の実施	災害が発生したときに、住民一人ひとり及び事業所職員が適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し防災訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。 訓練は、机上で防災対策を検討したり、発生した事象への対応を模擬体験するなどの図上訓練と資機材取扱訓練、情報収集伝達訓練、消火訓練、避難誘導訓練、救出・救助、応急救護訓練、炊き出し訓練、避難所開設・運営訓練などの実技訓練がある。 また、これらを個別に行う場合とまとめて行う場合があり、地域や事業所の特性等に応じ実施するとともに、市が行う防災訓練にも積極的に参加する。 (ア) 資機材取扱訓練 市からの貸与資器材または自主防災組織組織が保有する資器材の取扱に習熟するための訓練を実施する。 (イ) 情報収集伝達訓練 防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に住民や事業所職員に伝達し、地域及び事業所における被害状況等を関係機関に通報するための訓練を実施する。 (ウ) 消火訓練 火災の拡大・延焼を防止するため、消火器具等を使用し、住民や事業所職員が連携して消火に必要な技術等を習得するための訓練を実施する。 (エ) 避難誘導訓練 住民や事業所職員が示された避難場所等まで迅速かつ安全に避難できるよう訓練を実施する。この際、特に、高齢者、障がい者、妊婦及び幼児等の要配慮者、及び避難行動要支援者の把握並びに避難要領を修得する。 (オ) 救出・救助、応急救護訓練 家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出・救助活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。 (カ) 炊き出し訓練 災害発生時ライフラインが寸断された際に、避難者自らが温かい食事を準備するための手順を習得する。 (キ) 避難所開設・運営訓練 大規模な災害が発生した際に地域住民が相互に協力し、円滑に開設・運営するための具体的な要領を習得する
防災点検の実施	家庭や地域及び事業所等において、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものを住民や事業所職員が自ら点検を実施するほか、自主防災組織としても、期日を定めて一斉に防災点検を行う。
防災用資機材等の整備	自主防災組織が災害時に速やかな応急措置が実施できるようにするため、自主防災活動に必要な資器材を組織としてあらかじめ整備するとともに、これらの資器材の点検及び使用要領の習得に努める。

イ 災害発生時における活動

区 分	活 動 内 容
情報の収集伝達	自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市や現地に赴いた防災関係機関等に報告するとともに、市や防災関係機関等の提供する情報を住民や事業所職員に伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。 (ア)連絡をとる市の窓口や防災関係機関 (イ)市や防災関係機関との連絡のための手段 (ウ)市や防災関係機関の情報を住民や事業所職員に伝達する責任者及びルート
出火防止及び初期消火の実施	家庭や地域及び事業所等に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器具等を使用して協力して初期消火にあたる。
救出・救護活動の実施	家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きになるなど負傷者が発生したときは、消防等に通報するとともに二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。 また、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の救護を必要とすると判断したときは、医療救護所等へ搬送する。
避難の実施	市長、警察官等から避難指示や避難行動に時間を要する要配慮者や避難行動要支援者などに対する高齢者等避難が出された場合には、住民及び事業所職員に対して周知徹底を図り、次の点に留意し迅速かつ円滑に避難場所に避難する。 (ア)避難誘導責任者は、避難経路をあらかじめ複数検討するとともに避難経路上に危険がないか確認しつつ、避難させる。 (イ)住民及び事業所職員の避難にあたっては、必要最小限のものを携行する。 (ウ)要配慮者や避難行動要支援者については、努めて事前避難に努めるとともに、住民及び事業所職員の協力のもとに避難させる。 (エ)避難場所への避難後は、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて市等に通報するとともに混乱、流言飛語の防止にあたる。
避難所の開設・運営	指定避難所は、被災者自らが行動し、助け合いながら開設・運営することが求められることから、自主防災組織等が主体になるなど、地域住民による自主的な運営を進める。
給食・救援物資の配布及びその協力	被災者に対する炊き出しや救援物資の支給等の活動を円滑に行うには組織的な活動が必要となるので、市や社会福祉協議会等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第4 防災ボランティア活動との連携

地震等の大規模災害の発生時に、災害応急対策を迅速かつ的確にするためには、ボランティアの協力が必要である。

このため、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び公益社団法人隊友会千歳支部などボランティア団体等と協力し、平常時からボランティア活動が円滑に実施できる体制を整備する。

第5 防災訓練の実施

地震など大規模災害の発生時において、災害応急対策を迅速かつ的確に行うためには、平常時における防災講座等による防災知識の習得や、災害時の応急対応能力（技能）を高めるための実践的な訓練を積み重ねることが必要である。

このため、国や北海道及びその他の防災関係機関や協力機関等と緊密に連携するとともに、市民の協力・参加を得て大規模災害を想定した総合防災訓練や市民を対象とした各種の防災訓練を図上訓練及び実動訓練方式により継続して実施する。

区 分		内 容
北海道、火山防災協議会等が主催する訓練		北海道、樽前山火山防災協議会等が主催する各種訓練に参加し、防災関係機関等との連携要領を主体とした訓練を実施する。
市が主催する訓練	機能別防災訓練	市職員を対象とし、あらゆる災害を想定した非常招集訓練、情報収集伝達訓練、災害対策本部設置（運営）訓練、避難所開設・運営訓練及び災害対応訓練等を実施する。
	消防（水防）訓練	市消防本部及び消防団を主体とし、動員、出動、消火、救出救護、避難誘導及び広報等の訓練を実施する。
	総合防災訓練	市（市民）、北海道、自衛隊、警察、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が参加し、あらゆる災害を想定した総合的な訓練及び複数の機能別訓練を組み合わせた訓練を実施する。
自主防災組織、町内会等の住民を対象とする防災訓練		自主防災組織、町内会等を主体とし、市（消防）や防災関係機関等が協力して消火、避難誘導、救出・救助、応急救護、情報伝達、避難所開設・運営及び炊き出し等の実動訓練等を実施するほか、市職員等による千歳学出前講座の機会等を活用し、DIG（災害図上訓練）やHUG（避難所運営ゲーム）等による図上訓練を実施する。
学校等の各施設及び事業所等を対象とする訓練		学校等の各施設及び事業所等を主体とし、市（消防）や防災関係機関等が協力して消火、避難、応急救護及び情報伝達等の実動訓練等を実施するほか、市職員等による千歳学出前講座等を活用し、DIG（災害図上訓練）やHUG（避難所運営ゲーム）等による図上訓練を実施する。

第6 防災知識・技能の普及

災害発生時に落ち着いて的確に行動するためには、市職員及び市民が災害に対する知識や対応要領などの防災知識をあらかじめ把握し、身につけることが必要である。

このため、市職員に対する教育、児童・生徒に対する防災知識の普及、市民に対する防災知識及び応急手当等の普及・啓発のための講習会等を実施する。

この際、地域における防災指導力を強化するため、北海道が認定する北海道地域防災マスター制度を活用するほか、市が認定する千歳市防災リーダーの育成に努める。

また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めることや、防災学習交流施設で行う防災フェスタ等を通じ、児童・生徒等の防災意識の高揚を図る。

防災知識の普及・啓発方法及び内容等は、次とおりとする。

1 普及・啓発の方法

- (1) 各種防災訓練等の参加促進による啓発
- (2) ラジオ、有線放送施設の活用による普及
- (3) ホームページ、千歳市メール配信サービス、SNS、広報誌（紙）等の活用による啓発
- (4) 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用による啓発
- (5) 広報車両の利用による普及
- (6) パンフレットの配布による啓発
- (7) 出前講座、講習会、講演会等の開催による啓発
- (8) その他

2 普及・啓発を要する事項

区 分	普 及 ・ 啓 発 内 容
市 職 員	① 千歳市地域防災計画の概要 ② 各種災害の特性と対処方法 （市域内外で発生した各種災害の教訓等を含む） ③ 市職員としての心構え ④ 災害対策本部の組織、所掌事務、配備体制 ⑤ 勤務時間外における参集方法、参集時の心得 ⑥ 災害調査及び報告の要領、連絡方法 ⑦ その他必要な事項
市 民	① 地震、火山噴火、風水害、火災等に関する基礎的な知識 ② 非常食料、生活必需物資の備蓄の励行 ③ 避難場所、避難方法、避難時の心得、避難所の運営 ④ 建築物、構造物の点検、補強等 ⑤ 火災の発生防止方法、初期消火の心得 ⑥ 応急手当方法の習得 ⑦ 農林漁業等の応急対策方法 ⑧ 介護、看護補助など、要配慮者や避難行動要支援者への配慮に関する知識 ⑨ 災害教訓の伝承 ⑩ その他必要な事項
児 童 ・ 生 徒	① 地震、火山噴火、風水害、火災等に関する必要な知識 ② 避難場所、避難方法、避難時の心得 ③ 「自助・共助」の精神の育成 ④ 災害教訓の伝承 ⑤ 避難訓練の実施などにより「主体的に行動する態度」の育成 ⑥ その他必要な事項

児童・生徒への啓発等は「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」最終報告、「学校安全推進計画」、「生きる力を育む防災教育の展開」などにに基づき学校における防災教育を主体に行う。

第3節 災害対応体制づくり

第1 災害対応体制の構築

大規模地震災害時においては、職員の動員、情報の収集・伝達などの初動体制、及び消防、救援・救護、医療活動をはじめとする応急対応、さらには物資等の受入・搬送や広域な連携など様々な面で混乱が生じる可能性が高いと判断されることから、迅速、的確かつ柔軟な災害対応体制を構築することが重要である。

このため、平常時から災害情報収集体制や応急活動体制を整備するとともに避難環境体制を構築するなど災害対応体制づくりを推進する。また、地震発生直後の緊急対応力の強化を図るため、各種の情報や機能及び人・物を総合かつ一元的に管理・運営するなど災害対応に強い体制を構築する。

第2 災害情報収集・連絡体制の整備

1 情報収集体制の確立

災害時において、的確かつ迅速な災害対応を行い、被害の減少や拡大防止に努めるためには、正確な情報を早期に入手する必要がある。

このため、平常時から市や防災関係機関等は多様な手段による情報収集に努めるほか、市民自らが災害情報の収集に努めるとともに収集した災害情報を活用するための体制を整備する。

2 災害情報の一元化・共有化

市は、平常時から災害の予測・予知及び災害発生時の減災・防災対策を推進するため、防災関係機関等が所有する防災関係資料や各種データ等の提供を受けるものとする。

また、提供を受けたこれら災害に係る情報を多角的に活用するため、防災関係機関等と情報の一元化や共有化に努める。

この際、災害時における防災関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう災害時優先電話の指定を行うものとする。

さらに、市は北海道が発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。

3 市民に対する災害情報等の提供

災害時において、市民に対して適時に適切な情報を提供することは防災・減災の観点から極めて重要である。

このため、災害情報等を提供する手段として、防災行政無線を活用するほか、民間の電話会社等が運用する緊急速報メール、SNS、千歳市メール配信サービス、防災アプリ等、多様な情報手段を活用した災害情報の提供に努める。

なお、防災行政無線を使用して提供（放送）する災害情報は、次のとおりとする。

- （1）原則として同報無線等を自動起動して提供する災害情報
緊急地震速報（震度5弱以上）及び噴火警報（警戒レベル4～5）
- （2）市の設定により同報無線等を市が自動起動し提供する災害情報
震度速報（震度5弱以上）
- （3）必要に応じ地域を選択し、市が同報無線等を手動起動し提供する災害情報

気象警報、土砂災害警戒情報、竜巻注意情報、火口周辺警報

4 広聴体制の整備

災害時において、市民からの様々な問い合わせに適切に対応することは、市民に安心感を与えるため極めて重要である。

このため、市民からの様々な問合せ等に一括して対応するため、24時間対応の窓口を設置するなど、広聴体制の整備に努める。

第3 防災情報通信の整備・拡充

1 通信機器の整備

災害時には、災害情報の収集伝達、被害情報の把握、災害応急対策の指示伝達等が困難となることから、あらかじめ衛星電話を始めとする複数の各種通信機器等の機能を確保することが重要である。

このため、平常時から防災情報通信機器等の整備・拡充を行うため、衛星系や有線系、携帯電話も含めた通信回線の複線化や代替回線を準備するとともに、要配慮者及び避難行動要支援者にも配慮した多様な情報通信手段の整備に努める。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのIT化など必要な機器の確保や体制整備に努める。

なお、千歳市防災行政無線設備の設置状況は、資料編に掲載のとおりである。

資料編	○千歳市防災行政無線（同報系）一覧
	○千歳市防災行政無線（移動系）一覧

2 無線従事者等の育成・確保

災害時に使用する各種の通信機器等の機能を最大限発揮するためには、無線従事者等の育成・確保が必要である。

このため、平常時から計画的に通信機器の操作に必要な無線従事者等の育成・確保に努める。

3 防災情報システム等との連携

防災に関する情報は、広範・多岐にわたり、各種の防災情報システム等が運用されることから、迅速・正確な情報を収集・伝達するためには、これらの防災情報システム等との連携がきわめて重要となる。

このため、防災行政無線システムを整備するとともに、国及び北海道と連携を図り、各種の防災情報システム等とのネットワークづくりに努める。

第4 応急活動体制の整備

1 職員の応急活動体制の整備

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。

このため、平常時から職員の非常参集体制や応急活動内容の整備、及び防災関係機関等との連絡体制等の整備を行う。

2 職員の非常参集体制の整備

（1）市は、次により職員の非常参集体制の整備を図る。

ア 各部の参集基準を明確化するほか、連絡手段や参集手段等の確保に努める。

イ 交通・通信の途絶や職員（家族等を含む）の被災などにより動員が困難な場合を想定した災害応急対策（業務継続計画を含む）の整備に努める。

ウ 災害対策本部設置・運営マニュアル及び各対策部危機管理マニュアル等の整備を行い、職員に普及するとともに定期的に訓練の実施に努める。

（2）防災関係機関等は、各機関等の防災上の責務を踏まえ、(1)に準じた体制の整備に努める。

2 防災関係機関等との連携体制の整備

市、消防及び関係機関等は、大規模災害発生時における相互の応援が重要であることに鑑み、災害応急活動及び復旧活動について、関係機関相互で応援協定を締結するなど、平常時から連携の強化を促進する。

（1）市における応援体制の整備

市は、災害対策基本法第67条の規定に基づく応援要請に関し、あらかじめ道内及び道外の関係ある市町との間での応援協定の締結に努める。

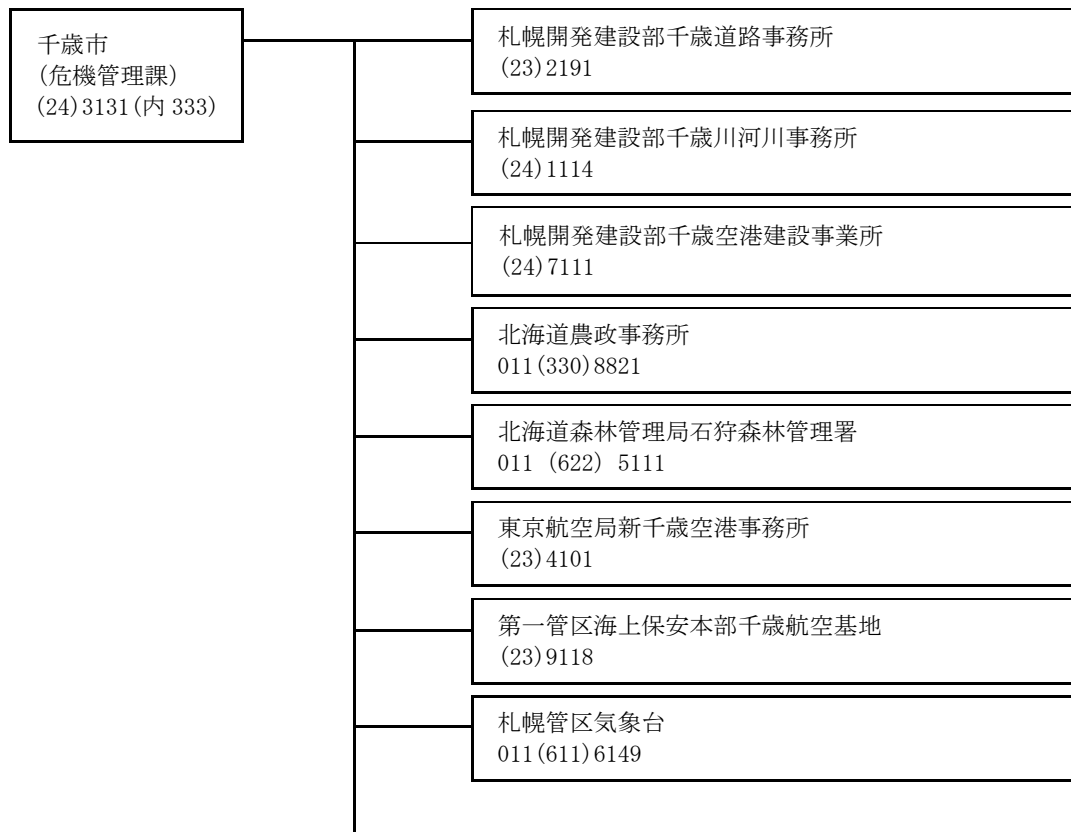
（2）消防機関における応援体制の整備

消防は、消防組織法第39条及び第44条の規定に基づく応援（広域応援）要請に関し、あらかじめ道内及び道外の関係ある消防機関との間で応援体制の調整を図る。

（3）防災関係機関等との連携体制の整備

市は、防災関係機関等との協定締結などにより、災害時において迅速な情報収集や支援要請等が実施できるための体制整備に努める。

なお、防災関係機関等との連絡系統は次のとおりとする。



	北海道総合通信局 011(747)6451
	北海道防衛局千歳防衛事務所 (23)3145
	陸上自衛隊第11普通科連隊 (23)5131
	航空自衛隊千歳基地 (23)3101
	石狩振興局地域創生部地域政策課 011(204)5818
	石狩振興局保健環境部千歳地域保健室(千歳保健所) (23)3175
	空知総合振興局札幌建設管理部千歳出張所 (23)4191
	千 歳 警 察 署 (42)0110
	日本郵便株式会社千歳郵便局 (23)2341
	北海道旅客鉄道(株)千歳駅 (23)2040
	北海道旅客鉄道(株)新千歳空港駅 (45)7001
	東日本電信電話(株)北海道事業部 011(212)4466
	(株)ドコモC S 北海道 北海道南支店 0138 (86) 5835
	北海道電力ネットワーク(株)千歳ネットワークセンター (23)5101
	北海道ガス(株)千歳支店 (26)8623
	千 歳 医 師 会 (24)3549
	千 歳 歯 科 医 師 会 (40) 3333

資 料 編 ○千歳市が締結する災害協定一覧

第5 避難環境の整備

1 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所・広域避難所の指定

災害時には、災害の規模や状況に応じた適切な避難場所等の指定と住民の避難活動及び被災者の避難生活の場となる避難所の運営が重要となる。

このため、それぞれの災害の異常な現象の種類ごとに、当該災害の危険から緊急に逃れるための避難場所として、可能な限り、被害想定を算定した7つの地区ごとに、安全かつ収容可能な公園、広場及び公共施設等を指定緊急避難場所に指定するほか、被災者の避難及び救援を円滑に実施するため一定の基準を満たす施設を指定避難所として指定する。また、各地区共通の避難所として、要配慮者等のための福祉避難所や広域避難所を指定する。この際、努めて地域住民の意見を聴取し、避難所指定に反映させるほか、地域住民と連絡体制を確認し、避難所の効果的な維持管理に努める。

また、迅速かつ安全な避難を行うため避難所の案内標識を設置するとともに、案内標識の作成に当たっては、観光客等地元の地理に不案内な者や外国人でも理解できるユニバーサルデザインの採用に努める。

なお、指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所及び広域避難所は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

2 避難体制及び避難所施設の整備

市民が安全に避難所生活を行うためには、避難計画や避難所運営計画の作成等による避難体制の整備、及びこれに基づく避難訓練や避難所開設・運営訓練の実施、更には、避難路や避難所施設等の避難環境を整備することが必要である。

このため、災害の種類に応じた避難計画、避難所開設・運営マニュアルを作成するほか、避難路、避難場所の安全確保のため支障となるものの排除や、避難生活を支援するための食糧、生活必需品、感染対策衛生用品等の備蓄、避難所施設等の設備などの避難環境を計画的に整備する。

3 避難所開設体制の確保

災害時において、住居等を喪失した市民等の安全を確保するため、迅速かつ円滑に避難所を開設することは極めて重要である。

このため、平常時から避難所の状況把握や各種感染症を含む感染症対策に係るレイアウト、動線等の確認を行い、避難所開設業務の円滑な実施に努める。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、要配慮者も含む避難者に対して円滑な情報伝達ができるよう、ホームページやアプリケーション等の多様な情報伝達手段の整備に努める。

4 避難所の市民周知及び避難所開設・運営マニュアル等を活用した訓練の促進

災害時において市民が安全に避難し、円滑に避難所生活をするためには、それぞれの地域にある指定緊急避難場所や指定避難所、あるいは各地区共通の福祉避難所や広域避難所等を把握するほか、避難所における事前の訓練等が必要である。

このため、各戸に配布している防災ハンドブックや出前講座等を通じ指定した各避難所の市民周知に努めるほか、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成、避難所開設・運営マニュアル等を活用した訓練の促進に努める。

第4節 消防体制づくり

第1 消防力の整備と活動体制の構築

大規模な地震が発生した場合は、同時に数多くの火災や建築物の倒壊が発生し、市民の生命、身体及び財産に多大な危険が生じる。また、道路、水道、電話などの障害を伴う広域的な複合災害となり、初期の段階から効果的な消防活動を展開する必要がある。

このため、消防機関は、火災の消火及び人命の救出・救護活動を行い、被害を最小限にとどめるために必要な消防力を整備するとともに、災害活動の根幹となる被害情報の正確かつ迅速な収集・伝達体制を整え、活動部隊の効率的な運用をはじめとする消防機関の総力を挙げた活動体制を整備する。

さらに、大規模な地震や風水害等の発生時は、本市の消防力だけでは対応が困難となり、広域的な支援が必要になると予測されるため、緊急消防援助隊等の支援部隊の円滑な支援が得られるよう受援体制を整備する。

第2 消防体制の整備

地震発生直後から多発的な火災をはじめ、救助、救急事案の発生が予測されるため、的確に対応できるよう災害初期の段階から効果的な消防活動を展開し得る消防体制の確保が必要である。

このため、情報収集、伝達機能の強化等、総合的な消防体制の整備を図るとともに、緊急消防援助隊をはじめとする応援隊の受援体制を整備する。

なお、消防に関する計画は、別に定めるものとする。

第3 消防水利・資器材の整備

地震発生時は、水道施設の被害や水圧低下等により消火栓の使用困難が予想されることから、消火栓に偏らない水利の確保が必要となる。

このため、耐震性貯水槽の整備や自然水利の活用等を準備するほか、防災資材庫の設置及び消火資器材等の整備に努める。なお、防災資材庫の設置状況等は、次のとおりである。

1 防災資材庫の設置

防災資材庫の設置状況は、次のとおりである。

防災資材庫設置状況

名 称	所 在 地
千歳市防災資材庫	千歳市東雲町4丁目1-1
千歳市長都防災資材庫	千歳市釜加362-5
千歳市泉郷防災資材庫	千歳市泉郷268-9
千歳市水防センター	千歳市駒里2212（河川防災ステーション内）

2 資器材の備蓄状況の調査・報告

防災事務を所掌する課長は、適宜に水防資器材の備蓄状況調査を行い、適切な備蓄に努めるとともに、その状況を消防長及び市長に報告する。

第4 消防団の強化

災害発生時の救助・救急活動や消火活動は、同時多発的に発生するため、消防職員だけでは対応困難となり、消防団の活動が不可欠となる。

このため、消防団員の確保や若年化及び消防団が行う救急救助や消火活動などの訓練を充実させるほか、消防団が使用する消防資器材等の整備に努める。

第5 危険物等施設の安全対策

地震発生時においては、地盤の揺れ等により危険物等施設の損壊等が予想される。

このため、危険物等施設の製造、貯蔵、取扱い又は輸送を行う危険物事業者及び消防は、平常時において次のような安全確保のための対策を行う。

1 技術基準の遵守

危険物事業者は、法令で定める技術基準を遵守する。

2 立入検査の徹底

消防は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努める。

3 自主保安体制の整備

危険物事業者は、自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進する。

4 講習会・研修会の実施

消防は、危険物事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会等を実施し保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図るとともに、危険物等関係施設における保安体制の強化を図る。

第5節 応急対策のための環境づくり

第1 応急対策体制の構築

大規模地震災害時は、多くの死傷者や避難者等が発生することから迅速かつ的確な救助や医療救護、あるいは食糧、生活必需品、応急給水等の確保等が必要となる。

このため、平常時より医師会等との調整を図り、医療情報の連絡体制、初動及び後方医療体制、緊急患者輸送体制等を整備するほか、災害時の市民生活を確保するため、非常用物資の備蓄及び調達体制を整備する。

また、平常時から防災関係機関や企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

この際、要配慮者、及び避難行動要支援者等に十分配慮した体制整備に留意する。

第2 医療救護体制の整備

地震発生時は、建物等の倒壊によって一度に多くの傷病者が発生する。特に、挫滅症候群（クラッシュシンдрーム）といった緊急に医療救護を必要とする患者への対応が必要となる。

このため、災害時に医療救護が迅速に実施できるよう、北海道、医師会その他の関係機関等に協力を求め、次のような体制の整備に努める。

1 緊急医療体制等の整備

市は、平常時から北海道や医師会、その他の関係機関等と協力体制を構築し、市立千歳市民病院を核とした緊急医療体制や医療救護所の効果的運営体制を整備するとともに、災害拠点病院や北海道などと連携した緊急搬送体制の整備に努める。

この際、トリアージ実施のための医療救護所の設置準備並びに重傷者収容のための収容医療機関の指定について、千歳保健所、千歳医師会、千歳歯科医師会等に協力を求める。

2 医薬品、医療資器材の備蓄及び調達

市は、負傷者等が多数発生することを予測し、応急救護用医薬品や医療資器材の備蓄及び調達体制等の整備に努める。

3 消防と医療機関等との連携

（1）消防は、平常時から医療機関等との情報共有に努め、負傷者等を迅速かつ適切に医療機関に搬送しうる体制の整備に努める。

（2）消防は、平常時から市内の医療機関等が被災した場合を考慮し、遠隔地の医療機関に対する負傷者等の搬送体制を整備する。

このため、北海道や医師会、その他の関係機関等と調整し、ヘリコプターによる患者の搬送体制や広域的な消防機関相互の連携体制の整備に努める。

なお、市内における医療機関は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○医療機関（市内・近隣市）一覧

第3 給水体制の整備

地震発生時は、水道管の破壊により広範囲かつ長期にわたる断水の発生が予想されることから、断水時間の飲料水、生活用水、医療用水等の給水体制の確保が極めて重要となる。

このため、給水活動に備えて給水タンク車・ポリタンク等の資器材等を整備するとともに、10万人を対象に初期段階3日分（1人1日約3リットル）の飲料水等を確保するため、配水池や温水プール等の緊急貯水及び補給水利水源等を確保するほか、指定水道工事店、事業所等に災害時における緊急給水協力体制の確保について協力を求める。

また、各家庭において初期段階3日分（推奨1週間分）の飲料水等を確保（ポリタンク等による備蓄）するよう広報に努める。

なお、補給水利の種別、所在、数量等は、本編第3章第12節「第2水の供給」による。

第4 食糧品等の備蓄及び物資供給体制の整備

地震発生時は、流通経済が停止するため物資の入手が困難となることが予想されることから、物資流通までの間の飲料水・食糧等の確保が必要となる。

このため、想定される避難者数を基本に指定避難所ごとに食糧等を備蓄するとともに、備蓄拠点を設定し備蓄を進めるため、千歳市災害応急対策用品整備計画を策定する。また、大手スーパー等と緊急生活物資等の供給について協定を締結し、不足分の食糧等を流通備蓄として確保するほか、各家庭・企業において初期段階3日分（推奨1週間分）の非常食等を確保するよう広報に努める。

なお、防災備蓄品保有状況及び千歳市災害応急対策用品整備計画は、資料編に掲載のとおりである。

資 料 編	○防災備蓄品保有状況一覧
	○〔別掲〕千歳市災害応急対策用品整備計画
	○〔別掲〕千歳市職員非常用食糧等整備計画

第5 石油類燃料の確保体制の整備

地震発生時は、流通経済が停止するため石油類燃料（LPガスを含む、以下同じ）の入手が困難となることが予想されることから、流通経済回復までの間の石油類燃料の確保が必要となる。

このため、平常時から石油類燃料卸売組合、石油類燃料協同組合、石油類燃料事業者に対し協力を要請するほか、あっせんを求めるなど石油類燃料の確保に努める。

また、千歳地方石油業協同組合、千歳燃料販売同業組合、北海道エルピーガス災害対策協議会石狩支部、社団法人北海道エルピーガス協会石狩支部千歳分会との災害時応援協定に基づき、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。

第6 緊急輸送体制の整備

地震災害時は、救急搬送、消火活動、救援物資輸送等を円滑に実施するため、道路やヘリポート等の輸送施設及び物資の集積や配分スペース等の輸送拠点の確保が重要となる。

このため、平常時からこれらの施設が円滑に使用できるような体制の整備に努める。

1 輸送拠点及び輸送体制の確保

災害時は、多量の救援物資等の送付と被災者への集配が予測されることから、これら送付物資の

集配拠点として千歳市車両センターなどの公共施設や協定締結先等を候補地とし、集配体制を整備する。

また、札幌トラック協会や民間事業所との災害時応援協定に基づき、集配拠点の確保や集配拠点等から指定避難所への輸送体制の確立を図る。

2 ヘリポートの確保

災害時は、陸路寸断や迅速な輸送等のため、ヘリコプターによる緊急輸送が予測されることから、常設ヘリポートや臨時ヘリポートの確保が重要となる。このため、平常時から常設ヘリポートを整備するとともに臨時ヘリポートとして利用可能な施設の把握に努める。また、これらの施設を有効に活用するため、その所在地を関係機関及び住民等に周知する。

資料編 ○ 市内におけるヘリポート一覧

3 緊急輸送路確保体制の整備

北海道指定の緊急輸送道路のほか、状況により、市は、道路管理者等と協議のうえ、次の重要な拠点を結ぶ区間を緊急輸送道路として指定し、耐震化や、災害時における交通統制の整備に努める。

- (1) 災害時に拠点となりうる病院、常設・臨時ヘリポート等
- (2) 救援物資等の備蓄・集積、集配拠点、広域避難所等
- (3) 地震防災対策特別措置法に基づき指定する幹線道路等

第7 建物対策体制の整備

地震発生時は、老朽化した非耐震住宅等の倒壊等が予想されることから、耐震住宅及び倒壊時の応急仮設住宅等の確保が必要となる。

このため、耐震住宅確保及び既設住宅の耐震診断の推奨に努めるとともに、仮設住宅用地・住宅等を確保する。

また、被災住宅等の応急修理に備え、関係団体・事業者等と応急対策業務等に係る協定を締結するなど、協力体制を整備する。

第8 防疫・衛生活動体制の整備

地震発生時は、建物倒壊等による多数の死傷者の発生や衛生条件の悪化による食中毒、害虫の発生等が予想されることから、遺体の火葬・仮埋葬及び防疫・衛生活動体制の確保が必要となる。

このため、遺体搬送及び火葬協力のための協定等の締結や、衛生指導の強化及び消毒剤等の確保等の協力体制を確保する。

第9 し尿・ごみ処理体制の整備

地震発生時は、水道や下水道の破損等による水洗トイレ等の使用不能や建物の倒壊等による多量のがれき類やごみの発生等が予想されることから、し尿・ごみ処理体制の整備が必要となる。

このため、仮設トイレ等の設置準備や、し尿・ごみの迅速な処理に備え、関係団体・事業者等の協力体制を整備する。

第10 要配慮者対策の整備

地震発生時は、建物の倒壊や道路破壊等が予想されることから、避難などの対応が困難な要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、病弱者、医療的ケアを必要とする者、外国人、観光客等）の安全確保や避難場所等での生活援助対策が必要となる。

このため、福祉活動と連携し、「千歳市避難行動要支援者避難支援プラン」を作成し、日常における要配慮者、特に避難行動要支援者等の把握による援護体制の確保や、被災時における安否確認、避難所等における生活援助体制の確保のため、地域住民や自主防災組織、民生委員児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制等を整備する。特に、外国人、観光客等については、避難場所、避難方法の周知等が必要であることから、関係団体と調整し、これらの対策を整備する。

第11 業務継続計画の整備

地震発生時は、市役所など公共施設の損壊や設備の損傷等が予想されるが、地震等により市役所などが被災した場合においても必要最小限の機能を維持し、災害対応等に当たる必要がある。特に、災害対策業務を実施する上でIT部門や市民生活に直結する最小限の機能維持は極めて重要である。

このため、被災時を想定したIT部門の機能を整備するほか、業務継続計画を整備する。

第12 被災者支援対策の整備

地震発生時は、多くの被災者が同時に多数発生することが想定されることから、指定避難所における避難者の把握が重要となる。また、被災者に対する支援に必要な物資の備蓄や管理、仮設住宅管理、倒壊家屋管理等なども必要となるため、これら被災者に対する支援体制や、支援状況を総合的に管理するシステムを整備する。

第6節 積雪寒冷期における災害対応づくり

第1 積雪寒冷期の災害対応体制の構築

積雪寒冷期において地震が発生した場合においては、他の季節に発生する地震災害に比べて様々な面で地震被害を拡大・深刻化させるほか、積雪寒冷下における災害対応の困難化が予想される。

このため、平常時から積雪寒冷期の特性を考慮した防災・減災のための諸施策を推進するとともに災害発生時の被害を軽減するため、防災関係機関等と協力して迅速な対応ができる体制を構築する。

第2 平常時における対策

積雪寒冷期の特性を考慮し、平常時から防災関係機関等と連携を図りつつ、次の諸施策を推進し、防災及び減災に努める。

1 救出・救助及び消火活動等の困難性を考慮した施策

- (1) 耐震化の促進及び屋根の無雪化
- (2) 室内の地震対策及び出火防止対策の徹底
- (3) 積雪寒冷期に使用可能な資器材等の整備（スノーモービル等の装備など）
- (4) 防災関係機関等による防災訓練の実施
- (5) 災害対策に応じる要員の装備・被服等の整備

2 積雪等により孤立する可能性のある地区を考慮とした施策

- (1) 自主防災組織等による自主防災力の向上
- (2) 複数の通信手段及び電源の確保
- (3) 適切な防災情報の入手及び提供
- (4) 家庭備蓄の強化及び公的備蓄資器材の事前配置

3 積雪・寒冷期を考慮した避難所等の開設・運営を考慮した施策

- (1) 避難のための交通路及び交通・輸送手段の確保
- (2) 避難者の屋内収容と暖房対策（暖房器具・燃料の備蓄）

第3 災害時における対策

積雪寒冷期に地震が発生した場合は、通常期における対応のほか、次の諸施策を推進し、迅速かつ適切な災害対応に努める。

1 被災現場進出のための施策

- (1) 防災関係機関等の連携による緊急除雪体制の整備による迅速な除・排雪の実施
- (2) 災害対応・緊急輸送等のための災害時優先道路の確保
- (3) 積雪時に使用可能な応急等交通手段の確保
- (4) 時宜に即した気象情報等の入手及び活用

2 迅速かつ的確な災害対応のための施策

- (1) 防災関係機関等の連携による災害対応及び災害対応時の統制・調整の具体的な実施
- (2) 状況に即した自衛隊の災害派遣要請及び緊急ヘリポートの設置

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害応急対策の基本方針

第1 災害応急対策の基本方針

千歳市では、地震による災害が発生するおそれのある場合又は災害が発生した場合において、災害情報の収集、警戒及び災害発生時の迅速な対応を行うため、市民、近隣自治体、北海道、指定地方行政機関及び関係機関等の協力を得て、災害警戒本部又は災害対策本部を設置し、警戒活動や応急活動等を実施する。

特に、災害発生時における応急活動は一時的に多種・多様な業務が集中し、市だけでは対応しきれないことから、防災関係機関の支援を受けるとともに、市民一人ひとりが普段から「自らの生命と財産は、自らが守る」という認識を持って行動し、町内会や事業所の協力を得ながら応急対策が実施できるよう連携に努める。

災害対策体制の基本的な考え方

時 期	体 制 及 び 組 織		配 備 段 階	配 備 人 員
災害対策本部設置前	災害情報連絡及び警戒体制	災害警戒本部	注 意 配 備	総務対策部その他必要な部
			警 戒 配 備	
災害対策本部設置後	災害応急体制	災害対策本部	第1 非常配備	各部必要な人員
			第2 非常配備	各部必要な人員
			第3 非常配備	全職員

第2 地震災害の推移

地震災害は、災害発生に備えた警戒や事前準備が困難であり、地震発生直後から救出活動、消火活動など多くの災害対策を必要とする。また、規模が大きくなるほど組織的な初動対策が遅れ、時間の経過に伴って対策活動の内容や規模が変化するため、事態の推移に適応した対処が求められることから、災害発生時には、被害状況等に応じ緩急を判断し、次の応急対策を実施する。

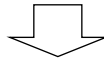
地震災害時の主な応急対策事項

実 施 項 目	①被害情報の収集・整理及び伝達、市民への広報 ②人命救出・救助及び応急医療活動 ③初期消火活動等 ④飲料水・食糧及び生活必需品等の確保 ⑤避難、要配慮者、特に避難行動要支援者への対応 ⑥自衛隊の派遣要請と広域支援
---------	---

実 施 項 目	⑦交通対策及び救急輸送 ⑧行方不明者の捜索、遺体収容及び火葬等 ⑨ライフラインの復旧、災害廃棄物等の対策、生活再建 ⑩その他住民の要望事項など
---------	--

地震災害発生からの応急対策の推移（基準）

地 震 発 生



時 期	項 目	対 策
発生から24時間 (1日)程度	初動対策	●災害対策本部（災害警戒本部）の設置 ●初動期活動（被害状況により優先順位を判断、必要な事項は市民に広報） ・ 参集職員、消防本部、その他の情報提供者等から被害情報の収集伝達 ・ 倒壊建物からの被災者救出・救護、応急医療救護（医療救護所の開設） 後方医療機関への搬送、行方不明者の捜索 ・ 出火状況の確認、初期消火、延焼防止（危険物等の状況把握） ・ 建物・ライフライン・交通・公共施設（指定避難所）等の被害状況把握 ・ 避難指示、避難所の開設（応急危険度判定）、避難者の把握、パニック防止、安否情報確認、特設公衆電話等の設置 ・ 自衛隊の災害派遣要請（北海道知事）、他市町村への支援要請 ・ 飲料水・食糧の確保及び供給、緊急生活必需品の確保及び供給 ・ 交通対策、特に緊急輸送路の指定及び確保（復旧対策期まで継続）
おおむね2日か ら1週間程度	応急対策	●応急期活動（被害状況により優先順位を判断、必要な事項は市民に広報） ・ 建物・ライフライン・交通・公共施設（指定避難所）等の応急復旧（北海道特有の気候や条件を考慮・対応） ・ 避難所の飲料水・食糧・生活必需品確保、衛生管理、仮設トイレ等の設置 ・ ライフラインの確保、物資の供給 ・ 応援物資・広域支援及びボランティア等の受入・活用、社会福祉協議会と連携（復旧対策期まで継続） ・ 行方不明者の捜索、遺体収容、火葬・埋葬場等の確保（復旧対策期まで継続）
1週間以上	復旧対策	●復旧期活動（被害状況により優先順位を判断、必要な事項は市民に広報） ・ 被災者の生活情報収集、特に避難人員及び避難生活状況の実態把握と対応 ・ 避難所等におけるケア・健康相談等 ・ ライフラインの復旧、仮設住宅の建設 ・ 災害廃棄物及び一般廃棄物（ごみ・し尿）等の処理 ・ 学校再開の準備及び授業の再開 ・ り災・り災届出証明書等の発行（準備）、建物・住宅等の応急危険度判定の実施 ・ 通常業務への移行、相談窓口の設置（臨時・広域化）

第2節 災害対策本部

第1 災害対策本部の設置・廃止

1 災害対策本部の設置

市域内で震度5強以上の地震が発生したときは、自動的に市役所庁舎に災害対策本部を設置する。また、震度5強未満の場合においても、被害の状況によって市長が必要と認めたときは、市役所庁舎に災害対策本部を設置する。

地震の規模、被害状況により市役所庁舎に災害対策本部を設置できない場合は、千歳市防災学習交流施設に災害対策本部を設置する。

この際、防災関係機関との連携を密にするための調整機能として、災害対策本部に総合調整所を設置するほか、必要に応じ現地調整所を設置する。

2 災害対策本部の廃止

災害発生のおそれなくなったとき、又は災害応急対策等がおおむね完了し、災害対策本部による対策の必要なくなったときは、災害対策本部を廃止する。

3 災害対策本部設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、次により通知する。

通知又は公表先	通 知 又 は 公 表 の 方 法	担 当
本 部 職 員	庁内放送、防災行政無線、メールその他迅速な方法	総務対策部の総括班及び情報班
防 災 会 議 構 成 機 関	防災行政無線、電話その他迅速な方法	
石 狩 振 興 局	電話、北海道総合行政情報ネットワーク、その他迅速な方法	
陸上自衛隊第11普通科連隊	防災行政無線、電話その他迅速な方法	
航空自衛隊第2航空団	〃	
報 道 機 関	電話その他迅速な方法	
市 民	防災行政無線、広報車による広報、緊急速報メール、千歳市メール配信サービス、報道機関（テレビ、ラジオ）、SNS、防災アプリ、その他迅速な方法	
その他必要と認める機関	防災行政無線、電話その他迅速な方法	

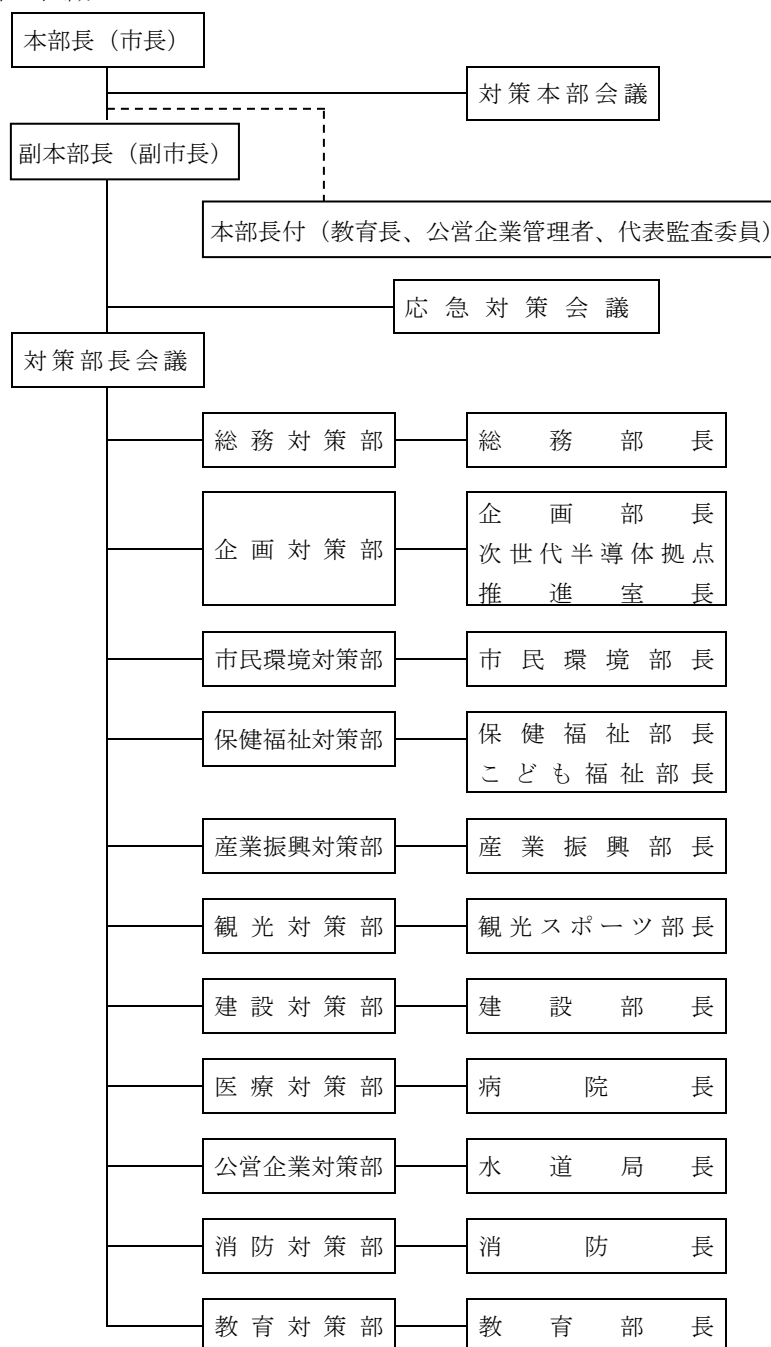
4 現地対策本部の設置及び廃止

被災地付近における応急活動の必要が生じた場合、現地対策本部を設置することができ、現地の応急対策を終了したときに廃止する。現地対策本部長及び現地対策本部の職員は、本部長が指名した者とする。

5 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織及び所掌事務は、次のとおりとする。

（1）災害対策本部の組織



※ 状況に応じて総務対策部、企画対策部等から所要の班をもって本部事務局を編成することとする。

（2）災害対策本部の所掌事務

災害対策本部の所掌事務は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○千歳市災害対策本部編成及び所掌事務

6 災害対策本部の設置及び指揮権限の委任

災害対策本部の設置及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順位によりその権限を委任したものとする。

第1順位	副市長	第2順位	総務部長	第3順位	企画部長	第4順位	市民環境部長
------	-----	------	------	------	------	------	--------

7 災害対策本部の運営

災害対策本部の運営は、次のとおり協議・決定するものとする。

災害対策本部の運営（会議）

会 議	構 成 員	協 議 事 項
災害対策本部会議	・ 本部長 ・ 本部長付 ・ 副本部長 ・ 各対策部長 ・ 防災関係機関等の要員 ・ 本部長が指名する者	・ 災害対策活動の基本方針及び周知に関すること。 ・ 防災関係機関等の災害予防、災害応急対策活動等の実施に関すること。 ・ その他本部長が必要と認める事項に関すること。
災害応急対策会議	・ 副市長 ・ 教育長、公営企業管理者代表監査委員 ・ 総務部長、企画部長、次世代半導体拠点推進室長、市民環境部長、保健福祉部長、こども福祉部長、産業振興部長、観光スポーツ部長、建設部長、消防長、水道局長、病院長、教育部長 ・ 副市長が指名する者	・ 災害対策本部の設置・廃止・移行に関すること。 ・ 災害対策本部の配備体制に関すること。 ・ その他災害対策に関する重要事項に関すること。
災害対策部長会議	総務対策部長が招集、協議結果を応急対策会議に建議する。	
	・ 各対策部長 ・ 総務対策部長が指名する者	・ 災害対策活動の前提となる情報の共有化・一元化に関すること。 ・ 災害予防、災害応急対策等の実施に関する各対策部の対応に関すること ・ その他総務対策部長が必要と認める事項

※会議事項の周知 各対策部長は、会議内容を直ちに班長に周知するとともに、部員を指揮し防災・減災活動を円滑に推進する。

第2 職員の動員・配備

1 非常配備の基準

災害が発生した場合あるいは発生のおそれがある場合には、非常配備の体制をとるものとする。
非常配備の種別と配備内容については、次のとおりとする。

なお、夜間・休日等執務時間外に震度5強以上の地震が発生し、職員が所属先に参集できない場合には、居住地に近い支所や避難所等に自主的に参集し、初動活動を実施しながら災害対策本部の指示を仰ぐものとする。

非常配備の基準

種 別	配 備 基 準 ・ 内 容
第1 非常配備	① 震度5強の地震により災害及び事故が発生し又は災害が発生するおそれがある場合 ② 第1非常配備をもって災害情報収集、関係機関との連絡調整等災害応急活動のための諸準備及び災害応急活動を開始するとともに第2非常配備へ移行できる体制とする。
第2 非常配備	① 震度6弱の地震により、災害及び事故が発生し又は災害が発生するおそれがある場合や、市長が必要と認めた場合 ② 第2非常配備をもって直ちに災害応急活動を開始するとともに第3非常配備に移行できる体制とする。
第3 非常配備	① 震度6強以上の地震が発生した場合及び市長が必要と認めた場合 ② 第3非常配備をもって災害応急活動を行う。

2 災害対策本部配備要員

災害対策本部の配備要員は、非常配備の基準に応じて第1非常配備から第3非常配備までとし、次に掲げる者をもって充てる。このことから、各対策部長は、平素から、非常配備の段階に応じて配備する要員を指定し、即応体制を確保するものとする。

※本部の次長とは、各対策部に属する次長職を示す。

第1非常配備	第1非常配備要員は、次の者をもって充てる。		
	総務対策部	本 部	総務部長、次長、会計管理者
		総 括 班	危機管理課長、参事その他の危機管理課員
		総 務 班	総務課長その他の総務課員
		情 報 班	行政管理課長その他の行政管理課員
		職 員 班	職員課長その他の職員課員
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
	企画対策部	本 部	企画部長、次世代半導体拠点推進室長、議会事務局長、次長
		企 画 班	企画課長その他の企画課員、交通政策課長
		避 難 班	まちづくり推進課長、空港政策課長、基地政策課長、参事、主幹（アイヌ政策推進担当）、公立大学政策課長、次世代半導体拠点推進室総務課長、次世代半導体拠点推進室工事課長、議会事務局議事課長
		広報広聴班	広報広聴課長その他の広報広聴課員
		秘 書 班	秘書課長その他の秘書課員
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
	市民環境対策部	本 部	市民環境部長、次長、監査事務局長
		市民生活班	市民生活課長その他の市民生活課員
		支 所 班	向陽台支所長、東部支所長、支笏湖支所長、選挙管理委員会選挙課長、監査事務局監査課長
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
	保健福祉対策部	本 部	保健福祉部長、こども福祉部長、総合保健センター長、次長
		救 援 班	福祉課長その他の福祉課員、こども政策課長その他のこども政策課員、こども家庭課長その他こども家庭課員
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
	産業振興対策部	本 部	産業振興部長、次長
		商 工 班	商業労働課長その他の商業労働課員

	産業振興対策部	農 林 班	農業振興課長その他の農業振興課員、農村整備課長その他の農村整備課員
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
	観光対策部	本 部	観光スポーツ部長、次長
		観 光 班	交流推進課長その他の交流推進課員、観光課長その他の観光課員、スポーツ振興課長その他のスポーツ振興課員
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
	建設対策部	本 部	建設部長、次長
		管 理 班	道路管理課長その他の道路管理課員、事業庶務課長その他の事業庶務課員
		土 木 班	道路建設課長その他の道路建設課員、都市整備課長その他の都市整備課員
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
	医療対策部	本 部	病院長、副院長、看護部長、事務局長
		医療庶務班	その他の事務局員
		医療対策班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
	公営企業対策部	本 部	水道局長、次長
		業 務 班	経営管理課長その他の経営管理課員
		給水・広報班	水道サービス課長とその他の水道サービス課員
		水 道 班	水道整備課長とその他の水道整備課員
		下 水 道 班	下水道整備課長とその他の下水道整備課員
	消 防 対 策 部	本 部	消防長、次長
		作 戦 班	警防課長その他の警防課員
		支 援 班	総務課長その他の総務課員
		情 報 班	予防課長その他の予防課員
		警 備 班	警備課長、査察課長、救急課長、消防署員
	教 育 対 策 部	本 部	教育部長、次長
		教育総務班	企画総務課長その他の企画総務課員
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。

第2 非常配備	第2 非常配備要員は、次の者をもって充てる。		
	総務対策部	本 部	総務部長、次長、会計管理者
		総 括 班	危機管理課長、参事その他の危機管理課員
		総 務 班	総務課長その他の総務課員
		情 報 班	行政管理課長その他の行政管理課員、税務課長その他の税務課員、納税課長その他の納税課員、主幹付主査（働き方改革推進担当）
		職 員 班	職員課長その他の職員課員、主幹（職員健康管理担当）
		財 政 班	財政課長その他の財政課員、契約管財課長その他の契約管財課員、会計課長その他の会計課員
		調 査 班	税務課長その他の税務課員、納税課長その他の納税課員
	企画対策部	本 部	企画部長、次世代半導体拠点推進室長、議会事務局長、次長
		企 画 班	企画課長その他の企画課員、交通政策課長その他の交通政策課員
		避 難 班	まちづくり推進課長その他のまちづくり推進課員、空港政策課長その他の空港政策課員、基地政策課長、参事、その他の基地政策課員、主幹（アイヌ政策推進担当）、公立大学政策課長その他の公立大学政策課員、次世代半導体拠点推進室総務課長その他の次世代半導体拠点推進室総務課員、次世代半導体拠点推進室工事課長その他の次世代半導体拠点推進室工事課員、議会事務局総務課長その他の議会事務局総務課員、議会事務局議事課長その他の議会事務局議事課員
		広報広聴班	広報広聴課長その他の広報広聴課員
		秘 書 班	秘書課長その他の秘書課員
	市民環境対策部	本 部	市民環境部長、次長、監査事務局長
		市民生活班	市民生活課長その他の市民生活課員、市民課長その他の市民課員、国保医療課長その他の国保医療課員、環境課長その他の環境課員、主幹（個人番号カード担当）
		食糧供給班	国保医療課長その他の国保医療課員
		環境衛生班	市民生活課長その他の市民生活課員、環境課長その他の環境課員
		清 掃 班	廃棄物対策課長その他の廃棄物対策課員
		清掃計画班	廃棄物管理課長その他の廃棄物管理課員

	市民環境対策部	支 所 班	向陽台支所長、東部支所長、支笏湖支所長、選挙管理委員会選挙課長その他の選挙管理委員会選挙課員、監査事務局監査課長その他の監査事務局監査課員
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
	保健福祉対策部	本 部	保健福祉部長、こども福祉部長、総合保健センター長、次長
		救 援 班	福祉課長その他の福祉課員、高齢者支援課長その他高齢者支援課員、障がい者支援課長その他の障がい者支援課員、こども政策課長その他のこども政策課員、こども家庭課長その他のこども家庭課員、こども療育課長その他のこども療育課員
		保 健 班	健康づくり課長その他の健康づくり課員、母子保健課長その他の母子保健課員、市民健康課長その他の市民健康課員
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
	産業振興対策部	本 部	産業振興部長、次長
		商 工 班	商業労働課長その他の商業労働課員、公設卸売市場長その他の公設卸売市場員、企業振興課長その他の企業振興課員、科学技術振興課長その他の科学技術振興課員、開発振興課長その他の開発振興課員、主幹付主査（産業政策担当）
		農 林 班	農業振興課長その他の農業振興課員、農村整備課長、その他の農村整備課員、農業委員会事務局管理課長その他の管理課員
	観 光 対 策 部	本 部	観光スポーツ部長、次長
		観 光 班	交流推進課長その他の交流推進課員、観光企画課長その他の観光課員、スポーツ振興課長その他のスポーツ振興課員
	建 設 対 策 部	本 部	建設部長、次長
		管 理 班	道路管理課長その他の道路管理課員、事業庶務課長その他の事業庶務課員
		土 木 班	道路建設課長その他の道路建設課員、都市整備課長その他の都市整備課員
		建 築 班	建築課長その他の建築課員、市営住宅課長その他の市営住宅課員、主幹（建築政策担当）、主幹付主査、営繕課長その他の営繕課員
	医 療 対 策 部	本 部	病院長、副院長、看護部長、事務局長、次長
		医療庶務班	その他の事務局員
		医療対策班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。

	公営企業対策部	本 部	水道局長、次長
		業 務 班	経営管理課長その他の経営管理課員
		給水・広報班	水道サービス課長とその他の水道サービス課員
		水 道 班	水道整備課長とその他の水道整備課員
		下 水 道 班	下水道整備課長とその他の下水道課員
	消 防 対 策 部	本 部	消防長、次長
		作 戦 班	警防課長その他の警防課員
		支 援 班	総務課長その他の総務課員
		情 報 班	予防課長その他の予防課員
		警 備 班	警備課長、査察課長、救急課長、消防署員
	教 育 対 策 部	本 部	教育部長、次長
		教育総務班	企画総務課長その他の企画総務課員、学校教育課長その他の学校教育課員、青少年課長その他の青少年課員、学校指導課長その他の学校指導課員、主幹（新設校建設担当）、主幹付主査
		社会教育班	生涯学習課長その他の生涯学習課員、埋蔵文化財センター長その他の埋蔵文化センター職員、文化施設課長その他の文化施設課員、主幹（国指定史跡担当）
		給 食 班	学校給食センター長その他の学校給食センター職員
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
第3 非常配備	第3 非常配備要員は、本部員全員をもって充てる。		

3 災害対策本部の活動要領

非常配備体制下の活動要領は、次のとおりとする。

非常配備体制	活 動 要 領
第1非常配備体制	- 総務対策部総括班長は、関係機関と連絡をとり災害又は事故の情報を収集し、第1非常配備体制の職員に周知・徹底するとともに、必要により本部活動を円滑にするため、応急対策会議及び対策部長会議の開催について具申する。 - 情報の通知を受けた各対策部長及び班長は、所掌事務に基づき、情報に即応した措置を講ずるとともに、その状況を逐次本部長に報告する。 - 第1非常配備につく職員の数は、本部長の判断により増減することがある。
第2非常配備体制	- 本部の活動を円滑にするため、必要に応じ対策部長会議及び対策本部会議を開催する。 - 各対策部長及び班長は、情報の収集、伝達体制を強化する。 - 各対策部長は、所掌事務に応ずる措置を講じるほか次の措置を講じその状況を総務対策部長に報告する。 ① 装備、物資、資材、機器材等を点検して、必要に応じ被災地又は被災予想地区へ配置する。 ② 関係班及び災害対策に関係ある外部機関との連絡を密にして活動体制を整備する。
第3非常配備体制	災害対策本部の全員をもって、各部ともあらかじめ定められた所掌事務により活動体制を整備し、迅速に処置する。

第3節 災害警戒本部

第1 災害警戒本部の設置・廃止

1 災害警戒本部の設置

市域内で震度4の地震が発生したときは、市長の判断により災害警戒本部を設置する。

2 災害対策本部設置への移行

災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがある場合には、市長の判断により災害対策基本法第23条に基づく災害対策本部設置に移行する。

3 災害警戒本部の廃止

災害発生のおそれがなくなったとき、又は災害応急対策等がおおむね完了したとき、若しくは災害対策基本法第23条に基づく災害対策本部の設置に移行したときは、災害警戒本部を廃止する。

4 災害警戒本部の組織

災害警戒本部の組織及び所掌事務は、本章第2節第1「5 災害対策本部の組織」に準じ、各対策部の細部編成については、各対策部長がその都度示す。

5 災害警戒本部の設置及び指揮権限の委任

災害警戒本部の設置及び指揮は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順位によりその権限を委任したものとする。

第1順位	副市長	第2順位	総務部長	第3順位	企画部長	第4順位	市民環境部長
------	-----	------	------	------	------	------	--------

第2 職員の動員・配備

1 非常配備の基準

災害が発生した場合あるいは発生のおそれがある場合には、非常配備の体制をとる。非常配備の種別と配備時期については、次のとおりとする。

非常配備の基準

種 別	配 備 内 容	配 備 時 期
注意配備	災害の発生に備え、情報収集を行える体制とする。	市域内に震度4の地震が発生したとき。
警戒配備	災害及び事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、災害情報の収集や警戒及び応急対策の準備あるいは防災関係機関等の情報交換を組織的に実施するとともに、災害対策本部へ円滑に移行できる組織とする。	市域内に震度5弱の地震が発生したとき。

2 災害警戒本部配備要員

災害警戒本部の配備要員は、次に掲げる者をもって充てる。

※本部の次長とは、各対策部に属する次長職を示す。

区 分	部	班	配 備 要 員
注意配備	注意配備要員は、次の者をもって充てる。		
	総務部危機管理課長その他の危機管理課員、消防本部（署）で消防長（署長）が必要とする消防職員、その他の部で各部長が必要とする職員		
警戒配備	警戒配備要員は、次の者をもって充てる。		
	総 務 対 策 部	本 部	総務部長、次長、参事
		総 括 班	危機管理課長その他の危機管理課員、総務部主幹
		総 務 班	総務課長その他の総務課員
		情 報 班	行政管理課長その他の行政管理課員
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
	企 画 対 策 部	本 部	企画部長、次世代半導体拠点推進室長、議会事務局長、次長
		企 画 班	企画課長
		避 難 班	空港政策課長
		広報広聴班	広報広聴課長その他の広報広聴課員
		秘 書 班	秘書課長
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
	市民環境対策部	本 部	市民環境部長、次長
		支 所 班	向陽台支所長、東部支所長、支笏湖支所長
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
	保健福祉対策部	本 部	保健福祉部長、こども福祉部長、総合保健センター長、次長、
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
	産業振興対策部	本 部	産業振興部長、次長
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
	観 光 対 策 部	本 部	観光スポーツ部長、次長
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
	建 設 対 策 部	本 部	建設部長、次長
		管 理 班	道路管理課長その他の道路管理課員
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
	医 療 対 策 部	本 部	病院長、副院長、看護部長、事務局長、次長

	医 療 対 策 部	医療庶務班	医療庶務班全職員
		医療対策班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
	公営企業対策部	本 部	水道局長、次長
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
	消 防 対 策 部	本 部	消防長、次長
		作 戦 班	警防課長その他の警防課員
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。
	教 育 対 策 部	本 部	教育部長、次長、学校指導室長
		その他の班	災害及び事故の状況により、当該部長が定める。

3 災害警戒本部の活動要領

警戒配備体制下の活動要領は、次のとおりとする。

警戒配備体制	活 動 要 領
注意配備体制	- 総務部危機管理課長は、札幌管区气象台及びその他の関係機関と連絡を取り、地震に関する情報を収集し、各部の庶務担当課長及び陸上自衛隊第7師団第11普通科連隊、千歳警察署等に通知する。 - 各部の庶務担当課長は、各部の必要とする課に地震情報等を周知し、必要な措置を講じさせる。また、各課の状況を把握し、総務部危機管理課長に通知する。
警戒配備体制	- 総務対策部総括班長は、関係機関と連絡を取り、被害の情報を収集し、警戒配備体制の職員に周知・徹底するとともに、必要により、本部活動を円滑にするため、応急対策会議及び部長会議の開催について具申する。 - 情報の通知を受けた関係部長及び班長は、所掌事務に基づき、情報に即応した措置を講ずるとともに、その状況を逐次本部長に報告する。

第4節 情報の収集・伝達

第1 災害情報の収集・伝達

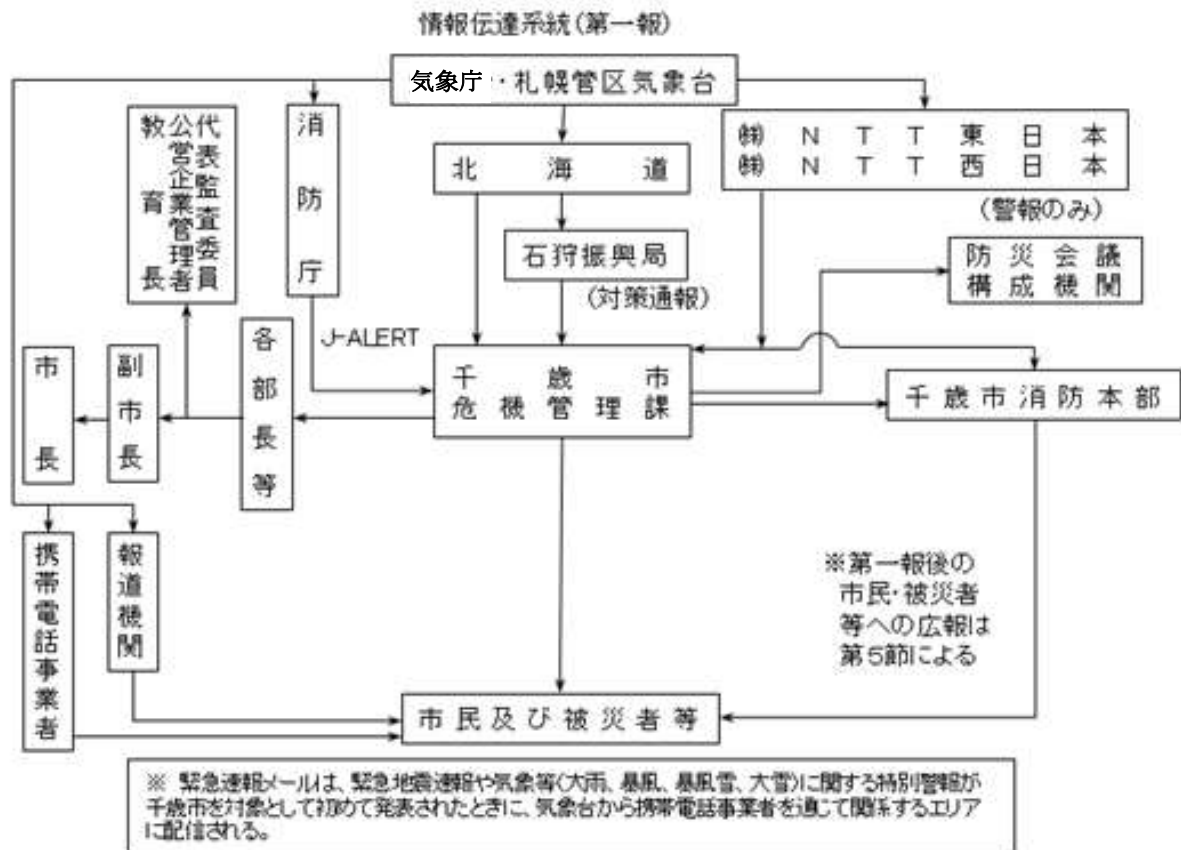
地震発生時における災害情報の収集及び伝達は、応急災害対応のために極めて重要である。特に、地震発生直後は、人命救助という観点から迅速かつ正確な情報を必要とするが、地震発生直後は情報が錯綜し、情報の収集及び伝達が困難になることが予想される。このため、市自ら情報収集に努めるとともに、市職員や緊急時における協力に関する協定を締結している公益社団法人千歳地方隊友会千歳支部の地域情報員等から情報を入手し、情報の処理（分析・整理）を適切に行い、すみやかに市民や防災関係機関等に情報を伝達する。

なお、情報の伝達内容及び主たる所掌対策部は、次のとおりとする。

対 策 項 目	活 動 内 容	主に活動する対策部
地 震 情 報 伝 達	市民・関係機関への地震情報・避難情報等の伝達	総務対策部 企画対策部
被 害 状 況 調 査 報 告	被害状況の取りまとめ、庁舎及び所管施設等の被害状況、市職員（家族を含む）の被災状況	総務対策部
	関係防災機関等の被害状況	企画対策部
	環境保全等の被害状況、関係防災機関及び所管施設等の被害状況	市民環境対策部
	社会福祉施設・医療機関等の被害状況、関係防災機関及び所管施設等の被害状況	保健福祉対策部
	商工業等の被害状況、農林産物及び同施設の被害状況、関係防災機関及び所管施設等の被害状況	産業振興対策部
	観光水産業、ホテル等の宿泊業、スポーツ関連事業等の被害状況、関係防災機関及び所管施設等の被害状況	観光対策部
	所管道路、河川及び橋梁、公園等の被害状況、一般住宅及び公営住宅等の被害状況、関係防災機関及び所管施設等の被害状況	建設対策部
	関係防災機関及び所管施設等の被害状況	医療対策部
	上水道施設及び下水道施設の被害状況、関係防災機関及び所管施設等の被害状況	公営企業対策部
	緊急対応状況、関係防災機関及び所管施設等の被害状況	消防対策部
	関係防災機関及び所管施設等の被害状況	教育対策部

第2 情報のネットワーク

地震が発生した場合あるいは緊急地震速報等が発表された場合、気象庁・札幌管区气象台から情報が提供されるが、市としては市民や関係機関等に対し、避難指示、震度、被害、市の対応など必要な情報を伝達する。なお、情報伝達系統（第一報）は次のとおりとする。



第3 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより地震による強い揺れが来る前にこれから強い揺れが来ることを知らせる警報である。

このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

1 緊急地震速報の伝達

（1）気象庁は、地震による被害の軽減に資するため「緊急地震速報」を発表し日本放送協会に伝達する。

また、放送事業者や通信事業等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、

携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く住民等へ緊急地震速報の提供に努める。

（2）消防庁は、気象庁から受信した緊急地震速報、地震情報、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報（以下、「津波警報等」という。）を全国瞬時警報システム（J－ALERT）により地方公共団体等に伝達するものとする。

（3）市町村、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線、デジタルサイネージ等により住民等への伝達に努めるものとする。

2 緊急地震速報で用いる区域等の名称



3 地震に関する情報

（1）地震情報の種類とその内容

情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報する。
震源に関する情報	震度3以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	- 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。
震源・震度に関する情報	- 震度1以上 - 津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 - 緊急地震速報（警報）発表時	- 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表する。 - 震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表する。

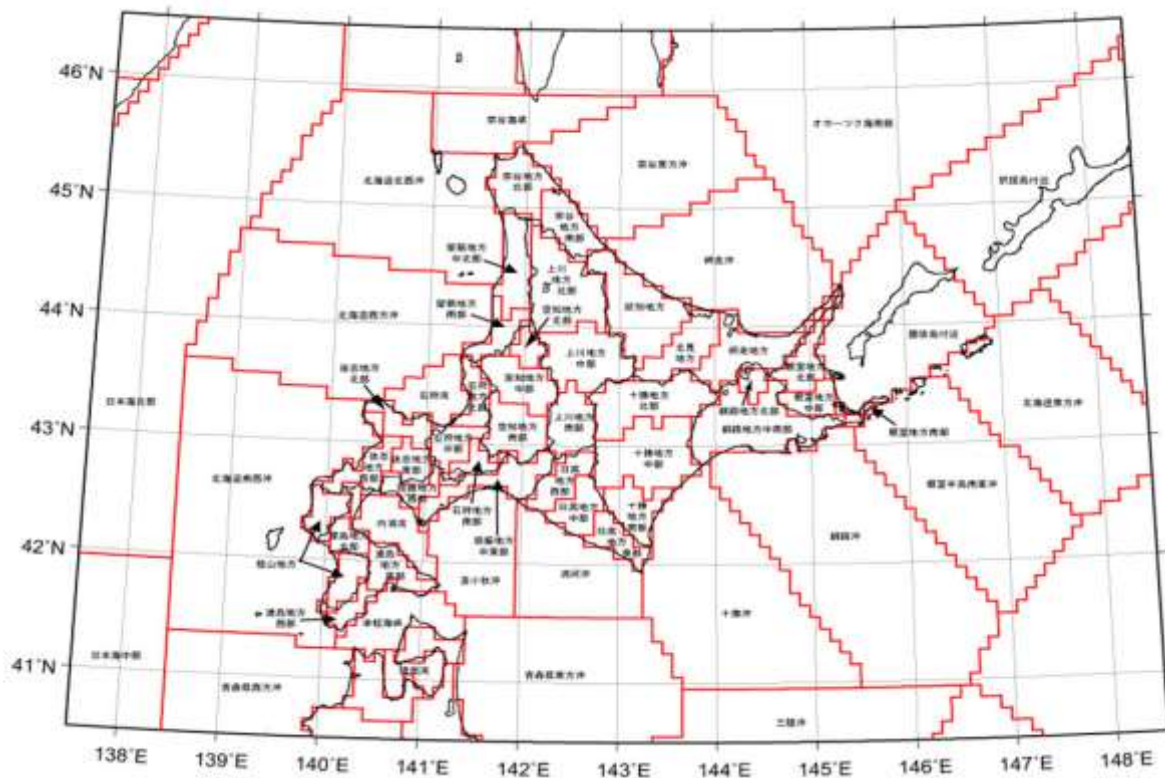
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データ等をもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。
遠地震に関する情報	国外で発生した地震について次のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。	・地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。※ ・日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表
長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点ごとに長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表する。（地震発生から10分後程度で1回発表）

（2）地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等を知らせるために気象庁本庁及び札幌管区気象台が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料である。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（速報版）	次のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・北海道で津波警報等発表時 ・北海道で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料（詳細版）	次のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・北海道で津波警報等発表時 ・北海道で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況を取りまとめた資料。
地震活動図	定期（毎月初旬）	防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び石狩・空知・後志地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料。

(3) 震央地名



4 情報の解説・周知啓発、防災知識の普及及び防災訓練

(1) 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入 手 場 所	とるべき行動の具体例
自 宅 な ど 屋 内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街 など 屋 外	・ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ・ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 ・丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車 の 運 転 中	・後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ・ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 ・大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

(2) 普及啓発の推進

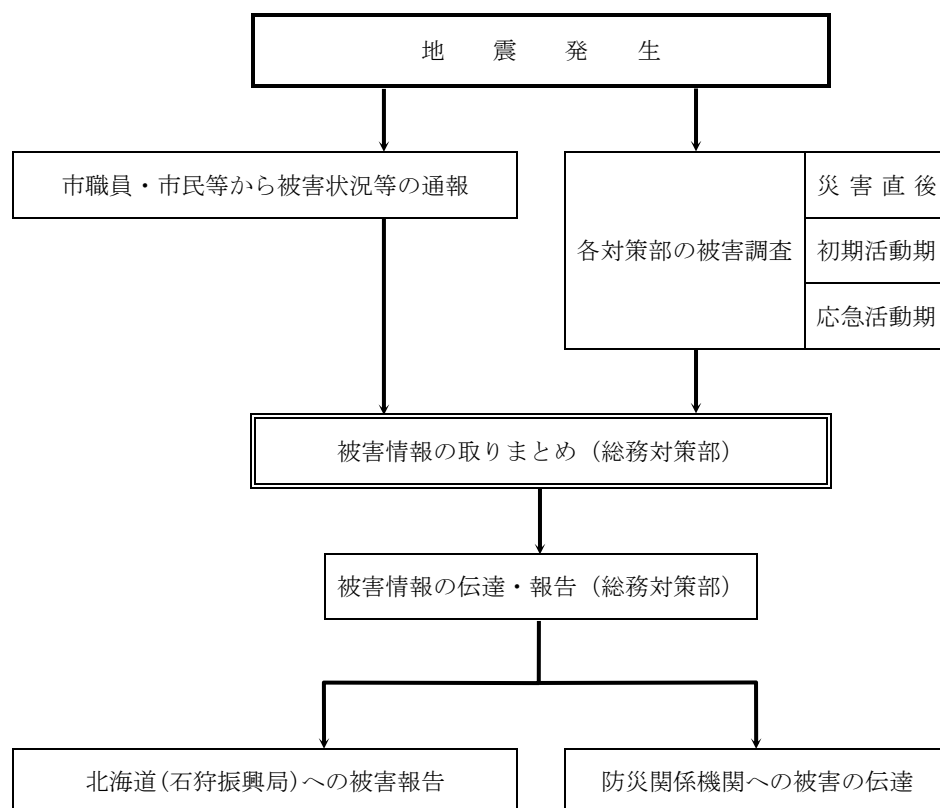
各防災関係機関等と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前にこれから強い揺れが来ることを知らせる警報であること、震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

(3) 緊急地震速報を取り入れた訓練

防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

第4 災害情報の収集・伝達・報告

1 被害情報の流れ



2 被害情報の収集、提供

災害が発生した場合、あらゆる手段を用い被害状況の把握に努めるとともに、必要な情報については市民等に提供する。

主として収集・提供する情報の種類は、次のとおりである。

時 期	災 害 発 生 直 後	災 害 発 生 3 日 以 降
種 類	・ 災害、被害の状況、特に生命に関する情報 ・ 火災の発生と消防活動情報 ・ 交通、道路情報 ・ 二次災害防止情報 ・ 避難、避難場所関連情報 ・ 医療関連情報 ・ ライフライン情報 ・ 生活関連情報 ・ 職員の動員情報 ・ 救援物資情報 ・ 遺体安置情報	・ 住宅関連情報 ・ 罹災・罹災届出証明、義援金情報 ・ 倒壊家屋、瓦礫処理関連情報 ・ 各種貸付、融資制度情報 ・ 各種減免措置情報 ・ 見舞金等支給情報 ・ 各種相談窓口情報 ・ 教育関連情報

3 北海道（石狩振興局）への報告

報 告 の 種 類		報 告 内 容	報 告 方 法
災 害 情 報		災害の経過に応じ、逐次報告	情報ネットワーク、文書、電話、無線等
被害状況報告	速 報	被害発生後、直ちに報告	
	中間報告	被害状況が判明次第報告、内容変更時はその都度報告	
	最終報告	応急措置完了後15日以内	文書

細部は、資料編「災害情報等報告取扱要領」による。

資 料 編 ○災害情報等報告取扱要領

4 消防庁への報告

火災・災害等即報要領に定められる直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、直接消防庁に対し災害情報の報告を行う。

細部は、資料編「火災・災害等即報要領」による。

資 料 編 ○火災・災害等即報要領

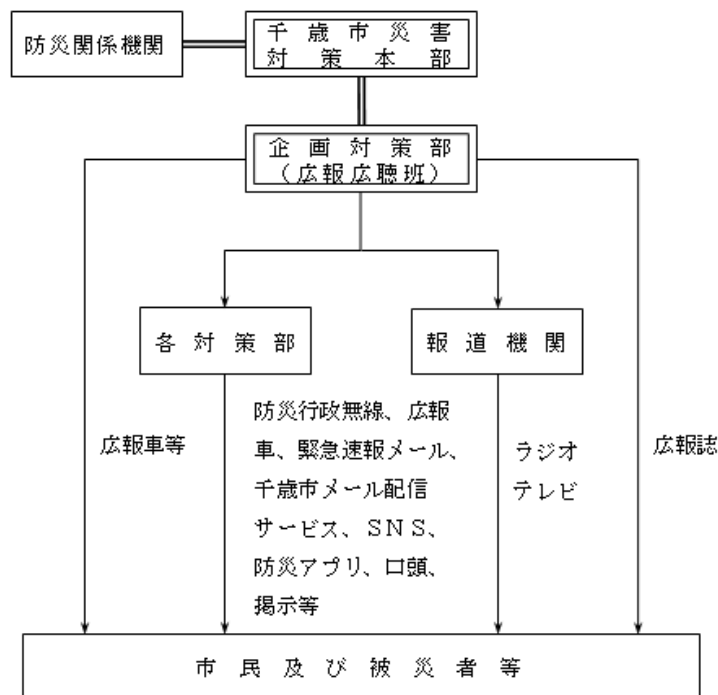
第5節 災害広報

第1 市民等への広報

地震発生時は、各種の状況が不明で、かつ情報が錯綜することなどから、市民等の不安感が大きくなりがちである。このため、市民等が必要とする状況や情報等を各種の手段を通じて、つとめて早く広報する。なお、災害広報の内容及び主たる所掌対策部は、次のとおりである。

対 策 項 目	活 動 内 容	主に活動する対策部
災 害 広 報	防災行政無線（サイレンを含む）及び市広報車、緊急速報メール、千歳市メール配信サービス、SNS（フェイスブック、ツイッター等）、防災アプリ等による広報、デジタルサイネージによる広報	総務対策部
	報道機関への要請（依頼）及び記者会見による広報、広報紙等による広報、避難所の掲示及び口頭による広報	企画対策部
	市広報車等による広報、現地での口頭による広報	その他の対策部

第2 市民・被災者等に対する広報の流れ



第3 災害情報等の発表及び広報方法

1 報道機関に対する情報発表等の方法

(1) 収集した被害状況、災害情報等は、次によりその都度報道機関に対し発表する。

報道機関への発表事項

- | | |
|--------------------|------------------|
| ① 災害の種別（名称）及び発生年月日 | ⑤ 災害応急対策、恒久対策の状況 |
| ② 災害発生 の場所及び被害激甚地域 | ⑥ 災害対策本部の設置又は解散 |
| ③ 被害調査及び発表の時限 | ⑦ その他必要と認める事項 |
| ④ 被害状況 | |

(2) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、各報道機関が行う独自の取材活動に対して積極的に情報資料の提供を行い、協力する。

(3) 発表は、本部長の承認を得て、総務対策部長、または総務対策部長が指名する者が行う。

2 住民に対する広報の内容及び方法

(1) 一般市民及び被災者に対する広報活動は、災害時の推移をみながら次の方法により行う。

- ア 防災行政無線の利用
- イ 緊急速報メール、千歳市メール配信サービス、SNS、防災アプリ
- ウ 市広報車の利用
- エ 広報ちとせ、チラシ類の利用
- オ 新聞、ラジオ、テレビの利用
- カ 街頭有線放送
- キ デジタルサイネージ（千歳駅前情報提供施設）の利用

（２）広報事項は、次のとおりとする。

- ア 災害に関する情報及び市民に対する注意事項
- イ 災害応急対策、恒久対策の状況
- ウ 災害復旧対策とその状況
- エ 災害地区を中心とした交通に関する状況
- オ その他必要な事項

3 市役所庁舎内への周知

庁内放送及び庁内イントラ等を利用し、災害情報、被害の状況等を一般職員及び市民等に周知する。

なお、庁内放送等の担当は、総務班とする。

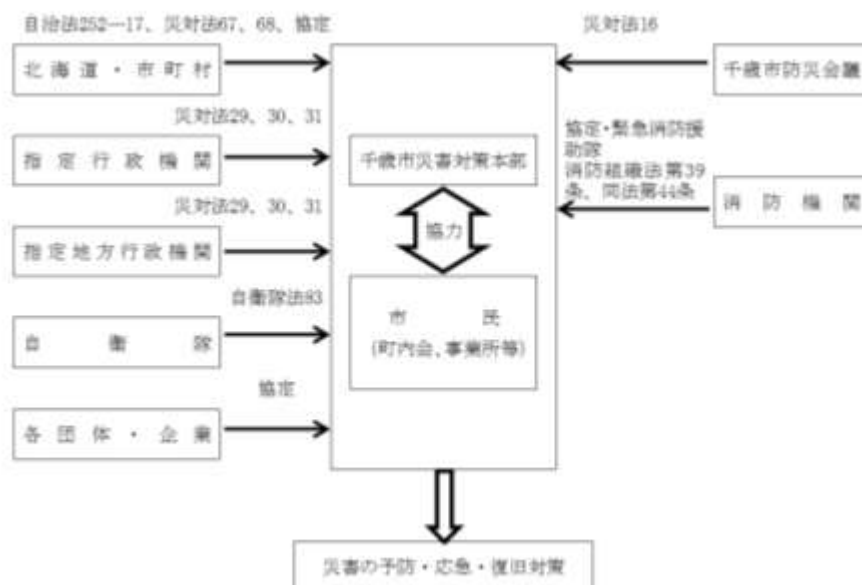
第6節 応援要請

第1 応援体制

災害対策は、市及び市民が中心となり実施するが、災害の規模及び内容によっては、災害対策基本法や相互応援協定により、国や北海道及び他の市町村、並びに防災関係機関や団体等と広域連携体制を構築して災害対応を行う必要がある。このため、平常時からこれらの防災関係機関・団体等との間における応援体制を構築する。

なお、国や北海道及び他の市町村、並びに防災関係機関や団体等に対する応援要請及び主たる所掌対策部は、次のとおりとする。

対 策 項 目	活 動 内 容	主に活動する対策部
応 援 要 請	北海道・道内市町村及び自衛隊への要請	総務対策部
	指定行政機関・指定地方行政機関及び各団体等への要請	その他の対策部
	消防機関への要請	消防対策部



第2 自衛隊の派遣要請

1 派遣要請

災害に際して必要な応急対策を実施するため、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、知事（石狩振興局長）に対して自衛隊の派遣要請を求める。

（1）派遣要請基準

天災地変、その他の災害に際して、人命又は財産を保護するための応急対策の実施が市の組織等を動員しても不可能又は困難であり、自衛隊の出動が必要であると認められる場合に派遣要請を求める。

なお、派遣要請にあたっては、公共性（公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること）緊急性（差し迫った必要性があること）、非代替性（自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと）を判断基準とする。

（2）派遣要請要領

市長は、自衛隊の派遣を要請する必要があるときは、派遣要請依頼文を知事（石狩振興局長）へ提出する。

この際、当市の災害派遣隊区担当部隊である陸上自衛隊第11普通科連隊との連携を密にするとともに、災害情報の提供を行う。被災の状況により、文書で派遣要請を行うことが困難な場合は、口頭又は電話等により要請し、事後、速やかに派遣要請のための文書を提出する。

また、人命の緊急救助に関し、要請権者に依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶等により知事に対して要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を直接指定部隊等の長に通知することができる。

なお、この場合、事後手続きとして知事（石狩振興局長）に派遣要請依頼書を提出する。

派遣要請依頼書の記載事項

- ① 災害の状況及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ 派遣部隊が展開できる場所
- ⑤ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

自衛隊の派遣・撤収要請の依頼文は、資料編「自衛隊派遣・撤収要請依頼様式」による。

資料編 ○ 自衛隊派遣・撤収要請依頼様式

（3）自衛隊受入に関し留意すべき事項

自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して、派遣部隊の任務が円滑に実施できるように努める。

ア 災害対策本部（現地対策本部を含む）に自衛隊の連絡幹部等が派遣された場合は、連絡・調整等のため必要とする市の施設や電話等の使用について便宜を図るものとする。また、派遣を要請した現地には、必ず市の責任者を立ち合わせ、派遣作業等に支障をきたさないよう自衛隊の現地指揮官と協議決定すること。

イ 応急復旧に必要な機器等については市が準備し、多数の車両、施設等が展開できる活動拠点をあらかじめ定めるなど、自衛隊の活動が速やかに開始されるよう留意すること。

ウ 自衛隊の活動に対しては、住民が積極的に協力をするよう配慮すること。

（４）撤収要請

市長は、災害の救援活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合、又は作業が復旧の段階に入った場合、速やかに知事（石狩振興局長）に災害派遣部隊の撤収要請依頼書を提出する。

この際、撤収を要請する理由及び撤収要請日時を明らかにするものとする。

（５）経費

ア 次の費用は、派遣部隊を受け入れた市において負担する。

（ア）資材費及び機器借上料

（イ）電話料及びその施設費

（ウ）電気料

（エ）水道料

（オ）くみ取料

イ その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定める。

ウ 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

２ 自主派遣

地震規模や災害の状況等により、特に緊急を要し、知事の派遣要請を待ついとまがないと認められる場合は、自衛隊法第83条第2項の規定に基づき、自衛隊は要請を待つことなく部隊を派遣することができる。

第3 応援協定等に基づく要請

市は、市のみで十分な応急対策の実施が困難な場合は、あらかじめ締結している「災害時相互応援に関する協定」又は「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等の協定に基づき、応援を要請する。

また、地震が発生し必要と認めるときは、応援協定に基づく応援を要請しなくても応援を受けられる体制を構築する。

なお、千歳市が締結している応援協定締結状況は、資料編に掲載のとおりである。

資 料 編 ○千歳市が締結する協定一覧

第7節 受援対策

第1 災害時受援体制の構築

大規模な災害が発生した場合、市や防災関係機関のみで対応を行うことには限界があることから、国、北海道、他自治体、民間団体等からの人的支援、資器材等の支援、応急物資等の支援が必要であり、これらの支援を円滑に受入れ、活用できるよう受援体制を構築する。

なお、災害時受援への対応及び主たる所掌対策部は、次のとおりとする。

対 策 項 目	活 動 内 容	主に活動する対策部
支 援 受 入	支援受入の統括及び各対策部との連絡調整 支援要員の宿泊、食料の調達、移動手段の確保、健康管理等の措置	総務対策部
	他の地方公共団体・各団体等からの保健医療従事者並びに医療ボランティアの受入及び調整	保健福祉対策部 社会福祉協議会
	消防の緊急消防援助隊の受入	消防対策部

第2 災害時受援体制の整備

受援は、国や地方公共団体、ボランティア等からの支援が予想されるが、応援受入においては、相互の連絡を密にし、受援体制を整備する。

なお、受援が長期にわたる場合、市は必要に応じ、支援要員の宿泊、食料の調達、移動手段の確保、健康管理等の措置を講ずる。

1 国からの応援受入体制の整備

国は、大規模な災害に際しては、緊急性に対応する輸送手段、専門性を有する医療などの活動資源を有し、また、その他必要な災害活動のあっせんを行う権限を有している。

このことから、市は北海道と相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう受援体制の整備を図る。

なお、国が行う災害支援活動に係る受援の主な内容は、次のとおりである。

- ・ 自衛隊の災害派遣受入（派遣要請・受入・撤収については、第6節応援要請第2自衛隊の派遣要請による。）
- ・ 警察の広域緊急援助隊受入
- ・ 消防の緊急消防援助隊受入
- ・ 医療の広域医療支援等受入
- ・ その他の災害応急対策

2 地方公共団体からの応援受入体制の整備

他の地方公共団体から専門的技術及び知識を有する職員を受け入れるために、市及び北海道が連携し、受援体制を確立する。

なお、他の地方公共団体が行う災害支援活動に係る受援の主な内容は、次のとおりである。

- ・ 災害救助に関連する業務（例：消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供、確保等）

- ・ 医療支援に関連する業務（例：医療班、航空機、空港の提供等）
- ・ 被災生活の支援等に関連する業務（例：給水支援、物資の支援、応急危険度判定等）
- ・ 災害復旧・復興に関連する業務（例：被災者の一時受入、事務補助のための職員派遣）

3 ボランティアの応援受入体制の確立

大規模な地震災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界があるため、市は、災害ボランティアセンターを開設する社会福祉協議会と連携し、民間の団体あるいは個人によるボランティア（炊き出し、清掃、救援物資の仕分け、障害別の専門ボランティア（手話通訳等））の協力を得られる体制を確立する。

なお、ボランティアの受援内容等については、第20節防災ボランティア活動対策による。

第8節 消防活動

第1 消防活動

地震発生時において、救出・救護、救急、消火などの消防活動を適時・適切に行うことは、市民の生命、身体及び財産を守るため、極めて重要である。このため、平常時から各種災害に対し、効果的な消防活動を行うことができるよう消防体制の整備や消防力の整備を行う。また、災害対応の広域化に備え、広域消防応援体制を構築する。なお、消防活動内容及び主たる所掌対策部は、次のとおりとする。

対 策 項 目	活 動 内 容	主に活動する対策部
消 火 活 動	消火活動、火災のパトロール、火災原因の調査	消防対策部
救 助 ・ 救 急 活 動	救出活動、救助資機材の確保、医療救護所への傷病者搬送	消防対策部

第2 消火活動

地震災害は、火災の同時多発、諸施設の破壊に伴い、危険物、高圧ガス、爆発物による大規模な特殊火災が発生する危険が高いため、次により消防対策を実施する。

1 独立火災防ぎょ計画

火災の同時多発に備えて、火災防ぎょ計画を樹立する。

2 警戒及び監視

（1）警戒

消防対策部は、地震発生と同時に消防職員を市域内に派遣し、巡回広報して多発火災の未然防止に努めるとともに、次により情報の収集にあたる。

ア 要救助者の有無状況

イ 災害の状況

ウ 道路、橋梁、建築物などの損壊状況

エ その他緊急事態の状況

（2）監視

災害時における同時多発火災に備え、監視勤務にあたらなければならない。

3 防ぎょ行動

防ぎょ行動にあたっては、災害の規模その他の状況を考慮し、全機能を発揮して人命の救助を最優先に努める。

（1）災害時における火災防ぎょ対策

ア 火災の発生が、消防力を上回ると判断したときは、延焼拡大のおそれのある地域を優先的に防ぎょする。

イ 火災が著しく拡大し、住民生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、避難者の安全確保を主眼とした防ぎょにあたる。

ウ 危険物貯蔵施設等の火災は、危険物、毒劇物の拡散流出、爆発等の併発を考慮して防ぎょにあたる。

（２）火災の鎮圧が困難と判断したときは、次の防ぎょ措置をとる。

- ア 消防警戒区域の設定
- イ 破壊消防の実施
- ウ 緊急消防援助隊、北海道広域消防相互応援隊及び自衛隊の応援要請
- エ 道路の遮断

４ 放射性同位元素等の防災対策

放射性同位元素等取扱事業所において放射線同位元素又は放射線の漏えい、又はその疑いのある場所においては、放射線取扱主任者及び関係者から情報を収集し、北海道、警察等と連携を図り必要な対策を講ずる。防災対策上困難と判断したときは、次の防ぎょ措置をとる。

- （１）消防警戒区域の設定
- （２）緊急消防援助隊、北海道広域消防相互応援隊及び自衛隊の応援要請

５ 危険物火災

危険物火災に際しては、隣接建物の延焼防止を主眼とし、危険物の実体と消防力の関係を考慮して、化学消防車を類別に消火に努め、爆発危険物のある場合は、地区住民に避難を指示し、防ぎょにあたってはその圏外において行う。

（１）石油類貯蔵施設の火災

石油類の火災には、消火剤を用いた直接消火をし、未燃焼部分には冷却注水による防護及び可燃性物品類の除去活動を行うとともに、隣接建物への延焼阻止にあたる。

また、施設内消火設備を有効に活用する。

（２）ガス火災

ア 都市ガス火災

配管が破損し、ガスが漏洩している場合は、北海道ガス（千歳支店）に連絡し、危険箇所の元栓を閉めるとともに付近の火気使用を禁止する。噴出火災に対しては、高圧注水と粉末消火剤の併用を効果的に行い延焼を阻止する。

イ プロパンガス火災

プロパンガスを取り扱い、又は大量に使用する工場などの火災の場合は、直ちに元栓を閉止し、周囲の延焼防止の原則とし、容器に対しては冷却注水を行い、噴出ガスに着火した場合は、その炎を消火することなくガスの流動を防止する。

（３）火災の鎮圧が困難と判断したときは、次の防ぎょ措置をとる。

- ア 消防警戒区域の設定
- イ 緊急消防援助隊、北海道広域消防相互応援隊及び自衛隊の応援要請

６ 報告

消防対策部長は、次の事項を災害対策本部長へ、逐次報告する。

報 告 事 項

- | | |
|--------------------|---------------|
| ① 招集及び参集の状況 | ⑤ 火災防ぎょの状況 |
| ② 道路、橋梁、建築物などの損壊状況 | ⑥ 特殊防ぎょの状況 |
| ③ 市域内の警戒状況 | ⑦ 消防警戒区域の設定状況 |
| ④ 火災発生の状況 | ⑧ その他必要事項 |

第3 救助・救急活動

倒壊家屋の下敷きとなったり、あるいは閉じこめられたりした者、その他自力では避難することができない状態にある負傷者は、地震による火災の同時多発により死亡するおそれがあるので、次により救出・救助活動を実施する。

1 住民等による救出、救助活動

被災者の救出は、原則として消防対策部が主体となり実施するが、地震発生時には火災の同時多発と延焼及び被災地の広範囲化が予想される。よって、消防対策部による救出は非常に困難と想定されることから、住民による自主的な救助活動を促進する。

区 分	協 力 依 頼 先
付近住民に対する 協力依頼	・ 報道機関、広報車等により、救出活動の積極的協力を呼びかける。
各種団体に対する 協力依頼	・ 住民又は会社、工場その他の企業団体、町内会、自主防災組織、千歳市救急法赤十字奉仕団及びその他各種団体に対し協力を求める。
住民に対する従事 命 令	・ 原則として住民の自主的な協力を期待するが、緊急に必要があるときは、現場付近の住民又は現場にいる者に対して、災害対策基本法第65条に基づき、救出活動の従事協力を命ずることができる。

2 応援要請

災害により緊急に救出を要する住民が多数いると知ったときは、直ちに知事宛に緊急消防援助隊、北海道広域消防相互応援隊の応援、及び自衛隊の災害派遣を要請する。

第9節 応急医療と救護

第1 応急医療体制

地震発生時は、負傷者等が同時に多数発生することが予測されるほか、地域の医療機関等の機能が著しく喪失し、又は低下するおそれがある。

このため、平常時から、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携し、これらを想定した応急医療体制を整備する。

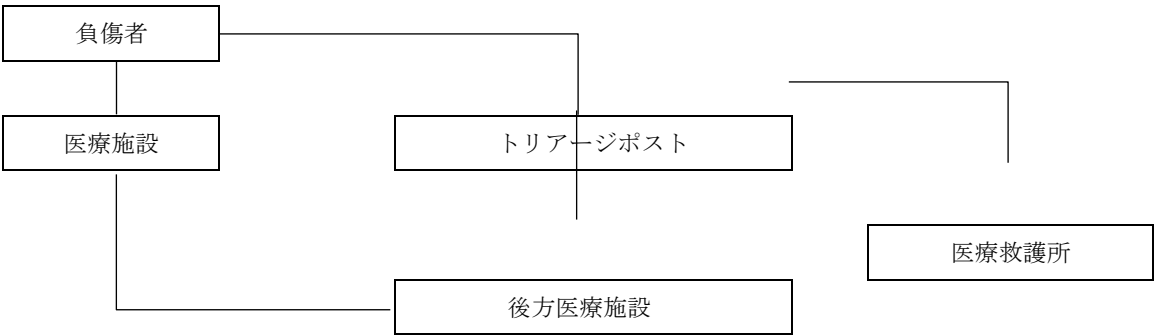
なお、応急医療活動内容及び主たる所掌対策部は、次のとおりとする。

対 策 項 目	活 動 内 容	主に活動する対策部
応 急 医 療	救護班の編成、医薬品・医療機材の調達、救護所の設置	医療対策部、保健福祉対策部
	後方医療施設との調整・搬送	保健福祉対策部、消防対策部
避 難 所 で の 医 療	健康指導、健康相談	医療対策部、保健福祉対策部

第2 応急救護体制

地震発生時には、多数の負傷者等が医療機関などに集中することから、限られた人材・資材の中で最善の救命効果を上げる医療救護活動を行う必要がある。

このため、災害発生時には、医療施設において応急医療を行うこととし、必要に応じ治療の優先度を決定し選別するトリアージポスト（負傷者を選別する場所）や医療救護所を設置するほか、後方医療施設を指定する。



1 救護の方法

原則として、医療対策部で組織する救護班が市立千歳市民病院を拠点として応急医療にあたることとする。

2 医療救護所等の設置

- （1）災害の状況により、医療救護を必要とする地域ごとにトリアージポスト及び医療救護所を設置する。
- （2）医療救護所は、学校その他の公共施設を利用して設置するが、当該地域に適当な施設が無い場合には、民家等を利用する。
- （3）医療救護所等を設置できないときは、市立千歳市民病院を拠点として応急医療にあたることと

する。

3 救護班

- （1）医療救護所を設置したときは、救護班を派遣する。
- （2）救護班の編成は、医師、看護師、その他補助員とし、医療対策部長がその都度決定する。

4 救護班の活動

救出現場から搬送された傷病者を、トリアージポストにおいて最優先治療対象者選別を行うとともに必要に応じ応急手当等を行い、重傷病者は市内及び近隣市の医療機関と調整を行い、搬送を消防対策部に依頼する。

5 医療機関等に対する協力要請

医療対策部による救護活動が十分対応できない場合には、千歳保健所及び千歳医師会等に対して協力を要請、災害急性期においては、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）を北海道に要請する。

6 市内及び近隣市における医療機関の状況は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○医療機関（市内・近隣市）一覧

第3 医薬品や医療資器材の確保

医薬品や医療資器材の確保は、「千歳薬剤師会」に要請するほか、市内の薬局等医薬品販売者から調達し、不足する場合は北海道に依頼する。

第4 避難所等における医療活動

避難所生活が長期にわたって続いた場合には、必要に応じて被災者への医療救護活動のほか、保健指導、心的疾患に対する情報提供及び相談活動を行う。

第10節 避難

第1 避難体制の整備

災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合（災害時等）において、住民等が行う避難行動は生命を守るための行動であり、住民等が自らの判断で避難行動をとることが原則である。特に、地震発生時は、大きな揺れなどにより建物等の倒壊や火災等が発生し、多くの住民等が瞬時に生命や住居を失うおそれがあるほか、建物倒壊等の不安等から大量の避難者が生じることが予測される。

このことから、平常時から住民等の避難行動判断のための知識や情報を付与するほか、避難訓練等を行い、災害対応能力を高める必要がある。また、災害発生時においては、災害の事象に応じた円滑かつ安全な避難経路の選定及び避難誘導、あるいは避難所の開設・運営など避難体制を整備することは極めて重要である。よって、市としては平常時から各種の災害を想定した避難体制の整備に努める。

なお、平常時における住民等の避難に対する意識や対応能力向上及び災害時における避難及び避難所の開設・運営等に係る活動内容並びにこれらに係る主たる所掌対策部は、次のとおりとする。

区分	対策項目	活動内容	主に活動する対策部
平常時	避難行動判断のための知識や情報の付与	避難の考え方及び災害の種別に応じた避難要領など避難に係る計画やマニュアルの周知	総務対策部
		避難等に係る情報伝達要領の周知及び情報伝達訓練	総務対策部
	避難訓練等	避難訓練や避難所開設・運営訓練等	総務対策部、企画対策部、保健福祉対策部、教育対策部
災害時	避難活動	警戒区域の設定	総務対策部、消防対策部
		避難誘導	企画対策部、消防対策部
	避難所開設・廃止	避難所開設・廃止	保健福祉対策部、教育対策部
	避難所運営	避難所の運営	保健福祉対策部
		飲料水・生活用水の供給	公営企業対策部
		食糧・生活必需品の供給	市民環境対策部
		食糧・生活必需品の確保	産業振興対策部

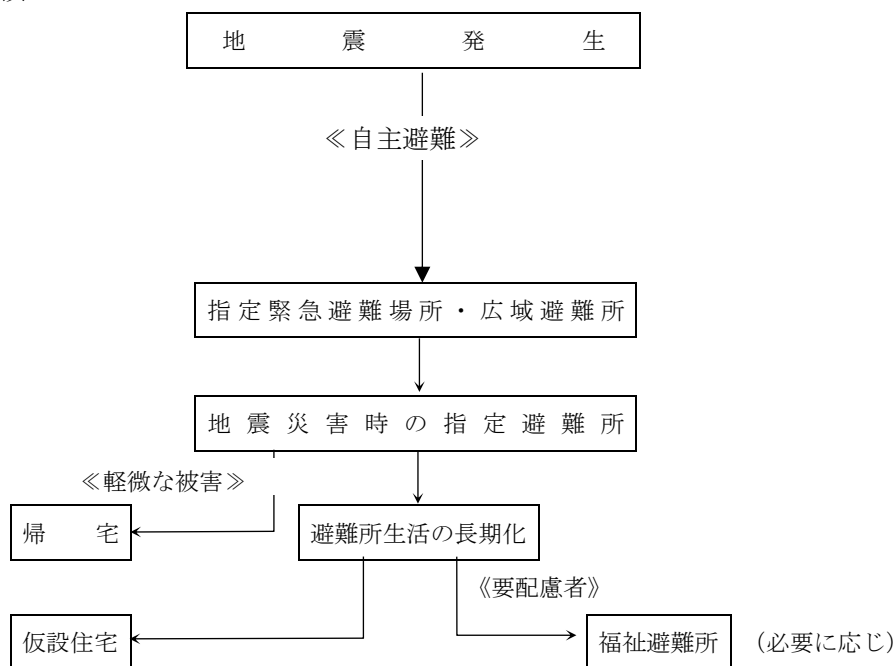
1 警戒区域の設定

災害時等において、警戒区域を設定することは、住民等の生命・身体に対する危険を防止するため、極めて重要である。特に、地震発生時等において、延焼火災や洪水等により緊急避難の必要があるときは、発令権限者は警戒区域を設定して災害対策従事者以外の立ち入りを制限若しくは禁止するほか、住民等に退去を命ずる。

なお、災害時等における警戒区域の発令者及び設定要件等は、次のとおりとする。

発 令 者	設 定 の 要 件 等	根 拠 法 令
本 部 長 (市長)	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、市民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき。	災害対策基本法第63条
警 察 官	上記の場合において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、若しくは市長から要求があったとき。	同 上
自 衛 官	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいない場合で、他に職権を行う者がいないとき。	同 上
消 防 職 員	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定	消防法第36条において準用する同法第28条

2 避難要領



3 指定避難所等の設定

保健福祉対策部長は、開設しようとする指定避難所が地震により被害があったと思われる場合は、建設対策部に被災建物の応急危険度判定確認を要請する。要請を受けた建設対策部長は、応急危険度判定士等を派遣し、指定避難所としての使用可能度を判定し、その結果を通知する。

なお、各避難所の定義等は、次のとおりとする。

区 分	定 義 等
指定緊急避難場所	地震によって生じる家屋の倒壊、火災延焼及び洪水の危険等から緊急に逃れるための避難場所として、公園、広場、あるいは堅牢な建物等を指定する。避難者が安全を確保するため緊急的に利用する場所であり、原則として、給食等の救援は行わないが、状況により応急設備を施し、地震災害時の指定避難所とすることができる。 なお、指定緊急避難場所は、資料編に掲げる施設とする。
広域避難所	災害が発生し、火災等が拡大して最悪の状態になったときに、安全が確保できる場所として、千歳川右岸地域の青葉公園及び千歳川左岸地域の青空公園を広域避難所に指定する。 避難要領としては、まず地域の指定緊急避難場所に避難し、情報の収集や安否の確認を行い、その後、指定緊急避難場所が危険になった場合に広域避難所へ避難させる。
地震災害時の指定避難所	余震等による倒壊の危険のない、また洪水、火災等に安全な公共等の建物で、給食・休養・仮眠・給排水・暖房・トイレ等の使用が可能な施設とする。 なお、地震災害時の指定避難所は、資料編に掲げる施設のうち災害対策本部長の指定したものとする。
福祉避難所	災害発生時に一般の指定避難所での生活に支障をきたす障がい者など要配慮者を受け入れるため、バリアフリーなど特別の配慮がなされた施設とし、資料編に掲げる施設の福祉避難所から、必要に応じて災害対策本部長が指定し開設するものとする。 福祉避難所の対象者は、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者、医療的ケアを必要とする者等、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする方で、身体等の状況が介護保険施設や医療機関等へ入所・入院するに至らない程度の方及びその家族とする。

資料編 ○ 指定緊急避難場所及び指定避難所等一覧

4 避難経路の確保

警察官又は消防職員、市職員は、迅速かつ安全に避難させるため、避難道路を確保するために交通を妨げ、又は通行の障害となる荷物等の運搬又は自動車等の運転を制止するほか、通行の支障となるものの排除に努める。

5 避難者の誘導

災害時に避難者を円滑・適切に安全な場所へ避難させるための誘導は、次により行う。

（１）避難誘導者

避難誘導者は、必要に応じて腕章を付け、また夜間等においては懐中電灯を所持する。市の職員、消防職・団員、警察官、その他自主防災組織等の指示権者の命を受けた者が当たる。

（２）誘導の方法

指定緊急避難場所や指定避難所等へ誘導する際は、混乱を避けるため、その地域の実状に応じて安全な避難経路を２箇所以上設定し、道路の状況により可能な場合は広報車等により伝達するほか、要所ごとに目標地点を示す案内札又は案内灯を設置し、指定緊急避難場所や指定避難所等においては掲示板等を掲げる。

（３）誘導者の任務

避難誘導者は、被災者の誘導にあたっては、常に次の事項に留意のうえ、行動する。

ア 避難経路の安全度及び道路状況等について、常に注意し、危険を認め支障があると判断した

場合は、直ちに被災者を他の安全な道路及び場所に誘導する。

- イ 指定緊急避難場所や指定避難所等及び避難先の目標、避難経路、その他注意事項を被災者に告げる。

6 入院患者の避難対策

地震災害のため、入院患者が緊急に避難する必要がある場合は、病院等において、次により迅速、適切な措置を講ずるよう努める。

（1）地震直後の措置

病院等の施設に収容されている患者の多くは、起居動作の不可能又は困難な傷病者、高齢者、及び幼児であることから、地震が発生した場合は、特に迅速、的確に施設及び地域の被害状況を把握し、患者に対しては極度の恐怖心、不安感をなくすよう慰撫に努める。

また、あらかじめ避難方法の策定や患者の収容先病院の確保等に努めるとともに、避難するための輸送車両及び搬送用タンカ、並びにその他必要な資器材を確保する。

併せて、医師や看護師等の職員についても確保できるよう関係機関と調整を図るとともに、次の事項に着意する。

ア 非常扉の開放等

災害発生後、直ちに非常扉を開放し、避難を円滑にする。

イ 患者の区別

患者等の病状及び身体の状態に応じ区分のうえ、避難体制を整える。

ウ 施設の保安

電気、配管設備等について、異常の有無を確認するとともに、火気危険物等の保安措置を講ずる。

エ 情報の収集及び周知

災害情報及び院内の災害情報を収集し、院内放送等により災害状況を周知する。

オ 患者に対する措置

患者等には落下物、倒壊等のおそれのある所から遠ざけるとともに、布団等を頭上に乗せ落下物に注意させる。

（2）避難行動の措置

被災の状況や事態の推移から避難が必要と判断した場合は、患者の病状等の区別に応じ誘導員やその他健康管理に必要な職員を随伴させ、所定の指定避難所や福祉避難所又は他の安全な医療施設に移送する。

この際、次の事項に着意する。

ア 単独行動に対する注意

災害の状況を患者等によく周知し、患者等が個々に行動しないように注意する。

イ 患者の誘導

避難を要する状況に立ち至ったときは、避難経路を的確に把握して患者等を移送する。避難の際には、搬送患者、子供、高齢者等を優先的に誘導する。重症患者は、学校体育館等屋内に避難誘導する。

ウ 携行品

避難者には、必要に応じて防寒具（毛布等）、雨具を携行させ避難させる。

7 児童・生徒及び幼児の避難対策

小学校、中学校、高校の学校長等は、次の事項に留意のうえ、児童・生徒を迅速、適切かつ安全

に避難させなければならない。

このため、平常時から、児童・生徒の避難について教育を行うとともに避難のための訓練等を行うよう努める。

なお、保育所、幼稚園の幼児の避難方法については、小学校、中学校、高校の児童・生徒の避難方法に準じる。

（１）第一次避難

ア 地震発生時の対応

職員等は、地震発生時、児童・生徒に対し、机の下に身を隠し、机が倒れないようにしっかりと机の脚を持つよう指示するとともに、非常口の扉や窓、特に１階の窓を開放し、緊急避難に備える。

イ 地震発生後の措置

職員等は、地震発生後、児童・生徒を速やかにグラウンド（基準）又は体育館等安全な場所に誘導・避難・集合させ、人員の確認を行う。

また、施設内を巡回し、残留している児童・生徒の有無や火気の始末等を確認するほか、次の事項を行う。

（ア） 人員の確認と点呼

地震発生直後における児童・生徒の掌握は最も重要であり、かつ緊急に行わなければならないことから、直ちに各学級等の単位別に学級委員等により能率的な人員点呼を行う。

また、児童・生徒の中には、恐怖のため教職員等の指示も耳に入らず、衝動的に校外に逃避することも予想されるので、教職員等はこのことについても着意し、児童・生徒を掌握する。

（イ） 火災発生の防止

地震が発生した場合、教職員等は校内のすべての火気の消火、電源の切断、ガス栓の密閉等を行うとともに理科室等に保管してある発火しやすい薬品等についても適切な措置を行う。

（ウ） 非常用携行品

教職員等は、児童・生徒を避難させる場合、避難旗、懐中電灯、呼笛、及び児童・生徒を掌握するための出欠簿等を携行する。

（２）第二次避難

学校長等は、第一次避難を完了した際、地域の被災状況等を把握し、その場所以外に移動させることが必要と判断したときは、あらかじめ確認（指定）している指定緊急避難場所や指定避難所等に速やかに児童・生徒を誘導し、収容する。

避難行動にあたっては、学級単位又はできうるかぎり小集団に区分するとともに、各集団に教職員等を配置し、学級クラス委員等を活用して避難途中における脱落者のないよう配慮し、特に次のことに留意する。

ア 脱落者の防止

小学校の児童は、施設から出るとき、その集団から離れやすい（恐怖心、保護者の安否を心配する）ため脱落者が出るおそれがあるので、脱落者のないよう十分配慮する。

イ 誘導者の自覚

避難を行う児童・生徒にとっては、教職員等が唯一の頼りであることから、教職員等はこのことを自覚し、的確な判断のうえ行動する。

ウ 誘導の方法

児童・生徒を誘導する場合、教職員等は、児童・生徒が誘導者を見失うことのないよう、色腕章、旗等を用いて誘導する。

（3）避難場所に収容後の措置

学校長等は、所定の避難場所に児童・生徒を収容した場合は、次のような措置をとる。

ア 保護者に対する連絡

児童・生徒を収容した場合は、速やかに保護者に対し、避難先（所）・連絡手段等をあらゆる方法をもって連絡するほか、警察等の関係者へも通報する。この際、避難者氏名及び収容先等を掲示できるように準備する。

イ 解散、帰宅させる場合の措置

災害の状況等から児童・生徒を解散、帰宅させる場合は、保護者に連絡、調整し、確実に引渡すことを原則とする。

第2 指定避難所の開設・運営

1 指定避難所の開設及び準備

大規模地震発生直後は、住宅の倒壊や破損、あるいはライフライン等の途絶により、多くの住民が自宅等における生活ができなくなることが想定される。このことから、速やかに指定避難所を開設するとともに職員を配置し、情報の収集や避難者の受け入れ等を行い、被災者に対する迅速な救援・救護策を実施する。

このため、開設する指定避難所はあらかじめ指定した公共施設等とし、平常時から災害応急対策用品等を備蓄する。

しかしながら、指定した場所が被害をうけ、指定避難所として使用不能となった場合、若しくは指定避難所に収容しきれなくなった場合等には、収容可能な他の指定避難所に収容する。

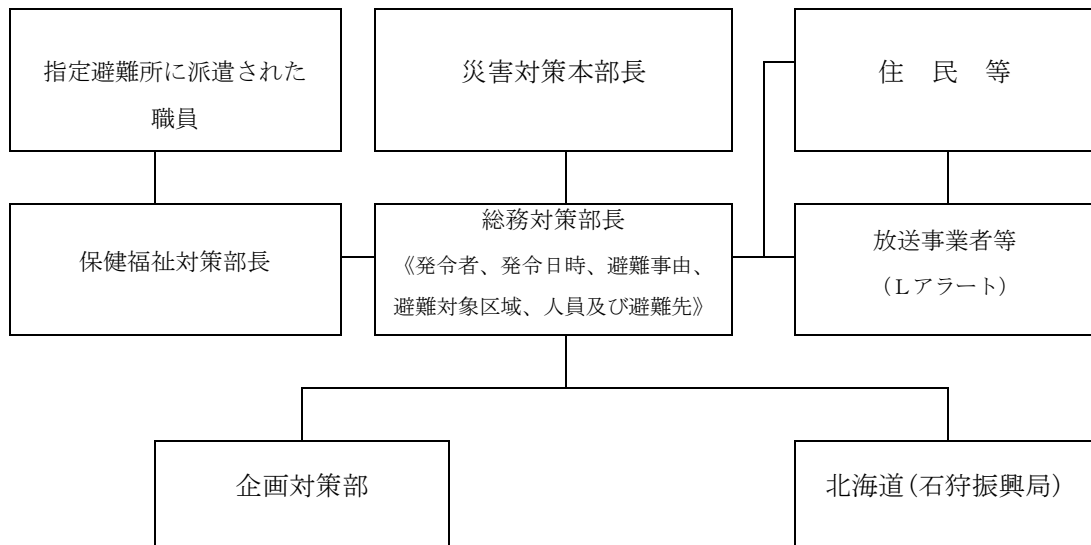
指定避難所に収容できない場合には、テント等を活用した仮設の避難所の設営を行う。なお、仮設避難所の設営は、建設対策部が担当する。

身体等に障害がある要配慮者が多くいる場合や、指定避難所における生活が長期化する場合等においては、必要に応じて福祉避難所を新たに指定し、開設する。

各種感染症を含む感染症対策のため、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討する。

2 指定避難所開設の報告

指定避難所を開設した場合は、次により迅速に報告・通知するとともに複数の手段を通じ住民等への周知を行うものとする。また、避難所の混雑状況を周知するなど、避難の円滑化に努める。



3 指定避難所の開設・運営

地震災害による被災者の収容にあたっては、収容期間が長期にわたることから指定避難所の運営には特に配慮をする必要がある。このことから、過去の災害時における避難所生活から得られた様々な教訓を参考にした「避難所開設・運営マニュアル」に基づき、指定避難所の開設・運営を行う。

参考資料(別冊) ○避難所開設・運営マニュアル

避難所の開設は、施設管理者、避難者（自主防災組織等）及び派遣市職員の三者が協力・連携して行うものであり、施設の使用可否の判断や開錠などを行い、災害対策本部の指示を受け、避難者の受け入れ態勢を整えることをいう。

指定避難所の運営に当たっては、避難者自身による自主運営を基本とするとともに、避難者の代表による運営本部を組織し、避難所の運営を行い、派遣市職員、施設管理者やボランティアは避難所運営の協力者として携わる

この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

運営本部は、本部長、副本部長、その他避難者の代表者により構成し、構成員は、努めて多くの女性を選出して男女参画を図る。

運営に際しては、プライバシーの確保、男女ニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するとともに、外国人等の避難についても考慮する。このため、指定避難所に「多言語表示シート」を配備し、外国人等の避難生活を支援する。ペットとともに避難所へ避難する同行避難は、避難所のルールのもと飼育管理を行うことが必要であり、ペットのためのスペースを確保するよう努める。

また、各種感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

第11節 交通対策と緊急輸送

第1 交通対策

地震発生時において、被災者の救出・救護、搬送、住民の避難及び消火活動や災害対応等のための道路及び緊急輸送路を確保することは極めて重要である。

このため、平常時から災害時を考慮した交通対策や輸送対策を整備するとともに、災害発生時は防災関係機関等と連携し、交通統制及び緊急輸送路の確保を行う。

なお、交通・輸送活動内容及び主たる所掌対策部は、次のとおりとする。

対 策 項 目	活 動 内 容	主に活動する対策部等
交 通 対 策	交通規制	警察署、建設対策部
	緊急輸送路の確保	建設対策部
輸 送 対 策	緊急通行車両の確認 緊急輸送	総務対策部、市民環境対策部

第2 交通規制

災害の発生により、道路等が危険な状態にあるとき、又は危険が予想されるとき、若しくは危険を予知したときは、被災地及びその付近の状況により市長、警察官その他の関係機関で次の区分により交通制限等の措置を行う。

実 施 者	範 囲	根 拠 法
道 路 管 理 者	道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合	道路法第46条
北 海 道 公 安 委 員 会	災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため の必要があると認められる場合 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、 又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため 必要があると認められる場合	災害対策基本法第76条 道路交通法第4条
警 察 署 長	道路標識等による交通の規制で、その適用期間が1箇月を超えない場合	道路交通法第5条
警 察 官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法第6条

第3 緊急輸送路の確保

1 緊急輸送路の確保

地震発生時には、傷病者の搬送、人員・物資の輸送、緊急車両の通行など、緊急輸送路の確保は

応急対策に不可欠となることから、建設対策部は警察等と連携を図り、市内の主要な路線から道路啓開（道路の復旧）を行い、緊急輸送路を確保する。

2 緊急通行車両の交通確保

災害対策基本法第76条の規定に基づき、北海道公安委員会が災害緊急輸送を行う車両以外の車両の通行を禁止した場合は、各対策部において使用する車両について警察署を経由し、北海道公安委員会に申請し、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

交付された標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとし、証明書は、当該車両に備え付ける。

なお、災害の応急対策上緊急を要する場合で、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けるいとまがない場合においては、各対策部の車両には、標旗を使用する。

資 料 編 ○緊急通行車両の標章、証明書
○災害対策用車両の標旗

第4 輸送の確保

1 輸送の基本方針

災害時における輸送は、人命、身体の保護に直接かかわるものを優先する。なお、具体的には、おおむね次のとおりとする。

（1）人員

救出された被災者、避難を要する被災者、応急対策従事者等

（2）物資、資器材等

食糧、飲料水、医薬品、衛生材料等

（3）輸送力確保の順位

ア 市所有車両（船）等の市有輸送施設

イ 市以外の公共機関の輸送施設

ウ 公共的機関の輸送施設

エ 民間輸送施設（営業用）・（自家用）

（4）市有輸送施設による輸送体制

ア 災害対策本部が設置されたときは、本部に所属する車両その他の輸送施設は、全て総務対策部長の管轄下に入るものとする。

イ 輸送業務は、次の対策部が主管する。なお、災害の様相等によっては、輸送の一元化を図り効率的な輸送を行う。

輸 送 業 務 の 種 類	担 当 対 策 部
救出された被災者、避難を要する被災者、応急対策従事者	企画対策部、消防対策部
食糧、寝具、被服その他生活必需品	市民環境対策部
応急対策に必要な資材、機材その他	建設対策部
医薬品等	保健福祉対策部、医療対策部
飲料水	公営企業対策部

（５）市有以外の輸送施設の確保

輸送需要が大きく、市有輸送施設のみによっては災害輸送を確実に遂行できないと認められる場合には、応援協定締結自治体、又は指定地方公共機関（輸送事業者）、公共的機関等に応援を要請し、必要な輸送施設を確保する。

２ 輸送方法

災害時の輸送は、原則として自らの機関が所有又は使用する輸送施設等を使用するが、被災地までの距離、時間、災害の状況などを勘案し、他の機関が所有する輸送施設等を活用した方が効率的な場合には他の機関に要請する。

災害時輸送は、次の輸送種別のうち最も効果的な方法による。

（１）陸上輸送

トラック、バス等

（２）鉄道輸送

（３）航空輸送

（４）船舶輸送

第12節 生活救援

第1 生活救援

地震発生時において、食糧、飲料水、生活用水及び生活必需品等を確保することは、被災者の生命維持及び人心の安定を図るうえで極めて重要である。

このため、平常時から災害時における当座の食糧、飲料水、生活用水及び生活必需品等を確保するため、食糧及び生活必需品等の備蓄、並びに給水施設の整備等を行うとともに、民間事業者のノウハウや流通備蓄等を活用するため、民間の物資供給事業者等との間における生活救援に関する協定の締結を促進する。この際、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するとともに、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

また、関係機関とその備蓄する食糧及び生活必需品等の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調達等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、生活救援内容及び主たる所掌対策部は、次のとおりである。

対 策 項 目	活 動 内 容	主に活動する対策部
飲料水・生活用水の供給	飲料水・生活用水の給水	公営企業対策部、自衛隊
食糧・生活必需品等の供給	食糧・生活必需品（備蓄品・救援物資・流通品）の供給	市民環境対策部
食糧・生活必需品等の確保	食糧・生活必需品（備蓄品・救援物資・流通品）の確保 ※物資の集荷を含む。	産業振興対策部
救 援 物 資 の 受 入 れ	救援物資の受入れ	市民環境対策部

第2 水の供給

災害のため、給水施設の破壊、停電、地下水の枯渇又は汚染等により飲料水を得られない市民に対しては、次のとおり応急給水を実施する。

1 応急給水の方法

応急給水は公営企業対策部が担当し、給水方法は被災地等の状況に応じた方法により行う。避難所や医療機関等の特別な施設については、緊急性を勘案し適宜給水する。

区 分	給 水 方 法
搬送用容器による給水	携帯用給水袋等の容器に入れ、市の車両等により搬送給水する。
給水車両等による給水	給水タンク車により搬送給水する。なお、市有車両が不足する場合は、日本水道協会及び北海道開発局に応援を要請するとともに、状況に応じて北海道(石狩振興局)に対して自衛隊給水トレーラーの派遣を要請する。
給水所設置による給水	必要な場合は、適切な場所に給水タンク又は給水栓を設置して給水する。

2 給水量

飲料水として1人1日につきおおむね3リットルを基準とする。

3 市民への周知

給水に際しては、給水時間、給水場所等を努めて事前に市民に周知する。

4 飲料水、生活用水の種別、所在、数量

- (1) 飲料水について、水道施設が破損し機能しない場合は、次の配水池等の貯留水を飲用に使用することができる。

配 水 池 名	所 在 地	最大貯水量 (m ³)
蘭 越 配 水 池	蘭 越	15,200
泉 沢 高 架 配 水 池	泉 沢	1,250
東 千 歳 配 水 池	泉 郷	362
上 長 都 高 架 配 水 池	上 長 都	2,034
臨 空 工 業 団 地 配 水 池	泉 沢	6,000
温 水 プ ー ル	流 通	857
計		25,703

- (2) 生活用水（飲用以外）について、水道施設が破損し機能しない場合は、次の補給水利水源から取水し、生活用水として使用することができる。

補給水利水源	所 在 地	種 類	能力 (m ³ /日)
内 別 川	蘭 越	表 流 水	36,806
千 歳 川	蘭 越	表 流 水	3,974
シ リ セ ツ ナ イ 川	支 笏 湖 温 泉	伏 流 水	449

- (3) 特定の地域の水道施設が破損した場合は、付近の消火栓から取水して給水する。
- (4) 市内では十分な飲料水の確保が困難な場合は、あらかじめ締結している「災害時相互応援に関する協定」、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等に基づき、応援協定締結先から緊急調達する。
- (5) 災害の規模その他の状況から、補給水利水源からの取水や、給水車両等による給水が困難な場合には、北海道（石狩振興局）に対して、自衛隊に浄水セットの出動を要請する。この場合における取水は、市内河川から行う。

5 関係帳簿等の整備

給水を行うときは、次の帳簿等を整備保管する。

- (1) 救助日報（災害救助法関連様式1）

- （2）物資（給水用機械器具・燃料及び浄水用薬品・資材）受払状況（災害救助法関連様式4）
- （3）飲料水の供給簿（災害救助法関連様式8）
- （4）飲料水給水のために要した費用に係る支払証拠書類

第3 食糧の供給

1 食糧供給の対象者

食糧を供給すべき被災対象者は、次のとおりとする。

- （1）避難所に収容された者
- （2）住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）、又は床上浸水等であって炊事のできない者
- （3）在宅避難者
- （4）上記以外で避難所以外の場所での生活を余儀なくされた者、又は緊急止むを得ないと判断される者

2 供給する食糧

供給品目は、米飯、パン、牛乳、缶詰、インスタント食品等とし、人工栄養を必要とする乳児は粉ミルク等とする。

3 供給食糧の調達先

（1）市備蓄食糧の放出

市は、食糧の供給が必要と認めた場合は、指定避難所等に備蓄している備蓄食糧を速やかに放出する。

資料編 ○防災備蓄品保有状況一覧

（2）主食の調達

米穀の調達は、原則として米穀の小売又は卸売業者から行うが、これにより必要数量を確保し得ない場合は、あらかじめ締結している「災害時相互応援に関する協定」又は「災害時における北海道及び市町村間相互の応援に関する協定」等に基づき、必要量の食糧を要請する。

それでもなお不足する場合には、石狩振興局長を通じ、北海道知事に対し農林水産省農産局からの供給を要請する。その際の受領方法については、北海道知事からの指示に基づき政府米販売等業務の受託事業者から食糧を受領する。

（3）副食の調達

副食、調味料の調達は、原則として市が調達するが、市内において調達が不可能な場合等にあつては、石狩振興局を通じ北海道知事に要請する。

4 米飯の炊き出し

炊き出しは、食糧を供給すべき期間がある程度長期にわたることが予想される場合に実施する。

（1）炊き出し施設

原則として調理施設のある公共施設において実施する。ただし、都市ガス、電気等が断絶して利用できない場合は、あらかじめ締結している「災害時におけるLPガス供給の協力に関する協定」に基づきLPガスを調達し、又は自衛隊の炊事車の災害派遣を求める等により、各避難所において実施する。

（2）炊き出し従事者

市職員及び日赤奉仕団、千歳市町内会連合会、各町内会・自治会女性部及びボランティア等の協力を得て確保する。

（3）炊き出しが困難等の場合の措置

市において直接炊き出しすることが困難な状態で、米飯仕出し業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、内容及び経費の基準を明示して注文し、これを購入して供給することができる。

5 供給の期間

原則として発災日から7日間以内とし、この期間内に供給を打ち切ることが困難な状況である場合は、知事に期間の延長を申請する。

6 費用の限度

災害救助法（昭和22年法律第118号）に定める基準による。

第4 物資の供給

1 対象者

（1）災害により住家に被害を受けた者等

住家の被害程度は、全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水の被害を受けた者

（2）災害により被服、寝具、その他生活必需物資を喪失又はき損したため日常生活を営むことが困難な者

2 被服、寝具その他生活必需品として認められる品目

区 分	品 目
寝 具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
外 衣	洋服、作業衣、子供服等
肌 着	シャツ、パンツ等の類
身 廻 り 品	タオル、手拭、靴下、サンダル、傘等の類
炊 事 道 具	鍋、炊飯器、包丁、ガス器具の類
食 器	茶碗、皿、箸等の類
日 用 品	石けん、塵紙、歯ブラシ、歯磨粉、上敷ゴザ等の類
光 熱 材 料	マッチ、ローソク、プロパンガス等の類
そ の 他	日常生活に欠くことのできないと認められるもの

3 物資の調達

（1）市備蓄物資の放出

資 料 編 ○防災備蓄品保有状況一覧

（2）応援協定先からの緊急調達

（3）日赤北海道支部への申請

日赤北海道支部に備蓄しているものは、毛布及び日用品セットである。

なお、これら備蓄が必要のときは、日赤北海道支部に申請する。

（４）その他必要な物資の調達は、市が行う。

４ 物資及び救援品等の給与又は貸与の方法

（１）市長が被災世帯調査表、物資受払簿を作成し、これにより行う。

（２）物資及び救援品等の給与又は貸与については、市民環境対策部が、町内会等の協力を得て被災者に給与又は貸与する。

５ 給（貸）与費用の限度

災害救助法に定める基準による。

第５ 救援物資の受入れ

市独自で物資の調達が困難なときは、石狩振興局等を通じて物資の供給要請を行うこととする。救援物資の集荷場所は千歳市車両センターなどの公共施設や協定締結先等複数の集荷場所を候補地とし、本部長が指定する場所とする。

集荷場所では、市民環境対策部がボランティア等の協力を得て、救援物資の受入れ・整理・保管等の作業を行い、本部からの指示により各避難所等へ供給する。

第13節 ライフラインの応急対策

第1 ライフラインの確保

地震発生時において、ライフラインの被害は、市民の生活基盤はもとより、都市機能そのものを麻痺させることから、市保有の上下水道施設及び各防災関係機関等の管理する電力・ガス・電話及び道路・橋梁等の諸施設の応急復旧が重要である。

このため、平常時から各防災関係機関等と連携を図り、応急対策並びに二次災害の防止などの活動を迅速に実施する。

なお、各ライフラインの応急対策及び主たる所掌対策部は、次のとおりとする。

対 策 項 目	活 動 内 容	主に活動する対策部等
上 下 水 道	上下水道施設の応急対策	公営企業対策部
電 力 施 設	電力施設の応急対策	北海道電力ネットワーク(株)、 王子製紙(株)
ガ ス 施 設	都市ガス施設の応急対策 L P ガス施設の応急対策	北海道ガス(株) 社団法人北海道 L P ガス協会 石狩支部
電 話 施 設	電話施設の応急対策	東日本電信電話(株)
移 動 通 信 施 設	移動通信施設の応急対策	移動通信事業者
道 路 ・ 橋 梁	道路・橋梁の応急対策	建設対策部、道路管理者
河 川 ・ 指 定 地	河川・指定地の応急対策	河川管理者 北海道、建設対策部
鉄 道 施 設	鉄道施設の応急対策	北海道旅客鉄道(株)
民 間 バ ス 事 業 者	民間バス事業者の応急対策	民間バス事業者

※ 指定地とは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）第6条（土砂災害警戒区域）に規定される「警戒区域」に指定された区域のことをいう。

また、警戒区域とは、急傾斜地の崩壊、土石流及び地すべり等の発生が予想される区域をいう。

第2 上下水道施設

1 共通事項

（１）地震発生と同時に上下水道施設の点検を実施する。なお、最小限度必要な飲料水の給水については、本章第12節「第2 水の供給」に定めるところによる。

（２）輸送路の被害状況の把握

輸送路の状況等については、建設対策部より情報を得ることとする。

（３）私設給排水設備

漏水等が発生している場合は、水抜栓等の操作による止水方法等を周知し、修理が必要な場合は水道局が指定した工事事業者をあつせんする。

2 上水道施設

（1）管路を除く水道施設

ア 停電時の応急対策

停電発生時においては、各施設の非常用自家発電装置の自動起動を確認し、各機器等の運転を確保する。

イ 応急措置

機能を損なうような事態が生じた場合は、受水可能な水源施設に受水量の増減を要請し、応急復旧に必要な措置を講じるとともに、可能な限り修理を実施する。

（2）配水管

損傷箇所の調査・復旧を速やかに行う。

（3）仮配水管の布設及び共用栓の設置

災害地の状況から既設管を修理し通水することが困難と予想される場合、仮配水管を布設する。なお、給水栓は必要に応じ共用栓を設置する。

（4）応援要請

調査・復旧に当たっては、千歳市管工事業協同組合に協力を要請するとともに、日本水道協会北海道地方支部に対し状況を報告し、応援を要請する。

3 下水道施設

（1）管渠を除く下水道施設

ア 停電時の応急対策

停電発生時においては、各施設の非常用自家発電装置の自動起動を確認し、各機器等の運転を確保する。

イ 応急措置

下水処理場において、処理機能を損なうような事態が発生した場合は、雨水滞水池へ汚水を流入させ、簡易処理の後、河川へ放流する。汚水中継ポンプ場では、水中ポンプ及び発動発電機を設置し、送水機能を確保する。

（2）下水道管渠

ア 管渠被害の調査

地震災害の発生と同時に、軟弱地盤地帯の幹線の調査を行い、終了後必要な幹線の調査を実施する。

イ 幹線破損に伴う仮設排水

溢水を止めるため、水中ポンプ及び発動発電機を設置し、流下機能を確保する。

ウ 枝線破損及び人孔破損

交通に危険な箇所は、バリケードで囲み、危険防止の標示板を設置する。

（3）応援要請

調査・復旧に当たっては、北海道及び日本下水道協会に対し状況を報告し、応援を要請する。

第3 電力施設（北海道電力ネットワーク株式会社・王子製紙株式会社）

1 北海道電力ネットワーク㈱

（1）設備の状況

ア 変電設備

イ 送電設備

ウ 配電設備

エ 通信設備

（2）応急対策

管轄地域内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、北海道電力ネットワーク(株)本店、札幌支店及び千歳ネットワークセンターは防災体制に入り、速やかに特別非常災害対策本部、札幌支店支部及び千歳ネットワークセンター班事務局を設置し、早期の復旧活動に備えるとともに、一般被害情報、当社被害情報を迅速・的確に把握する。

設備が被災した場合には、配電系統切替操作等の初期対応を実施し、停電範囲の縮小化を図るとともに、応急的に停電を解消する。重要施設では、必要により移動発電機車等を活用する。

復旧にあたっては、あらかじめ定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況などを勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

また、停電による社会不安除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行うとともに、公衆感電事故、電気火災を防止するため電気事故防止PRを行う。

2 王子製紙（株）苫小牧工場

（1）設備の状況

電源系統について、供給電源となる各発電所の発電電力量は、次のとおりである。

発 電 所 名	発 電 電 力 量
千歳第1発電所	25,400KW
千歳第2発電所	2,700KW
千歳第3発電所	3,300KW
千歳第4発電所	3,600KW
千歳第5発電所	1,600KW

（2）非常災害対策関係

地震等の災害発生に際して、各設備の被害を最小限度にとどめ復旧の迅速を図り電力供給の万全を期するため、王子製紙（株）苫小牧工場は、必要な措置を講ずるものとする。

3 指定避難所の電力対策

市は、停電等で商用電源が使用できない状況に備え、指定避難所の照明の確保、また、避難者や周辺住民などへの携帯電話等の充電スポット設置のための、電源供給設備強化に努める。

第4 都市ガス施設(北海道ガス株式会社)

地震等の災害の発生により、都市ガスの供給に支障が生じた場合は、損壊に伴う二次災害を防止し、迅速な対応・復旧により市民生活の安定を確保する。

1 都市ガス供給の概要

都市ガスは、流通にある供給ステーションから市内各所へ導管により供給されている。さらに、市内各所に設置されている圧力調整器により需要家の圧力に調整され、一般需要家へ供給されている。

2 非常災害対策

地震等の災害発生時には、本社に非常災害対策本部、千歳支店に現地災害対策本部を設置して次の対応にあたる。

（１）地震計測定値、被害状況の情報収集による緊急措置

災害発生時からガスによる二次災害を防止するために、ガスの供給を停止又は制限を行う。地震災害であれば、地震の規模と被害状況、ガス流量・圧力を速やかに確認して、供給継続若しくは、第１次供給停止か第２次供給停止を判断する。

千歳地区の供給エリアでは、５地区にブロック化しており、各ブロック単位の被害状況に応じた緊急措置を実施する。

（２）社内外との連絡、救援要請

千歳市災害対策本部のほか、警察・北海道経済産業局及び日本ガス協会その他各機関と連絡を密接に行い、被害状況と復旧の見通しによっては救援要請を行う。

（３）資機材の調達と復旧作業

災害発生時には、復旧期間・復旧要員数・必要資機材等の復旧基本計画を迅速に策定して、復旧にあたる。被害が甚大の場合は「日本ガス協会救援対策組織」から救援を受ける。また、供給停止になった需要家に対して、可能な限り代替熱源等の確保も同時に行う。

（４）需要家への周知・広報活動

市民及び需要家への広報活動として、被災状況、供給停止、制限・復旧見通しを広報車や報道機関を通じて行い、併せて保安の確保への協力要請を行う。

第５ LP ガス施設(社団法人北海道LPガス協会石狩支部)

地震等の災害の発生により、損壊に伴う二次災害を防止し、迅速な対応・復旧により市民生活の安定を確保する。

１ 非常災害対策

地震等の災害発生時には、支部に非常災害対策本部、千歳分会に現地災害対策本部を設置して次の対応にあたる。

（１）被害状況の情報収集による緊急措置

災害発生時からガスによる二次災害を防止するために、ガス栓等の閉栓や使用禁止を広報する。地震の規模と被害状況に応じて、LPガスの供給停止や容器回収を行う。

（２）社内外との連絡、救援要請

千歳市災害対策本部のほか、警察・北海道経済産業局その他各機関と連絡を密接に行い、被害状況と復旧の見通しによっては救援要請を行う。

（３）資機材の調達と復旧作業

災害発生時には、復旧期間・復旧要員数・必要資機材等の復旧計画を迅速に策定して、復旧にあたる。また、供給停止になった需要家に対して、可能な限り代替熱源等の確保も同時に行う。

（４）需要家への周知・広報活動

市民及び需要家への広報活動として、被災状況、供給停止、制限・復旧見通しを広報車や報道機関を通じて行い、併せて保安の確保への協力要請を行う。

第６ 電話施設(東日本電信電話株式会社)

１ 電気通信設備に災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関して応急の措置を行う。

- 2 異常事態における応急復旧措置は、重要通信を確保する機関より優先順位を考慮して復旧する。

順位	内 容
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給に直接関係のある機関、選挙管理機関、預金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位・第2順位に該当しない機関等

- 3 被災者への通信サービス

避難所に特設公衆電話を設置するとともに、「災害時伝言ダイヤル（171番）」を提供する。

第7 道路・橋梁施設(管理者)

1 道路管理者

被災地域の混乱防止のため、各路線の道路被害状況を直ちに把握するとともに、通行不能路線は通行止めの処置と状況によっては迂回道路の案内を行い、交通の確保を図る。

応急復旧を実施する最低限の資器材は、事前準備を図るとともに、被害状況によっては、建設業者が所有する資器材を緊急的に確保する。道路の被害状況に応じて排土作業、盛土作業、土留作業、障害物の除去、排水管の布設等の応急、仮設工事により一応の交通確保を図り、その応急復旧順位は、救助活動に必要な路線を優先する。

なお、道路被害状況の分類は次のとおりとし、分類別に道路の実態を把握する。

	分 類	分 類 の 判 断 基 準	特に留意を要する事項
ケース 1	亀裂状態の道路	・舗装にクラック程度 ・簡易な復旧で通行可能	・ライフライン（注）からの影響 ・二次災害の可能性
ケース 2	剪断状態の道路	縦・横断方向に大きな亀裂がある。	・ライフライン（注）からの影響 ・二次災害の可能性 ・道路施設の復旧規模
ケース 3	崩壊状態の道路	法面や路肩部が崩壊	・ライフライン（注）からの影響 ・二次災害の可能性 ・道路施設の復旧規模 ・法面等崩壊の規模
ケース 4	隆起状態の道路	広範囲または部分的に盛り上がる。	・ライフライン（注）からの影響 ・二次災害の可能性 ・道路施設の復旧規模 ・隆起部の規模
ケース 5	障害物のある道路	付近の建築物等の倒壊等による障害	・二次災害の可能性 ・道路施設への影響 ・障害物による障害規模

（注）表中のライフラインとは、上・下水道施設、電力施設、通信施設、ガス施設のことをいう。

2 橋梁管理者

橋梁の被害状況を調査し、その状況に応じた応急措置を実施する。

また、落橋した場合は、代替ルートの検討や仮設橋の架設など最適な応急措置を選定する。

第8 河川・指定地(管理者)

1 河川管理者

河川管理者は、河川の被害状況を調査し被害のある場合には速やかに応急復旧を実施して、その状況を本部長に報告する。

2 指定地管理者等

北海道又は建設対策部は、指定地（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり等の発生が予想される区域）の被害状況を調査し、その状況を本部長に報告する。

また、崖崩れが発生した箇所では、周辺の住民等と協力して人命救助を最優先で行う。さらに、崖崩れが拡大するおそれがある場合には、避難を指示する。

なお、宅地周辺では、自然崖地、道路の造成に伴う崖地・擁壁の崩壊、倒壊の被害状況に応じて住民の避難や警戒を行う。

第9 鉄道施設(北海道旅客鉄道株式会社)

地震等の災害発生時には、運行中の列車の緊急停止、人命救護等、鉄道旅客の安全確保を最優先で行う。

この際、指揮命令系統を確立し、各駅において緊急救護団を編成、緊急停止列車の乗客を救助する。

その後、巡回点検により安全が確保された区間から順次運行を再開させる。また、鉄道施設が被

災した場合には、一刻も早い運行再開を目指し復旧活動を行う。

第10 民間バス事業者

地震発生直後に運行を停止し、乗客等人命救助・救護活動を最優先で実施する。その後、被害状況及び道路状況等を把握し、運行の再開に向けた復旧活動を行うほか、災害時における人員等の緊急輸送を行う。

第14節 建物対策

第1 建物対策

地震発生時において、市民の安全や生活基盤を確保するため、住宅や公共施設等を確保することは重要である。

このため、平常時から住宅や公共施設等の耐震化を推進するとともに、応急危険度判定士の確保や被災者のための住宅等（仮設住宅建設用地を含む）の確保を行う。

なお、住宅や公共施設等の確保のための活動内容及び主たる所掌対策部は、次のとおりとする。

対 策 項 目	活 動 内 容	主に活動する対策部
被災建物の 応 急 危 険 度 判 定	被災建物の応急危険度判定士確保、危険度判定の実施及び判定に対する相談、建物の解体撤去周知	建設対策部
応急仮設住宅の設置	仮設住宅需要の把握、仮設住宅の入居者選定	保健福祉対策部
	仮設住宅の用地確保及び建設	建設対策部
被災住宅の応急修理	応急修理対象者の選定	保健福祉対策部
	被災住宅の応急修理	建設対策部
住 宅 の 確 保	公営住宅の確保	建設対策部
	公営住宅の入居者選定	保健福祉対策部
住 宅 復 旧 相 談	被災者台帳の作成	総務対策部
	被災宅地の復旧相談	企画対策部
	住宅復旧相談窓口の開設	建設対策部
	罹災証明書の交付	総務対策部
建 物 の 解 体 処 理	危険住宅所有者に解体要請	建設対策部
	解体業者に関する情報提供	
	解体材の集積場確保	市民環境対策部
被災地における 建 築 制 限	被災地における建築制限	建設対策部
公共建築物の被害調査 及 び 応 急 対 策	公共建築物の被害調査及び応急対策	建設対策部

第2 被災建物応急危険度判定の実施

1 応急危険度判定士の確保

建設対策部は、自ら応急危険度判定士の確保に努めるとともに、北海道を通じ建築士会及び他市町村等へ建物の危険度判定士の派遣要請を行い、有資格者を確保する。

2 判定実施の窓口設置

建設対策部は、判定士の受入体制及び作業体制を確立するため、窓口を設置するとともに次のことを行う。

- ・ 受入判定士の名簿作成
- ・ 担当区域の配分
- ・ 判定基準統一のための資料収集と基準の決定
- ・ 立ち入り禁止などを表示する用紙の作成

3 判定作業の概要

- (1) 二次的災害を防止することを目的とし、被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、見やすい場所に表示する。
- (2) 判定は、「北海道震災建物応急危険度判定要綱」に従って行う。
- (3) 判定の結果は、赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」に区分し、3色の判定ステッカーに対処方法を記載し、建物の見やすい場所に貼付する。
- (4) 判定は目視で行う。
判定内容は、次のとおりとする。

区 分	判 定 区 分
危 険	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合で、使用及び立ち入りができない。
要 注 意	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
調 査 済	建築物の損傷が少ない。

第3 仮設住宅の建設

1 仮設住宅必要数の把握

地震発生から数日を経過すると、避難所での共同生活に不満やストレスによる障害が出始め、仮設住宅や公営住宅への入居希望が高まる。

仮設住宅等への入居希望者数の把握には、入居の資格基準を広報等で周知した後、希望者を各避難所で受け付ける。

2 入居の資格基準

入居者の資格基準は、原則として次のとおりとする。

- (1) 住家が全半壊、全焼及び流出した者
- (2) 居住する住家がない者
- (3) 自らの資力をもっては、住宅を確保することが困難な者

3 建設用地の確保

用地の選定は、交通機関やライフラインの復旧状況を勘案しながら、児童・生徒の通学や生活の建て直しにおける利便性を考慮し、可能な限り被災者の生活圏内にある公有地とする。

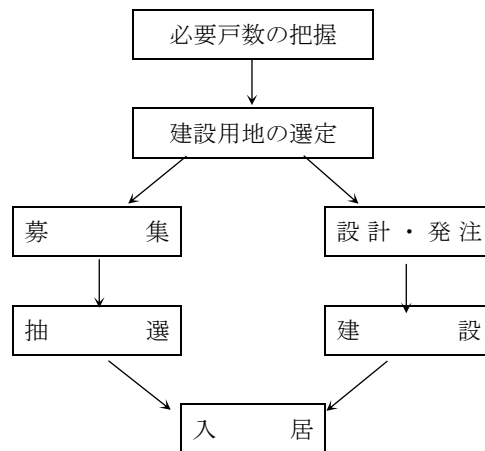
4 建設の実施

仮設住宅の建設にあたっては世帯構成などに配慮し、一時的な居住の安定を図る仮設住宅を建設する。

なお、災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅建設は知事が行う。ただし、災害救助法によ

り委託された場合は市長が行うこととする。

仮設住宅入居までの流れ



第4 公営住宅の確保

被災者に対し、市営住宅等公営住宅の空き家を確保して、一時的に供給する。一時入居者の募集・選定については、「第3 仮設住宅の建設」を準用する。

第5 被災住宅の応急修理

災害により、被害を受けた住家に対し、居住に必要な最小限の応急的補修を行う。

1 対象となる応急修理家屋

半焼や半壊の被害を受けた家屋のうち、居室、炊事場、トイレ等の生活に欠くことのできない部分の応急修理

2 応急修理を行う世帯の選定

高齢者、障がい者、勤労者、小企業者等の被災者で応急修理を行う資力がない者を対象者として選定

3 修理方法

資機材及び応急修理を行うための必要な用具などの現物給付

第6 住宅復旧相談

被害を受けた住宅の所有者を対象に、住宅相談所を開設する。この際、地震による被害の程度に応じた適切な支援の実施を図るため、被災者から申請があった場合、遅滞なく罹災証明書を交付するとともに、航空写真や被災者撮影の写真等を活用するなどし、住宅被害の調査、判定を早期に実施できるよう努める。

1 宅地の防災復旧工事相談

2 住宅の修繕、補修相談

3 災害復旧融資、罹災証明書の交付相談

4 建築業者、大工に関する情報提供

第7 建物の解体・処理

応急危険度判定により、「危険」と判定された建物を優先して、解体撤去の措置を住民に促す。

- 1 危険住宅所有者に解体周知、要請
- 2 解体業者に関する情報提供
- 3 解体物の集積場の確保

第8 被災地における建築制限

被災した地区において、都市計画事業や区画整理事業により、災害に耐えうるまちづくりを促進するため、容易に移転できるものや震災復興に必要な施設、公益上必要な施設を除いて建築制限を行う。

第9 公共建築物の被害調査及び応急対策

被災した公共建物の被害調査及び応急対策工事を施設管理者と協力し、実施する。

第10 被災者台帳の作成

市は、災害により被災した被災者支援において「支援漏れや」「手続の重複」をなくし、中・長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況及び配慮事項など被災者に関する情報を一元的に集約した被災者台帳を作成する。なお、作成した被災者台帳は、被災者に対する援護に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとともに外部に提供する。

第15節 行方不明者の搜索

第1 行方不明者の搜索

地震発生時においては、建物等の倒壊等により、多くの行方不明者が発生し、市民の心労が大きくなることが予測される。このため、平常時から町内会等を単位として地域住民の状況を把握するとともに、避難所等において行方不明者の把握を行い、早期に行方不明者の搜索を行う。

なお、行方不明者の搜索活動内容及び主たる所掌対策部は、次のとおりとする。

対 策 項 目	活 動 内 容	主に活動する対策部
搜 索 活 動	行方不明者の搜索	消防対策部
	行方不明者リストの作成	保健福祉対策部

第2 行方不明者の搜索活動

災害時における行方不明者の搜索は、消防対策部が警察署、自衛隊等に協力を要請して実施する。

なお、搜索の方法及び期間については、災害の規模、行方不明者数、搜索範囲その他の事情を考慮して行う。

第3 行方不明者リストの作成

所在の確認できない市民に関する問い合わせや行方不明者の搜索依頼・届出の受付は、保健福祉対策部が次のとおり行う。

事 項	内 容
行方不明者の確認	氏名、住所、年齢、性別、身長、体重、その他の特徴
状況の確認	不明と予想される地域、行方不明時の状況

以上の事項を記録したリストを作成する。作成したリストを警察署及び自衛隊等へも提出する。

第4 安否情報の収集・提供等

災害発生時において、被災者の救助活動に資するため、消防庁の「安否情報システム」の活用や関係機関の協力等による積極的な情報収集等により、迅速・的確な安否情報の収集及び提供に努める。

この際、被災者の権利利益を不当侵害することのないよう配慮する。

また、安否情報等に関する氏名等の公表は、北海道が定める「災害時の氏名等の公表取扱方針」に従い、適切に対応する。

〈災害時の氏名等の公表取扱方針〉一部抜粋

区分	救出・救助活動に資する	住民基本台帳の閲覧等制限	家族等の同意の状況	公表・非公表
行方不明者等	○	なし	—	公表
		あり	—	非公表

第16節 遺体の処理

第1 遺体の取扱い

地震発生時においては、建物等の倒壊等により多くの死傷者が発生することが予測されるが、不幸にして死亡された遺体の処理は、衛生上の問題や社会心理上の問題等を考慮し、迅速かつ丁寧に実施する必要がある。

このため、警察等との連携による検視や身元確認及び遺族への引き渡し等を確実に行うとともに、身元が判明しない死亡者については、遺体の衣服、顔の特徴、所持品などを記録・保管し、埋葬・火葬を行う。

なお、遺体の処理及び主たる所掌対策部は、次のとおりとする。

対 策 項 目	活 動 内 容	主に活動する対策部
遺 体 の 処 理	納棺用品等資材の確保	産業振興対策部
	遺体の検案・処理、遺体の安置	保健福祉対策部
	遺体の埋葬	市民環境対策部 保健福祉対策部

第2 遺体の処理

遺体を発見したときは、速やかに警察に届け出、警察の検視（見分）及び医師の検案を受けた後、次のとおり処理する。

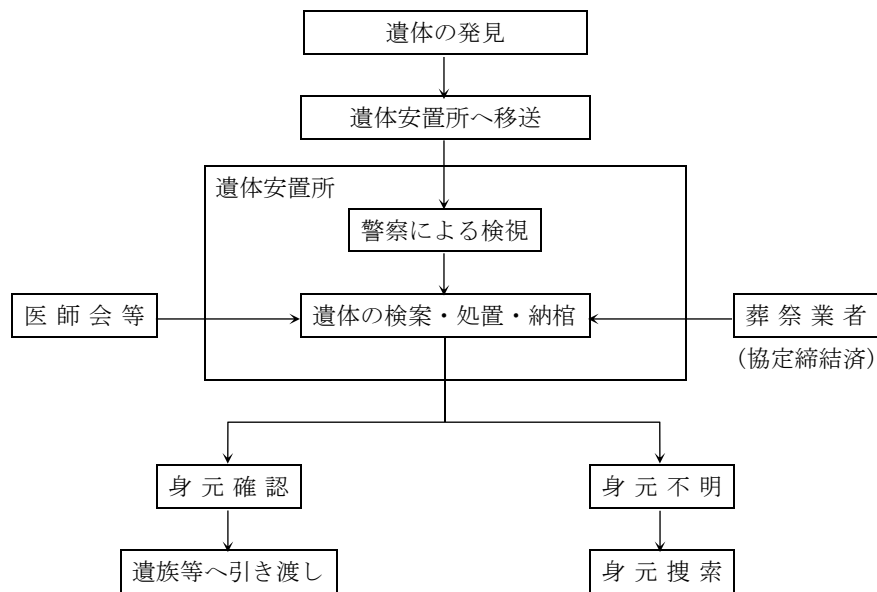
遺 体	処 理 内 容
身 元 判 明	遺族等の引取人がある場合は、遺体を引き渡す。
身 元 不 明	遺体の一時保存措置をとるとともに、遺体の特徴記録及び所持品の保管をする。

第3 遺体の収容

検案を受けた遺体は、市内の寺院、公共施設等適当な場所に収容・安置するとともに、警察等の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努める。

保健福祉対策部は、遺体の検案書を引き継ぎ、遺体処理台帳を作成し、遺体引取りの申し出があった場合に記録する。

遺体発見から引渡しまでの流れ



第4 遺体の埋葬

遺族等が遺体の埋葬を行うことが困難な場合、又は引取人がいない場合は、次により取り扱う。

- 1 埋葬は原則として、遺族が火葬場まで搬送し火葬するが、引取人がいない場合や遺族による搬送等が困難な場合は、市が火葬及び焼骨の一時保管を行う。
- 2 遺族から遺骨及び遺留品の引き取り希望があるときは、遺骨及び遺留品処理票により措置のうえ、引き渡す。
- 3 遺骨の引取人がいない場合は、市において墓地に仮埋葬する。

第17節 保健衛生・防疫対策

第1 被災地の保健衛生及び防疫対策

地震発生時においては、インフラ等の破壊により衛生条件が悪化し、感染症がまん延するおそれがあるほか、長期にわたる避難生活により健康状態が悪化することが予測される。

このため、関係機関等と連携し、感染症の防止措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を行う。

なお、保健衛生・防疫活動内容及び主たる所掌対策部は、次のとおりとする。

対 策 項 目	活 動 内 容	主に活動する対策部
衛 生 ・ 防 疫 対 策	食中毒の予防 被災者等の保健衛生	保健福祉対策部
	被災地の防疫活動	保健福祉対策部 市民環境対策部
清 掃 対 策	生活ごみの処理、し尿処理	市民環境対策部
	仮設トイレの設置	建設対策部
環 境 対 策	水質・大気の監視	市民環境対策部
	動物の管理・処理	市民環境対策部 産業振興対策部

第2 被災地の保健衛生

1 衛生活動

避難所収容者や地域住民に対し、台所、トイレ等の衛生管理、清掃、手洗い等の励行を指導する。

2 保健活動

避難生活の長期化やライフラインの長期停止により、被災者及び災害対策従事者の健康が損なわれることのないよう、次のとおり健康指導を行う。

- (1) 関係機関と連携し、避難所の巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、精神保健相談、エコノミー症候群の対策・予防指導等を行う。
- (2) 食中毒予防のため、被災者及び災害対策従事者への食品衛生知識の普及や避難所等における食品衛生指導及び検査の徹底を図る。

第3 被災地の防疫活動

1 防疫班の編成

災害現場における防疫活動を円滑かつ効率的に実施するため、防疫班を編成する。

2 消毒の実施

防疫班は、河川施設の被害や水道管等の破損により被災した地区において、水が引いた後に感染症等が発生しないように消毒薬剤を配布し、散布を指導する。

第4 ごみの処理

ごみの収集は、可能な限り通常の収集方法で行い、収集日などは広報をする。指定避難所においては、避難所の運営組織によって清掃・分別・保管を行う。

また、処理量を上回るごみが発生したときは、一時集積所を指定し、収集を実施する。

第5 し尿の処理

地震直後に断水等のため、指定避難所に指定されている施設の水洗トイレが使用できなくなった場合、仮設トイレを設置して対応する。仮設トイレの管理については、避難所運営組織が自主的に規則を定めて行う。

市民環境対策部は、収集処理体制の確立と計画を策定する。

第6 水質・大気汚染対策

地震によって有害物質を取り扱う事業所等が被災し、漏出によって河川や地下水が汚染されるほか、建物の倒壊やがれき処理の際に有害物質が飛散し、大気を汚染することが予想される。

地震発生直後には、有害物質を保管する事業所の被災状況を把握し、定期的に河川や地下水の水質検査、大気汚染の測定を行い、住民への広報や消毒を実施する。

第7 動物対策

災害時には飼い主の被災、避難所への収容不能、飼育施設の破損等により放浪動物が多数発生する。放浪犬等による事故や感染症予防と動物愛護の観点から、一時的な保護や治療等を実施する。また、飼い主からの問い合わせに対応できるよう収容施設等の広報を行う。

災害によって死亡した牛・馬等の家畜は、死亡獣畜処理場に運搬処理する。

第8 応援要請

市単独で災害廃棄物等を処理することが困難な場合は、あらかじめ締結している「災害時相互応援に関する協定」、「災害時における北海道及び市町村相互応援に関する協定」、「札幌圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定」に基づき応援を要請する。

第18節 環境対策

第1 障害物対策

地震発生時においては、建物等の倒壊や、インフラ等の破壊により、障害物の発生が予測される。このことから、被害拡大の防ぎよや被災者の救済対策等を迅速に実施するために、道路交通機能の確保が重要となる。したがって、道路管理者等は早期に道路等の被害状況等を確認するとともに、防災関係機関等と連携し、交通機能を早期に確保するための道路障害物の除去や応急復旧を実施する。実施に当たっては、災害時の交通規制計画や緊急物資の輸送計画との整合を図る。

また、二次災害の防止を図るため、河川管理者等は河川内の障害物の除去を迅速に実施する。

なお、障害物対策のための活動内容及び主たる所掌対策部は、次のとおりとする。

対 策 項 目	活 動 内 容	主に活動する対策部
障 害 物 対 策	・被害状況の情報収集 ・障害物の除去方針の決定 ・障害物の除去体制を確立 ・障害物等仮置場の確保 ・道路障害物の撤去 ・河川障害物の除去 ・住居内に流入した障害物の除去 ・除去障害物の処分	建 設 対 策 部

第2 障害物の除去

1 除去の対象とする障害物

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えたと予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認められたとき行うもので、おおむね次の事項に該当するものとする。

- (1) 住民の生命、財産等を保護するため、速やかにその障害の排除を必要とする場合
- (2) 交通の安全と輸送を確保するため、道路等の障害物を除去する必要がある場合
- (3) 河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため、河川における障害物を除去する必要がある場合
- (4) その他公共的立場から障害物を除去する必要がある場合

2 除去の対象とする住宅等の障害物

住居等に運び込まれた障害物の除去の対象となる住宅等は、次のとおりとする。

- (1) 土石、竹木等の障害物が住宅等に運び込まれたため、当面の日常生活に著しい影響を及ぼす状態にあり、当該住宅以外に居住の方法がない場合
- (2) 日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、トイレ等）等に障害物が運び込まれ、家への出入が困難な状態にある場合
- (3) 自らの資力をもって障害物の除去ができない状態にあり、当該住宅以外に居住の方法がない場合
- (4) 半壊又は床上浸水を受け、当面の日常生活を営むことが困難な住宅
- (5) 応急措置の支障となるもので、緊急に障害物の除去が必要な住宅

第3 障害物除去の方法

- (1) 障害物の除去は、市有の応急対策器具を用いて実施するほか、状況に応じ、災害派遣に任ずる自衛隊及び千歳建設業協会等の協力を得て速やかに障害物の除去を行う。
- (2) 障害物の除去は、原状回復ではなく、当面の生活や応急措置に必要なものに限る。

第4 除去した障害物の集積及び保管等

1 障害物の集積及び保管

土石、コンクリート片、竹木等の障害物は、できる限り現地遊休地を利用し集積するが、現地集積ができない物件等については、次の事項に留意して保管する。

- (1) 障害物の種類及び大小によるが、再び生命、財産に被害を与えない安全な場所を選定し、保管する。
- (2) 道路交通の障害とならない場所を選定し、保管する。
- (3) 障害物等を保管したときは、保管を始めた日から14日間その障害物名簿を公示する。

2 障害物の保管期間及び帰属

障害物等の保管期間は公示の日から起算して6箇月とし、6箇月を経過しても返還する相手方が不明等で返還できないときには、保管した障害物等を売却又は廃棄することができる。また、6箇月を経過したのちに売却した障害物等の代金は、市に帰属する。

第5 障害物の処分方法等

1 障害物の売却及び処分方法

保管した除去物等が滅失し、又は破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用又は手数を要するときは、その障害物を売却し、代金は保管する。

2 障害物除去の費用及び期間

災害救助法に準じ、災害の規模等を考慮してその都度定める。

第6 災害廃棄物対策

地震発生時においては、がれき類、粗大ごみ等の大量の災害廃棄物の発生が予想されるとともに、生活ごみや粗大ごみ等についても、道路交通の混乱やライフライン施設の被害等により、処理の困難な状況が想定されるため、別に定める「災害廃棄物処理計画」に基づき、災害復旧及び市民の生活環境の保全上重要となるこれらの対策を迅速に実施する。

なお、災害廃棄物対策のための活動内容及び主たる所掌対策部は、次のとおりとする。

区 分	活 動 内 容	主に活動する対策部
災害廃棄物対策	・災害廃棄物の情報収集・連絡 ・道路障害物除去に伴う災害廃棄物の処理 ・被災建築物の除去に伴う災害廃棄物の処理 ・生活系ごみ・粗大ごみ等の収集運搬 ・生活系ごみ・粗大ごみ等の処理 ・災害廃棄物の資源化、減量化及び環境汚染防止策の広報 ・環境汚染への配慮	市民環境対策部

第7 災害廃棄物処理計画

地震発生時においては、建物等被害からのがれき類やアスベスト廃材等有害廃棄物、避難所からのごみ・し尿問題など、一時的に大量の廃棄物が発生し、十分に対応できない事態も想定される。このことから、大規模な災害時の災害廃棄物処理に際し、迅速かつ適正な処理及びリサイクルの推進を図ることにより市民の生活環境を確保し、速やかな復興を推進していくことを目的として「災害廃棄物処理計画」を策定する。

参考資料(別冊) ○千歳市災害廃棄物処理計画

第19節 要配慮者の対応

第1 要配慮者の対応

地震発生時において要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）は、機敏に行動できないことから、安全確認や避難のための援護が必要となる。

このため、平常時からこれらの要配慮者のうち、災害時に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」）の実態を把握し、別に定める「千歳市避難行動要支援者避難支援プラン」により、その支援体制の整備を促進するとともに、近隣住民や自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者の安全確保に必要な措置を的確に行う。

なお、要配慮者への対応及び主たる所掌対策部は、次のとおりとする。

対 策 項 目	活 動 内 容	主に活動する対策部
要 配 慮 者 へ の 対 応	要配慮者の安全確認	保健福祉対策部
	避難所における要配慮者の援護	保健福祉対策部
	巡回検診、相談窓口の設置	保健福祉対策部 市民環境対策部

第2 避難行動要支援者名簿

保健福祉対策部は、避難行動要支援者に対する避難誘導や安否の確認、その他の身体に関する状況を把握し、避難所等での生活支援を適切に行うことを目的に、あらかじめ定めた基準により、避難行動要支援者名簿を作成し実態把握に努める。

また、本人の同意を得たのち町内会や民生委員、千歳警察署などの避難支援等関係者に名簿提供を行うほか、名簿作成に必要な個人情報を利用する。

なお、災害発生時においては、避難行動要支援者の避難支援のため、本人の同意を得ることなく名簿の利用や関係機関への名簿提供を行う。

1 避難支援等関係者

避難支援等関係者については、次の団体・関係機関等とする。

- ・ 千歳市消防本部
- ・ 千歳警察署
- ・ 市内各地区民生委員児童委員協議会
- ・ 千歳市社会福祉協議会
- ・ 自主防災組織
- ・ 町内会
- ・ 陸上自衛隊第7師団第11普通科連隊

2 避難行動要支援者名簿の範囲

対象者	対象範囲
高齢者	① 75歳以上の高齢者のみで暮らしている者 ② 75歳以上の高齢者と15歳未満の者のみで暮らしている者
重度障がい者	① 身体障がい者 ・ 肢体不自由者（手帳1～2級） ・ 内部障がい者（手帳1～3級） ・ 視覚障がい者（手帳1～2級） ・ 聴覚障がい者（手帳1～2級） ② 知的障がい者（手帳A判定） ③ 精神障がい者（手帳1～2級）
要介護認定者	要介護1以上の者
その他	上記の条件に当てはまらなくても、災害時に自力で避難することが困難な者

3 名簿に掲載される個人情報の収集方法

名簿に掲載される氏名、生年月日、住所、性別、避難支援を必要とする事由等の個人情報については、市の福祉担当部署で管理している情報から収集して、名簿に掲載する。

4 名簿の更新

避難行動要支援者の転出や死亡などによって名簿の内容に変更が生じる場合があるため、年2回の名簿の更新を行い、最新の情報を把握する。

5 名簿情報の管理

避難行動要支援者名簿には、個人名や住所、電話番号等の個人情報が含まれており、情報漏洩を防止するために以下の点に留意する。

- (1) 名簿を必要以上に複製しない。
- (2) 名簿を誰もがわかる場所に保管しない。（極力施錠可能な場所へ保管する。）
- (3) 名簿で知った情報を必要以上に口外しない。

第3 情報の伝達方法

要配慮者への情報伝達は、視覚障がい者・聴覚障がい者に対応する情報伝達手段などを考慮する必要がある。

そのため、避難支援等関係者等のネットワークの活用や連携を図り、要配慮者や避難支援等関係者に対し迅速・確実に情報を伝達する手段を整備するものとする。

視覚障がい者・聴覚障がい者に対応する情報伝達方法（例）

障がいのある人	受信者の状況	情報伝達手段
聴覚障がいのある人	在宅	FAX、千歳市メール配信サービス、戸別受信機（文字表示器）SNS、防災アプリ等
	屋外	千歳市メール配信サービス、SNS、防災アプリ等
視覚障がいのある人	在宅及び屋外	防災行政無線（戸別受信機を含む）、千歳市メール配信サービス、ラジオ等

第4 要配慮者の安全確認

保健福祉対策部は、要配慮者の安全を次の要領で確認する。この際、在宅要配慮者及び避難行動要支援者、さらには避難支援等関係者の安全確保についても留意する。

- 1 避難行動要支援者名簿を提供している町内会や民生委員、千歳警察署等の避難支援等関係者や、避難所運営本部内に設置される避難管理班、情報班と連携を図り、安否の確認を行う。
- 2 要配慮者及び避難行動要支援者を避難所や医療救護所へ誘導する。

第5 要配慮者への支援

- 1 避難所等においては、介護用品の供給やボランティア等による各種支援を行う。
また、要配慮者の状態により、福祉避難所への収容又は医療機関等への搬送を行う。
- 2 生活相談窓口を開設し、ヘルパーやボランティアによる生活介助を実施する。
なお、仮設住宅への入居に際しては、専用住宅を設置し、優先的に供給する。

第6 個別避難計画

保健福祉対策部は、町内会等の協力を得ながら、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

計画の作成に当たっては、居住場所から避難場所までの距離や避難経路の状況など避難に関わる地域の特性に留意する。

個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化等、必要に応じて更新するとともに、災害発生時には速やかに活用が図れるよう適切な管理に努める。

個別避難計画は、要支援者本人、町内会等及び市の必要最小限の関係部署のほか、避難支援者等の要支援者本人が同意した者のみに提供するものとし、個人情報の保護に十分に留意する。

また、避難行動要支援者に対する情報伝達・避難支援・安否確認等の体制の整備や避難訓練の実施等に努めるものとする。

第20節 防災ボランティア活動対策

第1 防災ボランティア活動対策

地震災害時において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、防災関係機関の活動だけでは十分に対応できないことが予想されることから、ボランティア団体等の協力を得て災害応急対策を迅速・適確に実施し、災害の防止及び被害の軽減に努めることが重要である。

このため、平常時から、千歳市社会福祉協議会と緊密な連携を図り、ボランティアの受入及び情報等の連絡・報告を迅速かつ的確に行う。

なお、防災ボランティア活動対応及び主たる所掌対策部は、次のとおりとする。

対 策 項 目	活 動 内 容	主に活動する対策部
ボランティア活動対応	災害ボランティアセンター 災害ボランティア活動支援	社会福祉協議会 保健福祉対策部

第2 防災ボランティア活動との連携

防災ボランティアとの連携を計画に反映するため、調整すべき事項等は次のとおりである。

調 整 事 項 等	具 体 的 な 内 容
1 ボランティア団体等との協力（活動）のための環境整備	(1)災害時に備えた平常時のボランティアの登録及び研修協力 (2)災害時におけるボランティア活動の調整機能の確保 (3)災害時におけるボランティア活動拠点の確保 (4)災害時におけるボランティア保険制度の導入
2 ボランティアの受入体制の確立	(1)被災地の必要とするボランティア活動ニーズの把握 (2)ボランティアの受付、技能の把握及び活動区分等の調整 (3)活動拠点の提供
3 ボランティア団体等に期待（依頼）する活動内容の明確化	(1)災害情報、安否情報、生活情報等の収集・伝達 (2)要配慮者（乳幼児、妊婦、病弱者、外国人、観光客等）の介護及び看護補助 (3)清掃、炊き出し等被災者援助活動 (4)救援物資の輸送、仕分け、配分 (5)消火・救助・救護活動 (6)保健医療等技術を必要とする活動 (7)通訳等外国人支援活動

第3 防災ボランティアの受入れ及び支援

ボランティアの受入れや調整及び運営は、社会福祉協議会と連携して実施するものとし、市は、情報提供及び活動支援を主とする次の活動を行う。

- 1 社会福祉協議会の災害ボランティアに必要な応じて要員を派遣し、ボランティア関係団体との連絡調整を図る。

- 2 ライフラインの復旧、交通規制や交通機関の復旧など災害の状況や防災対策の状況、ボランティアの活動状況等、行政による被災地全体の情報をボランティア関係団体に適切に提供し、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と共有するものとする。
- 3 ボランティアの活動拠点となる施設の確保や活動が円滑に実施できるよう電話、ファクシミリ、及びインターネットに接続可能な事務機器等を提供する。

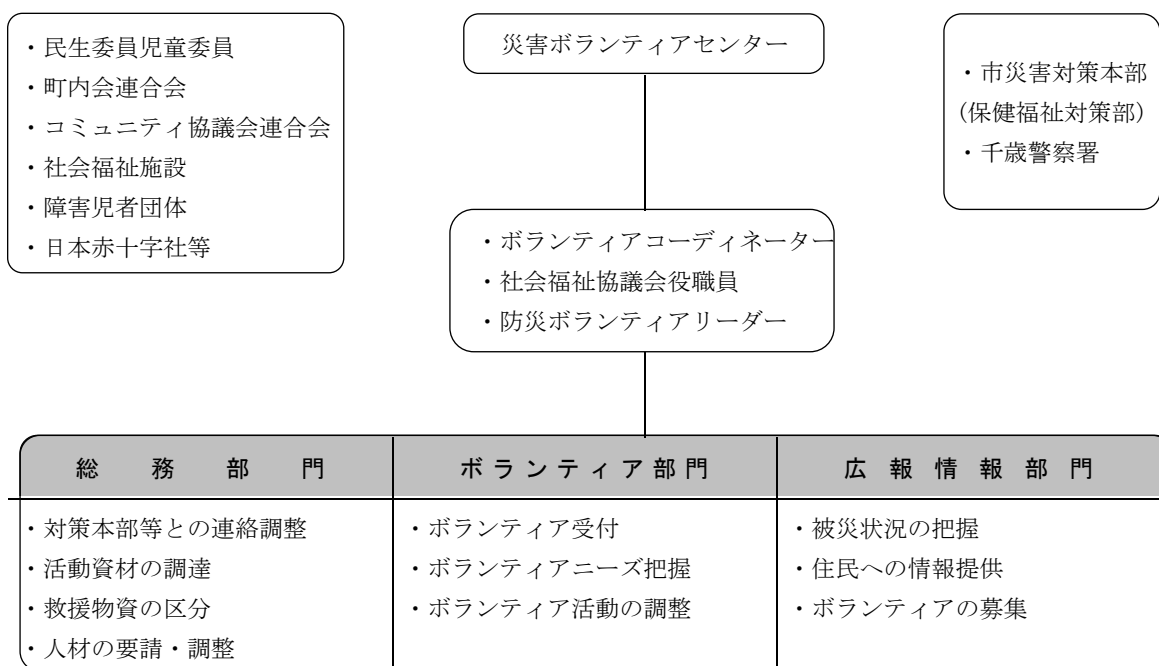
第4 防災ボランティアの活動体制

1 災害ボランティアセンターの設置

社会福祉協議会は、災害のため必要があると認める場合、災害時における各種の情報を収集・管理しボランティア活動を円滑に実施するため、災害ボランティアセンターを社会福祉協議会内に速やかに開設する。

この際、ボランティア受付や活動内容の割り振りなどの業務は、主にボランティアコーディネーター等に委ねる。

災害ボランティアセンターの推進体制図



災害ボランティアセンターの主な活動内容は、次のとおりである。

主 な 活 動 内 容

- ① 市及び北海道社会福祉協議会「北海道災害ボランティアセンター」等との連絡調整
- ② 被災状況等の情報収集・提供及び被災者のニーズや状況の把握
- ③ ボランティア活動の企画・実施等のコーディネート
- ④ ボランティアの受入れ及び保険の加入
- ⑤ ボランティア活動の支援、活動に必要な資機材の調達
- ⑥ ボランティア登録者への活動要請
- ⑦ 各関係機関、報道機関等に対する情報提供及び広報
- ⑧ ボランティア活動の記録管理

2 防災ボランティアの活動内容

防災ボランティアの活動は、被災者の安否情報、避難者の生活支援、医療・看護活動、高齢者等の介護など広い範囲に及ぶほか、専門的な知識や技術、経験などが必要となる分野もあることから、その受入れにあたってはボランティアの技能等が効果的に生かされるように配慮する。

防災ボランティアに依頼する活動の主なものは、次のとおりである。

区 分	主 な 活 動 内 容
一般的ボランティア	・ 災害・安否・生活情報の収集・伝達 ・ 炊き出し、食糧・水等の配布、その他の災害救助活動 ・ 被災者の生活支援 ・ 指定避難所の運営支援 ・ 清掃、防疫支援 ・ その他危険のない軽作業等
専門的ボランティア	・ 救急・救護活動（消防職団員OB等） ・ 医療・看護活動（医療従事者等） ・ 応急危険度判定活動（応急危険度判定士、斜面判定士等） ・ 外国語通訳活動（外国語通訳等） ・ 非常通信活動（アマチュア無線技士） ・ 資機材、救援物資等の輸送活動（特殊車両等の運転資格者等） ・ 高齢者、障がい者等の介護活動（ホームヘルパー、社会福祉士、手話通訳者等） ・ ボランティアコーディネート（ボランティアコーディネーター） ・ その他災害復旧活動のために必要な特殊技能活動（特殊技能有技者）

第21節 応急教育対策

第1 学校における応急対策

地震災害時において、学校（幼稚園を含む。以下同じ。）における園児、児童、生徒（以下、本節において「生徒等」という。）の安全を確保することは重要である。

このため、平常時から、教職員等の防災能力及び生徒等の災害対応能力を高めるとともに、学校施設の耐震化などを迅速かつ的確に行う。また、教育対策部、学校及び保護者等の緊密な連携のもとに応急教育の確保に努める。この際、要配慮者、特に避難行動要支援者をもつ学校については、個々の生徒等に配慮した対応を行う。

なお、学校における応急教育対策・避難所支援対策及び主たる所掌対策部は、次のとおりとする。

対 策 項 目	活 動 内 容	主に活動する対策部
応 急 教 育 対 策	学校における災害直後の防災・減災措置 生徒等、教職員の安否確認、避難、避難生徒等の安全確保及び心のケア、保護者への安否情報の提供または引き渡し 学校施設の被災状況等の把握及び報告 応急教育の実施、学用品等の支給	教育対策部
避 難 所 支 援 対 策	指定避難所開設時の支援	

第2 災害直後の学校における措置

学校長は、次の措置を行い直ちに教育対策部長に報告するものとし、教育対策部長は本部長に報告する。

災害発生時期	措 置 内 容
勤 務 時 間 内	・状況に応じ緊急避難の指示を出す。 ・生徒等、教職員、校舎などの被害状況を把握する。 ・被害の程度により生徒等は学校において保護者に引き渡す。状況によっては教員の引率により、集団下校させる。
勤 務 時 間 外	・参集した教職員を確認する。 ・生徒等、教職員、校舎などの被害状況を把握する。
共 通	・指定避難所に指定されている学校には被災者が集まり始め、体育館等の開放と誘導等が必要となる。 ・避難所対応職員が派遣されるまでは、避難誘導や情報連絡等の避難所運営の支援協力を行う。 ・施設の利用等については、避難所派遣職員と協議し、運営に協力する。

第3 応急教育の実施

教育対策部及び学校長は、緊密な連携のもとに応急教育の確保を図る。

1 休校措置

- (1) 大災害が発生し、又は発生が予想される場合は、各学校長は、教育対策部(教育委員会)と協議し、必要に応じて休校の措置をとる。
- (2) 休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を緊急連絡網その他の方法により生徒等に周知させる。
- (3) 休校措置が登校後に決定し、生徒等を帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させ、必要に応じて集団下校、学校職員による誘導等適切な措置を行う。

2 学校施設の確保

(1) 応急復旧

市立学校の建物が被害を受け教育を実施できないときは、公立学校施設災害復旧費国庫負担法その他の方法による手続きをとるとともに、一部修理等による建物の応急復旧を行う。

被 害 の 程 度	措 置 内 容
校舎の一部が使用不能となった場合	特別教室、屋内運動場、講堂等を使用する。
校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合	最寄りの学校の校舎等を使用する。
学校の建物を利用できない場合	公民館等の公共施設を使用する。

(2) 応急仮校舎の建設

前掲施設を利用できない場合は、応急仮設校舎を検討する。

3 教育職員の確保

教育対策部は、災害時における教育職員の被災状況を把握し、不足する場合には、次によりその確保を図る。

区 分	確 保 方 法
学 校 内 操 作	欠員が少数の場合は、学校内操作による。
市 内 操 作	学校内操作が困難なときは、市立学校間において操作する。
市 外 操 作	市内操作が困難なときは、北海道教育委員会へ他市町村からの操作を要請する。
臨 時 職 員	教育職員の確保には、前掲の方法によるほか、教員免許状所有者で現職にないものを臨時に確保することを検討する。

4 応急教育実施上の留意事項

災害の状況に応じ、二部授業等の方法によりできるだけ応急授業を行うように努め、授業の実施に際しては、次の事項に留意する。

- (1) 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が生徒等の過度の負担にならないよう留意する。
- (2) 教育活動の場所が公民館等学校外の施設となるときは、授業の効率化、生徒等の安全確保等に留意する。

- (3) 通学道路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する（集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、保護者の協力を得るようにする。）。
- (4) 学校に避難所が開設された場合には、特に生徒等の指導・管理に注意するとともに、避難収容が授業の支障とならないよう留意する。
- (5) 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって生徒等に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。
- (6) 授業が不可能な事態が予想されるとき、生徒等に対し、自習、勉学の方法等を周知徹底させる。

第4 学用品の調達・支給

支給の対象	災害により住家に被害を受け、学用品を失い（き損を含む。）、就学に支障があるとき、被害の実情に応じて教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給する。
支給の期間	災害救助法が適用された場合の支給期間は、災害発生の日から教科書は1か月以内、文房具及び通学用品については、15日以内に支給する。
調達の方法	指定業者から調達する。
費用の限度	被害の実情に応じて、災害救助法の定める範囲内で現物給付をもって行う。

第5 学校給食

原則として一時中止とし、給食施設及び給食物資搬入業者の被害状況を把握し、学校給食の再開計画を策定する。

第6 文化財の保全

文化財保護法、千歳市文化財保護条例等による文化財は、次のとおりである。

区 分		名 称	所 在 地	所有者（又は管理者）
国 指 定	史 跡	ウサクマイ遺跡群	蘭 越	千 歳 市
	重 要 文 化 財	動物形土製品	東 雲 町	千 歳 市
	史 跡	キウス周堤墓群 （世界文化遺産に登録）	中 央	千 歳 市
市 指 定	有 形	釜加神社弁財天御厨子	真 町	千 歳 神 社
	有 形	男 性 土 偶	長 都	千 歳 市
	有 形	磨 製 石 棒	長 都	千 歳 市
	有 形	駅 通 看 板	長 都	千 歳 市
	史 跡	美 々 貝 塚	美 々	千 歳 市
	有 形	蕨 手 刀	長 都	千 歳 市
	有 形	山 線 鉄 橋	支 笏 湖 温 泉	千 歳 市

文化財の所有者又は文化財を管理する者は、常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、その被災状況を千歳市教育委員会に連絡するとともに、その復旧に努める。

第22節 農林漁業対策

第1 農林漁業対策

地震災害時には、農地の地割れ、隆起・陥没等のほか、排水機場、養魚施設の損壊等が予測されることから、二次被害防止のための応急対策が必要である。

このため、平常時から、農地や養魚施設等の現況把握に努めるとともに、災害時における現地確認及び応急対策を迅速かつ的確に行う。

なお、農林漁業対策及び主たる所掌対策部は、次のとおりとする。

対 策 項 目	活 動 内 容	主に活動する対策部
農 林 漁 業 対 策	被災施設・農産物への応急対応	産業振興対策部 観光対策部
	農林漁業の被害調査	
	飼料の確保	
	農林漁業施設の防疫	

第2 農地農業施設対策

地震災害により、被害を受けた農地等に対し、次により実施する。

1 排水機場応急措置

（1）排水機場

地震災害により、排水機場が損傷し、浸水のおそれがあるときは、次により措置する。

- ア 積土俵、月の輪、締切工等の水防工法により浸水を防止する。
- イ 河川の上流において、速やかに他の河川に流入されるよう措置する。
- ウ 被害により、排水機能を失った場合は、移動用ポンプを設置して排水に努める。

（2）水門

築堤された河川堤防に設置されている、排水門の門扉などの故障のため、外水が浸入するおそれがあるときは、次により措置する。

- ア 堤外に月の輪、締切工の水防工法を施工し漏水を防止する。
- イ 浸水又は排水不能のため生ずる流域に対しては、移動用ポンプを設置して排水に努める。

（3）排水路応急措置

水門等の操作により、通水に障害のないよう措置する。被災した場合は、通常の通水に支障のない程度の応急措置を行う。

- ア 護岸工の損傷に対しては、木杭柵あるいは木矢板工による土留めを施す。
- イ 水路底の隆起については、浚渫排土して円滑な排水の流下を図る。
- ウ 漏水を防止するため、ビニールシートの敷設を行う。
- エ U字管、木の枠等により応急的な通水路の新設を行う。

2 農地及びその他の農業施設に係る応急措置

農業者及び農業団体等が管理する農地、用水路及び農業用道路等の農業施設について被害状況を把握し、当該管理者から救援要請を受けた場合には、適切な応急対策を実施するよう努める。

資料編 ○水門等設置状況一覧

第3 農産物応急対策

地震災害により被害を受けた水稻、青果物に対し、次により実施する。

1 稲作に対する応急措置

水田は、地震により地割れ、陥没、又は隆起するので、次により措置を講ずる。

(1) 実態調査の実施

地元農家及び関係機関と連携して実態調査を行う。

(2) 水田の整備、指導

水田の地割れ、陥没又は隆起して波状に地盤変動を来した圃場の均一整地並びに整備の指導を関係機関と連携して実施する。

(3) 植替苗の配布

播種育苗及び田植時期に地震災害が発生の際は、苗を確保し、植替作業を実施するよう努める。

2 青果物対策

青果物が輸送難のために、供給が円滑に行われず青果物の立くされ等の発生、価額の暴騰を防止するため、次により措置を講ずる。

(1) 生産、出荷対策

生産、出荷については、作物の再作付、早期収穫及び貯蔵保存物を出荷するよう農協と協議して農家に呼びかける。

(2) 受入対策

市場と十分協議のうえ対策を講じ、円滑に野菜供給が行われるよう措置を講ずる。

第4 農林漁業の被害調査

産業振興対策部は、北海道の被害状況判定基準に基づき、農林漁業用施設の被害調査を行う。

第5 飼料の確保

家畜飼料の不足が予想される場合、各農家の飼料確保に協力する。

第6 農林漁業施設の防疫

1 農林漁業施設の防疫活動

次のような農林漁業施設の防疫活動を促進する。

(1) 農作物及び家畜の伝染病予防

(2) 被災施設の防疫

(3) 災害地の林野の病虫害防疫

2 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、所有者が行うものとするが、所有者が不明又は被災者であって、なおかつ自力で処理できない場合は、産業振興対策部が関係機関と協力して牛、馬等の家畜死体を処理する。死亡獣畜の処理にあたっては、「化製場等に関する法律」など関係法令に従い適切に行う。

第23節 災害時の警備

第1 災害時の警備活動

地震災害時には、非常事態に対処するため、警察や関係機関と緊密な連絡し、早期に警備体制を確立し被害状況の収集等を行い、市民の生命及び身体及び財産等の保護に努める必要がある。

このため、警察や関係機関と緊密に連携し、迅速かつ的確な災害警備活動を行う。

なお、災害時の警備活動及び主たる所掌対策部は、次のとおりとする。

対 策 項 目	活 動 内 容	主に活動する対策部等
災 害 時 の 警 備 活 動	災害時警備体制の確保	警察署
	被災地、避難所の警備	警察署、企画対策部

第2 災害警備体制

災害が発生した場合、警察署は関係機関と連携し、警備体制を確立して災害情報の収集及び市民の生命・身体・財産を保護し、被災地域の社会秩序を維持する。

1 災害情報の収集及び伝達

災害警備活動に必要な情報収集を行うとともに、その情報を必要により関係機関へ伝達する。

2 避難情報の発令等

警戒区域の設定及び避難情報の発令については市が行う。なお、詳細については、本章第10節第

- 1「1 警戒区域の設定」、風水害対策編 風水害対策計画 第3章災害応急対策計画 第8節避難 第2避難情報「1 避難情報」を参照のこと。

第24節 災害救助法の適用

第1 災害救助法の適用基準

地震発生時において、災害救助法（以下、本節において「法」という。）に基づき行う応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全のため有効な緊急の措置であることから、法適用の必要が認められた場合は速やかに所定の手続を行うとともに、迅速かつ的確な災害救助業務を行う。

なお、災害救助法の適用は、原則として同一の原因による災害で、市町村又は都道府県の被害が一定の基準に達した場合に適用となる。千歳市における適用基準は、次のいずれか一つに該当する場合である。

指標となる被害項目	減失世帯数	該当条項
1 市内の住家が滅失した世帯の数	市 80世帯以上	第1項の1
2 北海道内の住家が滅失した世帯の数、そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	北海道 2,500世帯以上 かつ市 40世帯以上	第1項の2
3 北海道内の住家が滅失した世帯の数、そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	北海道 12,000世帯以上かつ市多数	第1項の3
4 災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護が著しく困難である場合	※ 多数	第1項の3
5 多数のものが生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合	※	第1項の4

（注）※印の場合は、北海道知事が厚生労働大臣と事前協議を行う必要がある。

第2 減失世帯の算定基準

1 減失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流出）」した世帯を基準とする。半壊等については、みなし換算を行う。

減失住家1世帯	住家被害状況	算定根拠
	全壊（全焼・流出）	1世帯
	半壊（半焼）	2世帯
	床上浸水	3世帯

2 災害の被害認定基準

住家被害程度の認定における、おおよその基準は、次のとおりとする。

被害の区分	認定基準
住家全壊 （全焼・全流失）	住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

住 家 半 壊 (半 焼)	損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
大 規 模 半 壊	損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中 規 模 半 壊	損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半 壊	損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
準 半 壊	損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

3 災害救助法の適用手続き

市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちに石狩振興局を経由してその旨を北海道知事に報告する。

その場合、次に掲げる事項を口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて要請する。

- (1) 被害状況
- (2) 応援を要請する救助の種類
- (3) 応援を要請する職種別人員
- (4) 応援を要請する期間
- (5) 応援の場所
- (6) 応援を要する機械器具及び資材の品名並びに数量等
- (7) その他応援に関する必要な事項

4 救助事業の実施者

災害救助法の適用後の救助事業は、北海道知事が実施者となり、市長は北海道知事の補助又は委任による執行として救助を行う。

北海道知事により市長に事前委任されている救助の種類は、次のとおりである。

事前委任されている救助の種類

- | | |
|-------------------------|--|
| ① 避難所及び応急仮設住宅の供与 | ⑦ 被災した住宅の応急修理 |
| ② 炊き出し、その他による食品の給与 | ⑧ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 |
| ③ 飲料水の供給 | ⑨ 学用品の給与 |
| ④ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与 | ⑩ 埋葬 |
| ⑤ 医療及び助産 | ⑪ 死体の搜索及び処理 |
| ⑥ 被災者の救出 | ⑫ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 |

第25節 通信連絡対策

第1 通信連絡の方法

災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話(株)等の公衆通信設備、北海道開発局や警察署等の防災関係機関が設置した無線等通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとする。

また、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

なお、千歳市が保有している災害時に利用できる通信設備は次のとおりである。

1 北海道総合行政情報ネットワークシステム端末による通信手段

北海道庁、各振興局、各市町村及び北海道出先機関を地上系と衛星系の2つの通信ルートで相互に接続する通信基盤であり、電話やFAX等の通信手段がある。

2 衛星携帯電話による通信手段

千歳市総務部危機管理課、千歳市消防本部及び市立千歳市民病院で保有する衛星携帯電話による通信手段である。

3 移動系防災行政無線による通信手段

当市が移動系防災行政無線として整備しているもので、一般財団法人移動無線センターがサービスするMCA無線と呼ばれる通信手段である。本庁舎、各支所、水道局、千歳市消防本部、市立千歳市民病院、各避難所等に配備している半固定型・携帯型無線機や市で保有している緊急車両等に搭載している車載型無線機がある。

4 通信途絶時の措置

1から3までに掲げる各通信手段をもって通信を行うことができない又は著しく困難な場合は、北海道総合通信局からの災害対策用移動通信機器の借受により通信を確保する。

（連絡先 総務省北海道総合通信局 防災対策推進室（直通電話） 011-747-6451）

第26節 観光客等の対応

第1 観光客等の対応

道の駅サーモンパーク千歳、支笏湖地区等の市内各所には、外国並びに北海道内外から多くの観光客等が訪れている。

このため、大規模災害時には、道路や鉄道等の被害、交通規制等により、公共交通機関の停止や通行止めなどの影響で、一時的に移動や帰宅が困難となる観光客等（以下「観光客等帰宅困難者」という。）が発生することが想定される。

観光客等帰宅困難者への対応は、市民の生命、身体及び財産を守るための一連の災害応急活動の中で行うこととなるが、平常時から、観光施設・ホテルなどの事業者との連携体制を構築するとともに、一時滞在施設等の確保、情報伝達手段の多重化及び多言語化に努める。

また、本市には年間2,400万人を超える乗降客数を有する新千歳空港が所在しており、施設の損壊等により、空港ビル内に滞在できなくなる利用者が発生する事態となった場合は、国や北海道、空港運営事業者等と連携を図りながら、可能な協力を行う。

なお、観光客等帰宅困難者への対応及び主たる所掌対策部は、次のとおりとする。

対策項目	活動内容	主に活動する対策部
観光客等帰宅困難者への対応	一時滞在施設等の確保	総務対策部
	災害情報等の発信	総務対策部 観光対策部
	観光施設・ホテル等の観光事業者からの情報収集・提供（宿泊状況等）	観光対策部
	相談窓口の設置	観光対策部
	通訳スタッフの確保	観光対策部
	一時滞在施設等における援護（滞在・帰宅支援）	保健福祉対策部 観光対策部
	新千歳空港利用者に係る国・北海道・空港運営事業者等との調整	企画対策部

第2 一時滞在施設

震度6弱以上の地震が発生した場合などに開設する指定避難所は、長期避難が必要となる市民とともに、観光客等帰宅困難者が一時的に滞在できる施設とする。

なお、状況に応じ、観光客等帰宅困難者の集約を図るほか、指定避難所だけでは量的に不足する状況となった場合、その他の施設を一時滞在施設として開設するよう努める。

第3 外国人への対策

災害時には、高齢者、障がい者、乳幼児に加え、日本語を理解できない外国人なども、何らかの支援が必要となる要配慮者となる。

このため、平常時から、情報提供手段の多言語化及び外国語表記や分かりやすいピクトグラム等を活用した避難所看板等の整備、多言語表示シートの配備などの環境整備に努める。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧・復興本部の設置

第1 復旧・復興本部の設置

市長は、甚大な災害が発生し、被災状況により復旧が長期に亘る場合、あるいは被災者の生活の復旧及び災害復旧事業の推進又は著しい被害を受けた地区の復興を総合的に推進する必要があると認める場合は、千歳市災害復旧・復興本部（以下「復旧・復興本部」という。）を設置する。

第2 復旧・復興本部の組織・運営及び所掌事務

復旧・復興本部の組織・運営及び分掌事務については、復旧・復興本部設置の際に災害の規模、被害状況等を勘案し決定するものとし、基本的には次のとおりとする。

災害復旧・復興本部の組織（基準）

構 成 員		主たる任務
本部長	市長	本部の事務を総理し、本部を代表する。
副本部長	副市長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
本部員	各対策部長及び本部長が指名する者	本部長の定めるところにより本部の事務に従事する。

各対策部の所掌事務（基準）

対 策 部	主たる所掌事務
企画対策部	復旧に関する総合企画及び調整に関すること
総務対策部	防災・減災に係る建議及び復旧・復興本部会議の事務局に関すること
市民環境対策部 保健福祉対策部 教育対策部	住民の生活、文化の復旧・復興に関すること
産業振興対策部	地域産業の復旧に関すること
建設対策部 公営企業対策部	都市機能及びライフライン等の復旧に関すること
その他の対策部	本部長が諮問する事業等の復旧に関すること

災害復旧・復興本部会議の事務（基準）

構 成 員	主 たる 所 掌 事 務
本 部 長 副 本 部 長 本 部 員 本部長の指名する者	復旧の基本方針、復旧に係る重要施策の審議、調整に関すること 各対策部の重要事項の報告に関すること

第2節 市民生活安定への支援

第1 復旧・復興支援体制の構築

地震発生時において、被災した市民の生活手段を早期に回復させるとともに、中小企業者や農業者等の経営基盤を再建させることは、災害からの復興のため極めて重要である。

このため、災害の状況に即した災害復興計画を策定するとともに千歳市及び関係機関等の連携による復興支援体制を早期に整備し、市民生活安定のための各種支援等を実施する。

この際、国の各種支援に合致した復興事業を推進するほか、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。

第2 被災者の生活支援

支援の種類	担 当	支 援 の 概 要	根 拠 法 令
生活相談	市民環境対策部 市民生活班	市役所に臨時の相談窓口を開設し、各種相談業務を行う。	
災害弔慰金・災害障害見舞金の支給	保健福祉対策部 救援班	災害により死亡した者の遺族に災害弔慰金、身体に障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。	災害弔慰金の支給等に関する法律
災害援護資金の貸付	保健福祉対策部 救援班	災害救助法が適用になった場合に、住宅や家財等に被害があった者に対して災害援護資金を貸し付ける。	災害弔慰金の支給等に関する法律
生活福祉資金の貸付	社会福祉協議会	災害救助法の適用にならない震災の場合は、低所得者を対象として生活福祉資金を貸し付ける。	生活福祉資金貸付制度要綱
災害見舞金等の交付	保健福祉対策部 救援班	災害によって被害を受けた市民の応急援護のため、被災者又は遺族に災害見舞金を支給する。	千歳市災害見舞金支給要綱
災害義援金の給付	保健福祉対策部 救援班	全国から寄せられた災害義援金は、災害後に配分方法など方針を決定して給付する。	
国民健康保険料の減免	市民環境対策部 市民生活班	被災した市民の国民健康保険料を減免する。	
国民年金保険料の免除	市民環境対策部 市民生活班	被災した市民の国民年金保険料を免除する。	
税の減免	総務対策部調査班	被災した市民の市民税、固定資産税、都市計画税を減免する。	千歳市税条例
罹災・罹災届出証明の交付	総務対策部調査班	被害にあった家屋等の調査を実施し、罹災・罹災届出証明を交付する。	

災害復興住宅資金	金融機関等	住宅金融支援機構は、災害により住宅を失い、又は破損した者に対し資金を融資する。	独立行政法人住宅金融支援機構法 独立行政法人住宅金融支援機構法施行令
職業の紹介	公共職業安定所	災害によって職を失った者に対して、職業の紹介を行う。	

第3 産業の復興支援

支援の種類	担 当	支 援 の 概 要	根 拠 法 令
中小企業への融資	産業振興対策部 商工班	国、政府系金融機関、道、信用保証協会及び地元金融機関に対し、災害融資枠の確保を要請するとともに、商工会議所と連携し支援制度の周知や、必要に応じて融資相談窓口を開設する。	株式会社日本政策金融公庫法 株式会社商工組合中央金庫法等
農業等への融資	産業振興対策部 農林班	被災した農林業者に対し、日本政策金融公庫資金などから融資を行う。	株式会社日本政策金融公庫法

第4 被災者生活再建支援法に基づく支援

被災者生活再建支援法は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けたものが、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な場合、都道府県が拠出した基金を活用し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的としている。

法の適用要件、支給対象等の細部は、資料編「被災者生活再建支援法の概要」による。

資 料 編 ○被災者生活再建支援法の概要

第3節 災害義援金の募集・配分等

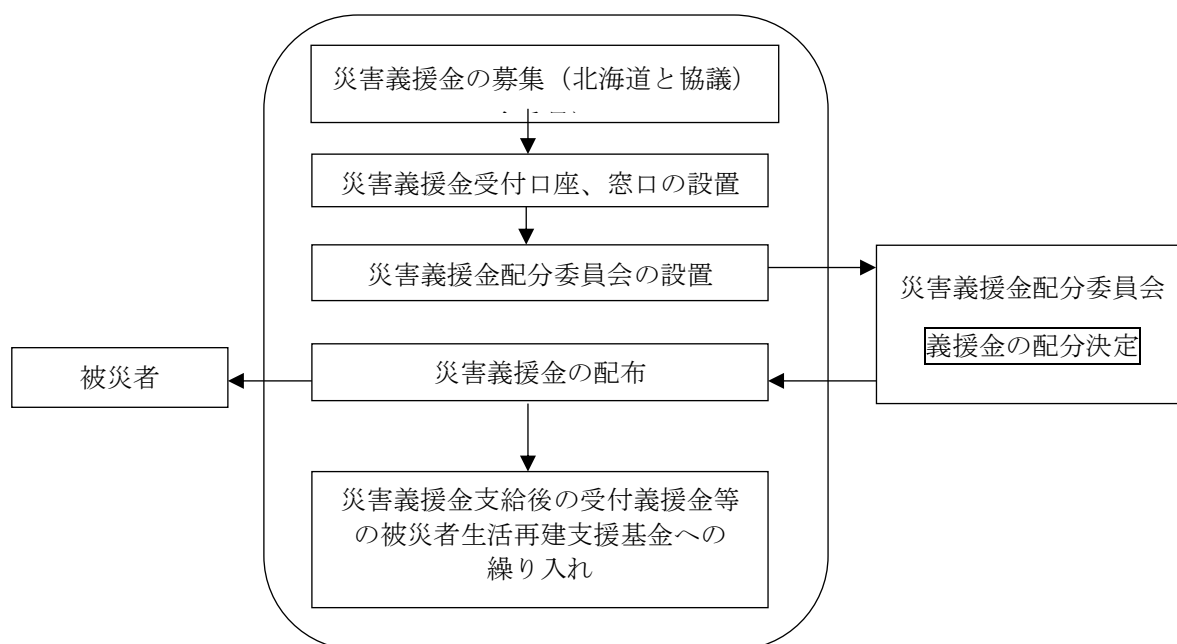
第1 災害義援金の募集・配分

市は、災害による被災者を救護するため災害義援金の募集を必要とする場合は、北海道と協議し、関係機関の協力を得て災害義援金の募集・受付及び配分を行う。

なお、災害義援金の募集等の主たる所掌部は、次のとおりとする。

区 分	担 当	災 害 義 援 金 業 務 の 概 要
災害義援金の募集 受付及び保管	総 務 対 策 部	- 募 集 募集方法、募集期間を定めて広報する。 - 受付、保管 金融機関に受付口座を設けるとともに、義援金受付窓口を設置し、受付記録の作成後、寄託者に受領書を発行する。 また、受付窓口で受け付けた義援金は、被災者に支給するまでの間、指定金融機関に専用口座を設けて保管する。
災害義援金の配分	保健福祉対策部	義援金配分委員会を設置し、被災者数、被災者世帯数、被災状況等を考慮して義援金の配分を決定する。 なお、被災者へ支給する義援金は市災害見舞金支給要綱に基づく災害見舞金と同時支給するとともに、北海道が受付けた義援金と同時に支給できるよう十分調整を行う。
備 考	義援金配分委員会及び災害義援金募集、配分要領等については、別に定める。	

第2 災害義援金の募集・配分の流れ



第4節 災害復旧事業の推進

第1 復旧事業の推進

地震発生時において、甚大な災害が発生した場合は、地方公共団体の経費負担の軽減を目的とする「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）が制定されている。

このため、市域に発生した災害が激甚災害に指定された場合は、「激甚災害法」による措置により復旧事業を行う。

第2 激甚災害法による災害復旧事業

項 目	特 別 の 財 政 援 助 対 象 事 業 等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	・ 公共土木施設災害復旧事業 ・ 公共土木施設災害関連事業 ・ 公立学校施設災害復旧事業 ・ 公営住宅災害復旧事業 ・ 生活保護施設災害復旧事業 ・ 児童福祉施設災害復旧事業 ・ 認定こども園災害復旧事業 ・ 養護老人ホーム・特別養護老人ホーム災害復旧事業 ・ 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 ・ 障害者支援施設等災害復旧事業 ・ 婦人保護施設災害復旧事業 ・ 感染症指定医療機関災害復旧事業 ・ 感染症予防事業 ・ 幼稚園災害復旧事業 ・ 堆積土砂排除事業 ・ 湛水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	・ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ・ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ・ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 ・ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ・ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ・ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 ・ 共同利用小型漁船の建造費の補助 ・ 森林災害復旧事業に対する補助
中小企業に関する特別の助成	・ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ・ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

その他の財政援助及び 助成	・ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ・ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ・ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例 ・ 水防資材費の補助の特例 ・ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 ・ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 ・ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
------------------	---

第3 その他の法律による災害復旧事業

地方公共団体の長、指定地方行政機関の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施する。

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川
- (2) 海岸
- (3) 砂防設備
- (4) 林地荒廃防止施設
- (5) 地すべり防止施設
- (6) 急傾斜地崩壊防止施設
- (7) 道路
- (8) 港湾
- (9) 漁港
- (10) 下水道
- (11) 公園

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

3 都市施設災害復旧事業計画

4 上水道災害復旧事業計画

5 住宅災害復旧事業計画

6 空港施設災害復旧事業計画

7 社会福祉施設災害復旧事業計画

8 公共医療施設、病院など災害復旧事業計画

9 学校教育施設災害復旧事業計画

10 社会教育施設災害復旧事業計画

11 その他災害復旧事業計画

第5節 災害復旧・復興計画の策定

第1 復興計画の策定

災害復興計画は、総合計画との整合性を図りつつ、復興のためのまちづくりや、市民生活の再建、経済復興など市民の生活に関するもの全てを対象とするとともに、災害発生以前の状態に回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画等を策定する。

この際、まちづくりに関する復興については、平常時から必要な基盤整備等を推進するとともに地域の実情に応じた対応に配慮するとともに復興計画の策定過程において市民のコンセンサス、特に男女共同参画の観点から女性などの多用な意見を徴するとともに、高齢者や障がい者等に配慮した計画策定に努める。

第2 復興計画の構成等

1 計画の構成

復興計画の策定にあたっては、策定の基本方針となる「復興基本構想」、中長期の総合的な復興の推進を図るための「復興計画」、緊急の対応を要する分野についての「分野別緊急復旧（復興）計画」等の構成により策定する。

2 計画策定にあたっての留意事項

復興計画策定にあたっては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

（1）多様な行動主体の参画と協働

復興にあたっては、「自分たちの生活は、自分たちで守り創造していく」という住民の取組みが重要である。このことから、行政は、新たな仕組みづくりによる復興計画を策定するため、多様な価値観やニーズを持った住民、企業及び団体などの自主的な参画を求め、相互に連携、協働して復興を進めることに努める。

（2）将来のニーズや時代潮流の変化への対応

復興計画の推進は長期にわたることから、社会情勢や住民の多様なニーズの変化に対応できる柔軟な計画となるよう配慮する。

（3）既往災害の経験と教訓の活用

過去に経験した災害の検証結果や復旧の過程等から得た経験や教訓の反映に配慮する。

第3 分野別緊急復旧（復興）計画の策定

被災地域の復興を推進する上で、特に重要で、かつ緊急の対応が必要な復興分野については、復興計画の策定と並行して、被害の規模や社会情勢等の状況に応じ、次に示す分野等の緊急復旧（復興）計画を策定する。

1 生活復旧計画

市は、被災者が一日でも早く安全で安心して快適に暮らせるため、必要に応じて生活復旧計画を策定する。

（1）自立復興に向けてのきめ細かい生活支援等

- （２）保健・医療・福祉サービスの充実
- （３）被災児童・生徒への対策
- （４）自立促進のための雇用・就業の確保と経済的支援
- （５）安全で快適な住まいの提供
- （６）相談・情報提供と支援者活動支援

２ 住宅復興計画

市は、被災した住居を早期に回復し、災害に強い恒久的な住宅の供給を図るため、必要に応じて住宅復興計画を策定する。

- （１）早期の恒久住宅建設
- （２）入居者に配慮した公的賃貸住宅の建設
- （３）面的な被害を受けた区域の住宅供給・住環境の改善

３ 都市復興計画

市は、住民生活や産業活動の早期回復を図るため、主要交通施設、ライフライン、その他の公共土木施設等を緊急に復旧し、災害に強い地域を再生するため、必要に応じ都市基盤の復興計画を策定する。

- （１）主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等
- （２）被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現等
- （３）ライフライン等の早期復旧と耐震性の強化
- （４）防災基盤の整備

４ 産業復興計画

市は、著しい被害を受けた地域産業について、既存産業活動の早期復旧・復興を図るとともに、新たな産業構造を構築し、雇用の確保と安定した住民生活を実現するため、必要に応じ産業復興計画を策定する。

- （１）被災企業の早期事業再開支援及び既存産業の再建・再構築相談指導・支援体制の確立
- （２）新産業の導入・育成、企業の誘致促進
- （３）雇用安定への支援及び産業の復興と高度化に対応した人材育成
- （４）防災力の向上につながる農林業の確立

５ その他

上記の分野別緊急復旧（復興）計画の他、災害の規模や社会情勢等の状況により特に重要でかつ緊急の対応が必要な分野があると認める場合は、当該分野に係る緊急復旧（復興）計画を策定する。

第5章 災害応急対策支援計画

第1節 被災地支援対策

第1 被災地支援の基本方針

大規模かつ広域な災害においては、道路の被災状況等により被災地域への支援に時間を要することから、対応の早さが求められる。このことから、被災地への支援の方法をあらかじめ定め、被災地住民の生活手段確保等のため、被災地支援対策本部を設置し、千歳市及び関係機関が連携して各種支援等を実施する。

この際、多くの自衛隊が所在する市として、大規模災害時に必要不可欠な自衛隊の迅速な被災地派遣等に資するため、「大規模災害時における派遣隊員の留守家族支援に関する協定」を締結するなど、防災関係機関等の効果的な被災地支援に直結する諸施策を推進する。

第2 被災地支援対策本部の設置・廃止

被災地支援対策本部の組織、構成は、地震災害対策編第3章災害応急対策計画第2節災害対策本部に準ずるものとし、廃止及び設置は市長が必要と認めたときとする。

第3 被災地への支援

支援の種類	担 当	支 援 の 概 要
緊急消防援助	消防対策部	消防車両及び隊員を派遣し、被災者の救出、救護活動等を行う
給水支援	公営企業対策部	給水車両及び職員等を派遣し、被災地における給水作業を行う
医師及び看護師等の派遣	医療対策部	被災地における医療活動等を行う
保健師の派遣	保健福祉対策部	被災地における保健相談等の業務を行う
生活物資等支援	総務対策部	被災地において必要な食糧、飲料水及び生活に必要な物品の提供を行う
支援職員の派遣	総務対策部	被災地の救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣を行う
その他必要な支援	総務対策部	その他被災地において必要な支援（内容等調整し担当対策部が実施する）

被災地への支援については、災害時等の相互応援協定等に基づき実施するものの他、北海道からの要請により行うものとし、可能な限り支援を行うものとする。

状況に応じ、近隣地域における災害についても、同様の対応を行うものとする。

資 料 編 ○災害協定締結先一覧

第2節 被災者受入対策

第1 被災者受入の基本方針

大規模かつ広域な災害においては、災害発生直後から被災者が被災地以外への避難を求め、一時的に避難してくることが予測されることから、いかに受入体制を整え、被災地等からの避難者（被災者）に対しストレス無く受入れすることができるかが重要である。

このため、災害の発生状況等により「被災者支援対策本部」を設置し、各対策部及び関係機関が連携して各種支援等を実施する。なお、被災地支援対策本部を設置している場合は、このなかで被災者支援を行うこととする。

第2 被災者支援対策本部の設置・廃止

被災者支援対策本部の組織、構成は地震災害対策編第3章災害応急対策計画第2節災害対策本部に準ずるものとし、廃止及び設置は市長が必要と認めたときとする。

第3 被災者の受入、支援

支援の種類	担 当	支 援 の 概 要	備 考
生活相談	市民環境対策部	被災者及び避難者のため、市役所に臨時の相談窓口を開設し、各種相談業務を行う。	
相談待機所の提供	保健福祉対策部	被災者が住宅等に入居するまでの間、公共施設等を活用し、相談のため一時的に滞在できる施設を提供する。	
住宅の提供、紹介	建設対策部	被災者が生活するための住宅を関係機関等と調整し、提供または紹介を行う。	
被災地患者の受入	医療対策部 消防対策部	被災地において受傷した重症患者や人工透析患者等を関係機関と連携を図り、可能な限り受け入れを行う。	関係機関：北海道、千歳医師会
生活支援金、義援金の支給	保健福祉対策部	被災者への生活支援金の支給（支給及び内容については別途決定する）及び日本赤十字社等からの義援金の支給を行う。	
職業の紹介	産業振興対策部	公共職業安定所と連携を図り、災害によって職を失った被災者に対して、職業の紹介を行う。	
県人会等への仲介	総務対策部	被災地出身の県人会に対し、被災者の避難者等の情報提供等を行い連携を図る。	
各種情報の提供	企画対策部	被災者に対し、各種情報の提供を行う。	
その他必要な支援	総務対策部	その他、被災者において必要な支援（内容等調整し担当対策部が実施する）	

被災者の受入、支援については、災害時等の相互応援協定等に基づき実施するもののほか、北海道からの要請により行うものとし、可能な限り支援を行うものとする。

状況に応じ、近隣地域における災害についても、同様の対応を行うものとする。